

# 松島町景観形成ガイドライン

## 目 次

### 第1章 ガイドラインの趣旨

1. 松島町景観計画の概要 ..... 1
2. ガイドラインの目的と対象範囲 ..... 5
3. ガイドラインの構成 ..... 6
4. ガイドラインの使い方 ..... 7

### 第2章 守るべき眺望景観

1. 守るべき4つの眺望景観 ..... 10

### 第3章 町全域の景観形成ガイドライン

1. 松島湾景域 ..... 12
  - (1) 景観形成の目標と方針 ..... 12
  - (2) 景観形成ガイドライン ..... 16
2. 緑の景域 ..... 52
  - (1) 景観形成の目標と方針 ..... 52
  - (2) 景観形成ガイドライン ..... 55

### 第4章 景観重点地区の景観形成ガイドライン

1. 景観形成の目標と方針 ..... 70
2. 景観形成ガイドライン ..... 86

### 第5章 景観計画に基づく手続き

1. 届出対象行為 ..... 125
2. 手続きの流れ ..... 127



# 第1章 ガイドラインの趣旨

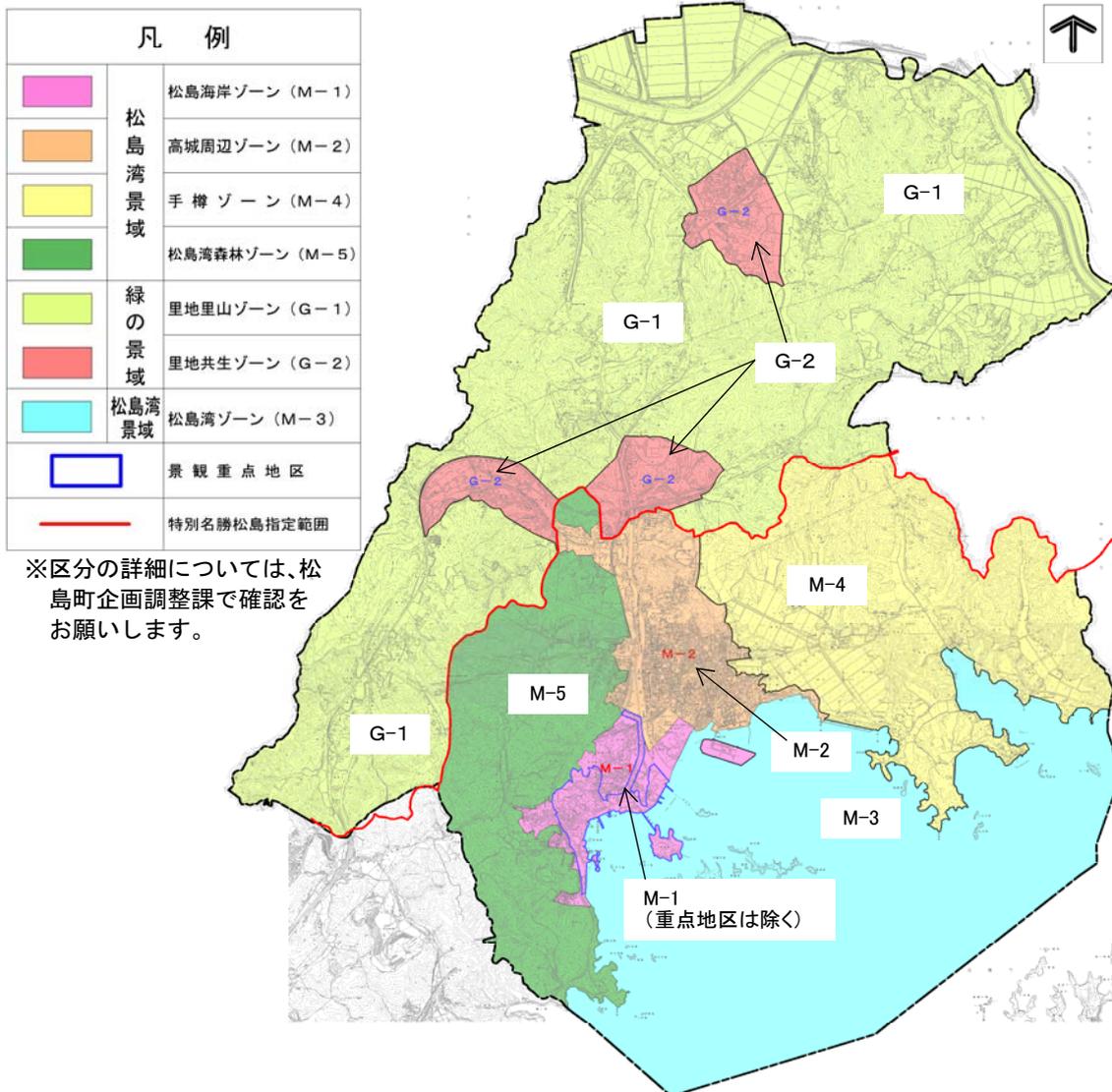
## 1. 松島町景観計画の概要

松島町では、松島町景観計画に基づき、“日本三景松島の景観の継承と創造”という基本理念のもと、“優れた自然環境を礎に、人々を魅了し、歴史・文化・暮らしを育む風格ある景観を形成する”ことを基本目標に掲げて、景観行政に取り組んでいます。

具体的には、町全域を景観計画の区域とし、それぞれの地域の景観特性を踏まえ、2つの景域（松島湾景域、緑の景域）と7つのゾーンに区分して、ゾーンごとに景観形成の方針と基準（ルール）を定めています。さらに、日本三景松島にとって重要な眺望景観を保全するとともに、景観重点地区として松島海岸一帯の魅力ある景観形成を進めるための方針と基準についても別に定めています。

ガイドラインは「第3章」

### (1) 町全域（2つの景域と7つのゾーン）

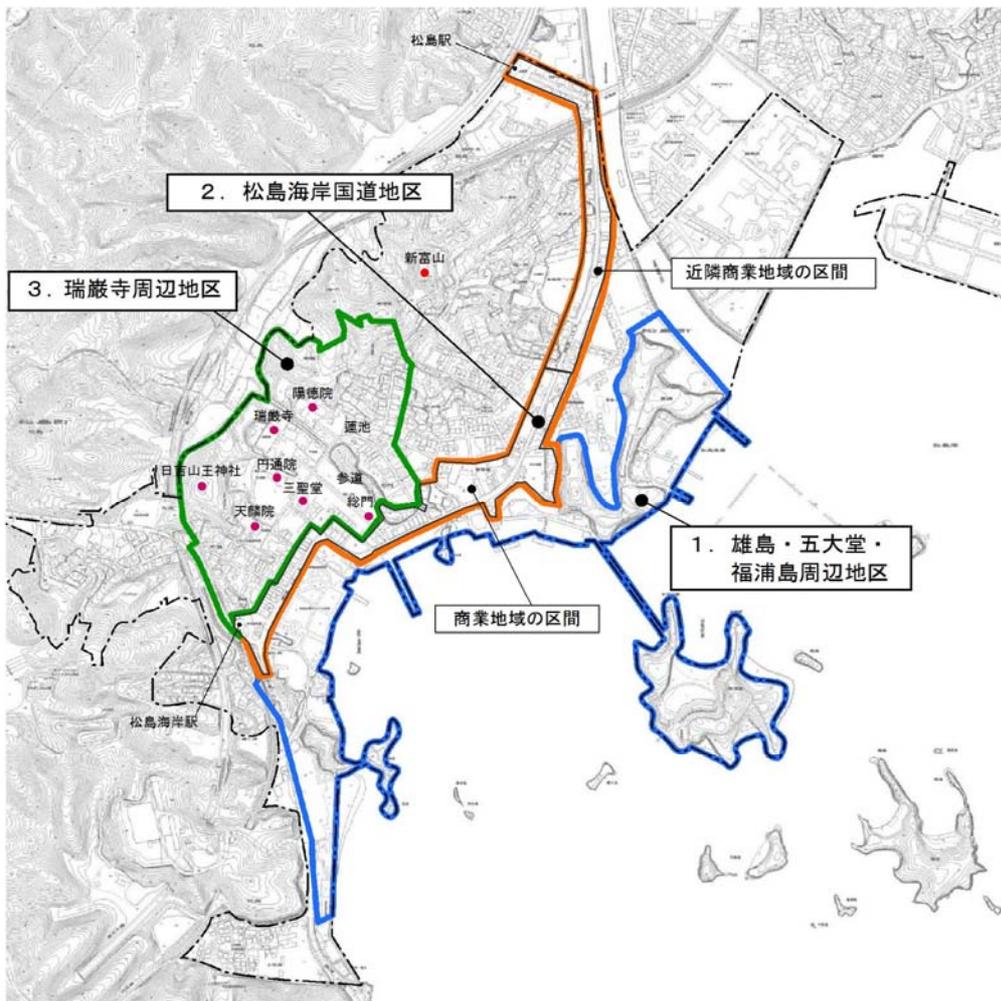


ゾーン区域区分図

景域	ゾーン 名称	景観形成の目標	景観形成方針
松島湾景域	松島海岸 (M-1)	松島の歴史・文化を継承し、人々を魅了する品格ある風致景観の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道沿いの風格の創出</li> <li>・瑞巖寺周辺の佇まいの形成</li> <li>・海の眺めを楽しめる海岸景観の形成</li> <li>・松島を強く印象付ける眺望の保全</li> <li>・安全・安心な道路空間の形成</li> <li>・街道の名残りを感ずる資源の維持・継承</li> <li>・松島湾と調和した磯島の景観への配慮</li> </ul>
	高城周辺 (M-2)	住む人の地域活動による、生き活きとした住み心地の良い市街地景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観資源を活かした活力あるまち並み景観の形成</li> <li>・河川景観を活かした水辺の拠点空間の形成</li> <li>・周辺の緑と調和した住宅地景観の形成</li> <li>・高い位置からの眺望に配慮した、統一感のある住宅地景観の形成</li> <li>・高城駅・愛宕駅周辺の良い景観形成</li> <li>・風情ある生業景観の維持・継承</li> <li>・祭・行事など記憶に残る景観の継承</li> </ul>
	松島湾 (M-3)	海・島・松が形づくる自然造形美の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の造形美である多島海景観の保全・継承</li> <li>・松島のシンボルである松の保全</li> <li>・生業景観を活かした特徴ある湾の景観形成</li> <li>・松島湾から眺める丘陵景観の保全</li> <li>・バランスの取れた観光活用と美観維持</li> </ul>
	手樽 (M-4)	干拓による田園景観と海岸線の名残りが見える自然景観の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山の特徴的な集落景観の保全・継承</li> <li>・農業・漁業などの生業景観の保全・継承</li> <li>・幹線道路や鉄道から見える田園景観の保全</li> <li>・海岸沿いの公園の保全・活用</li> </ul>
	松島湾森林 (M-5)	松林に特徴づけられた豊かな植生環境と美しい眺望の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松島のシンボルである松の保全</li> <li>・多様な眺望景観の保全・継承</li> <li>・沿道からの良好な眺望の確保</li> <li>・周辺と調和した沿道施設等の景観形成</li> </ul>
緑の景域	里地里山 (G-1)	緑豊かな森林景観と里地里山集落の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな森林と稜線の保全・継承</li> <li>・松島湾を眺められる公園の活用</li> <li>・先人が築いた田園景観等の保全</li> <li>・懐かしさを感じる集落景観の保全・継承</li> <li>・自然と調和した建築物・工作物の景観形成</li> <li>・地域の重要な資源・身近な資源の保全・継承</li> <li>・地域に根ざした自然・文化的景観の継承</li> <li>・自然と調和した公共施設の維持管理</li> </ul>
	里地共生 (G-2)	新たなまちの発展活力と里山環境との共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潤いある住宅地景観の創造</li> <li>・里地里山と交通・産業拠点の共生</li> <li>・玄関口にふさわしい景観形成</li> <li>・旧松島駅の記憶を活かした景観形成</li> <li>・地域の歴史的景観資源の保全・継承</li> </ul>

(2) 景観重点地区

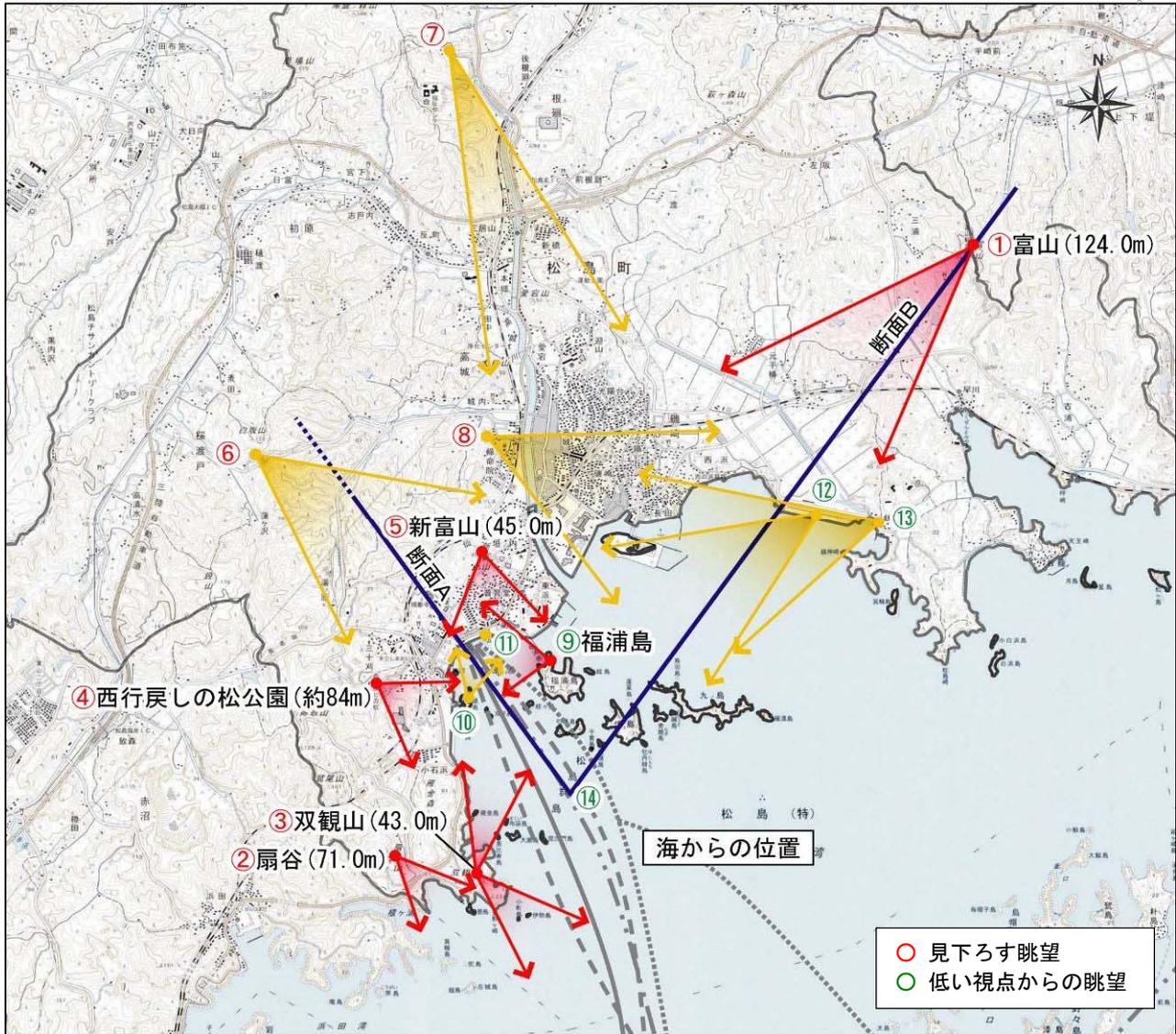
ガイドラインは「第4章」



景観重点地区の3つの区分図

地区	景観形成の目標	景観形成方針
雄島・五大堂・福浦島周辺地区	松島湾の眺望を楽しみながら回遊できる海岸線の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五大堂や観瀾亭周辺樹木の適切な維持管理</li> <li>・立地特性を活かした快適な遊歩道づくり</li> <li>・周辺環境に合わせた係船場の整理</li> <li>・松島海岸公園と松島湾とが一体の景観形成</li> <li>・適切な親水空間の維持管理</li> </ul>
松島海岸国道地区	にぎわいととも歴史の趣や美しい海を感じられる連続した沿道の景観形成	<p>&lt;商業地域の区間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と歴史を感じる松島海岸駅周辺の景観形成</li> <li>・歴史的背景にふさわしい建物デザインの誘導</li> <li>・歴史的雰囲気看板や公共施設のデザイン誘導</li> </ul> <p>&lt;近隣商業地域の区間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史と統一性を感じられる松島駅周辺の景観形成</li> <li>・周囲と調和した沿道建物の景観形成</li> <li>・景観を妨げない屋外広告物のデザイン誘導</li> <li>・安全と景観に配慮した公共施設のデザイン</li> </ul>
瑞巖寺周辺地区	歴史的な趣と調和した和の佇まいの景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荘厳な参道景観の維持・継承</li> <li>・歴史的な趣に配慮した景観形成</li> <li>・自然素材を活かした寺町の景観形成</li> <li>・象徴的な多島海景観を守るための眺望景観の保全</li> </ul>

(3) 守るべき眺望



町の眺望点位置図

■ 4つの眺望<sup>(※)</sup>と対象範囲

	眺 望	対象範囲
①	富山から見た松島海岸	○視点場：富山の展望台 ○範 囲：北西側は展望台と高城の大日山を結ぶ線から、東側は古浦の田園まで。南側は町域全て。
⑤	新富山から見た松島海岸	○視点場：新富山の展望台 ○範 囲：南西側は鷲尾山山頂から双観山への尾根。東側は福浦島を包括する範囲。
⑨	福浦島から見た松島海岸	○視点場：福浦島の福浦橋付近 ○範 囲：西側は雄島から北側はセンチュリーホテルまで。背後は稜線まで全て。
⑭	海(船)から見た松島海岸	○視点場：観光船 ○範 囲：陸と島を眺め、距離が400m程度の範囲。稜線は市街地背後400m程度。

※本ガイドラインでは、特に、他の眺望に比べ、建築物・工作物等の新築・建替えが行われる場合が多いと想定される眺望のみを表記しています。詳細は、松島町景観計画で確認ください。

## 2. ガイドラインの目的と対象範囲

### ●ガイドラインの目的

松島町景観形成ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、松島町景観計画の「第5章 良好な景観形成のための誘導」を補完するもので、特に同計画に定めた「第5章—2 景観形成基準」（景観法第8条第2項第2号関係）の内容について、より分かりやすく解説することを目的としています。

また、景観形成に取り組むにあたっては、本ガイドラインを基本として、地域の歴史や風土と調和した素材や、時間の経過とともに趣を感じることが出来る素材などを採用することで、本町の魅力を更に高め、地域の繁栄に結びつくものと捉えています。

### ●ガイドラインの対象範囲

届出対象行為<sup>(※)</sup>においては景観形成基準に適合する必要があるため、本ガイドラインは、届出制度の運用にあたって、景観形成基準との適合性を判断する際の資料となります。

また、一般の住宅や小規模な店舗など届出対象行為に当たらない建築物の建築などを行う際にも、景観への配慮を検討する際に活用いただけるような内容となっています。

※松島町景観計画による「届出対象行為」は次のとおりです。

（詳細は「第5章—1」を参照）

ゾーン	行為の種類・規模	
松島湾景域	建築物	高さ>10m又は延べ面積 $\geq$ 300 m <sup>2</sup>
	工作物	高さ>10m又は築造面積 $\geq$ 300 m <sup>2</sup>
	開発行為	開発行為の面積 $\geq$ 1,000 m <sup>2</sup>
	土砂の採取・水面の埋立て	造成面積 $\geq$ 500 m <sup>2</sup>
緑の景域	建築物	高さ>10m又は延べ面積 $\geq$ 500 m <sup>2</sup>
	工作物	高さ>10m又は築造面積 $\geq$ 500 m <sup>2</sup>
	開発行為	開発行為の面積 $\geq$ 1,000 m <sup>2</sup>
	土砂の採取・水面の埋立て	造成面積 $\geq$ 1,000 m <sup>2</sup>
景観重点地区	建築物	特別名勝松島保存管理計画の現状変更の許可申請等の行為と同様（注）
	工作物	
	開発行為	
	土砂の採取・水面の埋立て	造成面積 $\geq$ 500 m <sup>2</sup>

（注）「特別名勝松島保存管理計画の現状変更の許可申請等の行為」は、次の適用除外を除き全てが対象となります。

〈適用除外の行為〉

- ・ 建築面積が5 m<sup>2</sup>以下で、かつ高さが3 m以下のごく簡易な建築物・工作物の設置
- ・ 第3種保護地区における建築面積が120 m<sup>2</sup>以下で、かつ高さが10 m以下の専任戸建住宅の新築、改築等

### 3. ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成及び各章の内容は下記に示すとおりです。

#### 第1章 ガイドラインの趣旨

松島町景観計画の概要を取りまとめるとともに、本ガイドプランの目的と対象範囲及び本ガイドラインの構成について示しています。



#### 第2章 守るべき眺望景観

守るべき眺望については、景観計画に示された特に眺望景観として重要な4地点についての景観形成の方針を示しています。



#### 第3章 町全域の景観形成ガイドライン

町全域を松島湾景域5ゾーン、緑の景域2ゾーンの計7ゾーンに分け、景域ごとに(1)景観形成の目標と方針、(2)景観形成ガイドラインを示しています。



#### 第4章 景観重点地区の景観形成ガイドライン

松島湾景域の松島海岸ゾーンの中で、特に景観上重要な3地区(1. 雄島・五大堂・福浦島周辺地区、2. 松島海岸国道地区、3. 瑞巖寺周辺地区)を景観重点地区として指定し、(1)景観形成の目標と方針、(2)景観形成ガイドラインを示しています。



#### 第5章 景観計画に基づく手続き

##### 1. 届出対象行為

届出の対象となる行為の種別や規模について示しています。



##### 2. 手続きの流れ

届出等の具体的な流れについて、フロー図などを用いて示しています。

## 4. ガイドラインの使い方

ここでは、建築等の行為の場所に応じて参照すべき章、及び各ガイドラインの具体的な見方について説明します。

### ● 建築等の行為の場所に応じて参照すべき章

#### 【行為の場所が松島湾景域に含まれる場合】

- ① 松島町の景観では、高い場所からの眺めや、島や船などの低い場所からの眺め等、海と島々を眺める眺望点が多数存在することが大きな特徴です。多数の眺望点は日本を代表する景勝地として大切であることはもちろんですが、住む人々にとっても暮らしの中の身近な財産です。このため、行為を実施する際には、第2章「守るべき眺望景観」で示される景観形成の方針に配慮してください。
- ② 次に、行為の場所が景観重点地区に含まれるかを確認し、含まれる場合は第4章「景観重点地区の景観形成ガイドライン」を参照してください。
- ③ 行為の場所が、景観重点地区以外で松島湾景域に含まれる場合は、第3章－1「松島湾景域の景観形成ガイドライン」を参照してください。

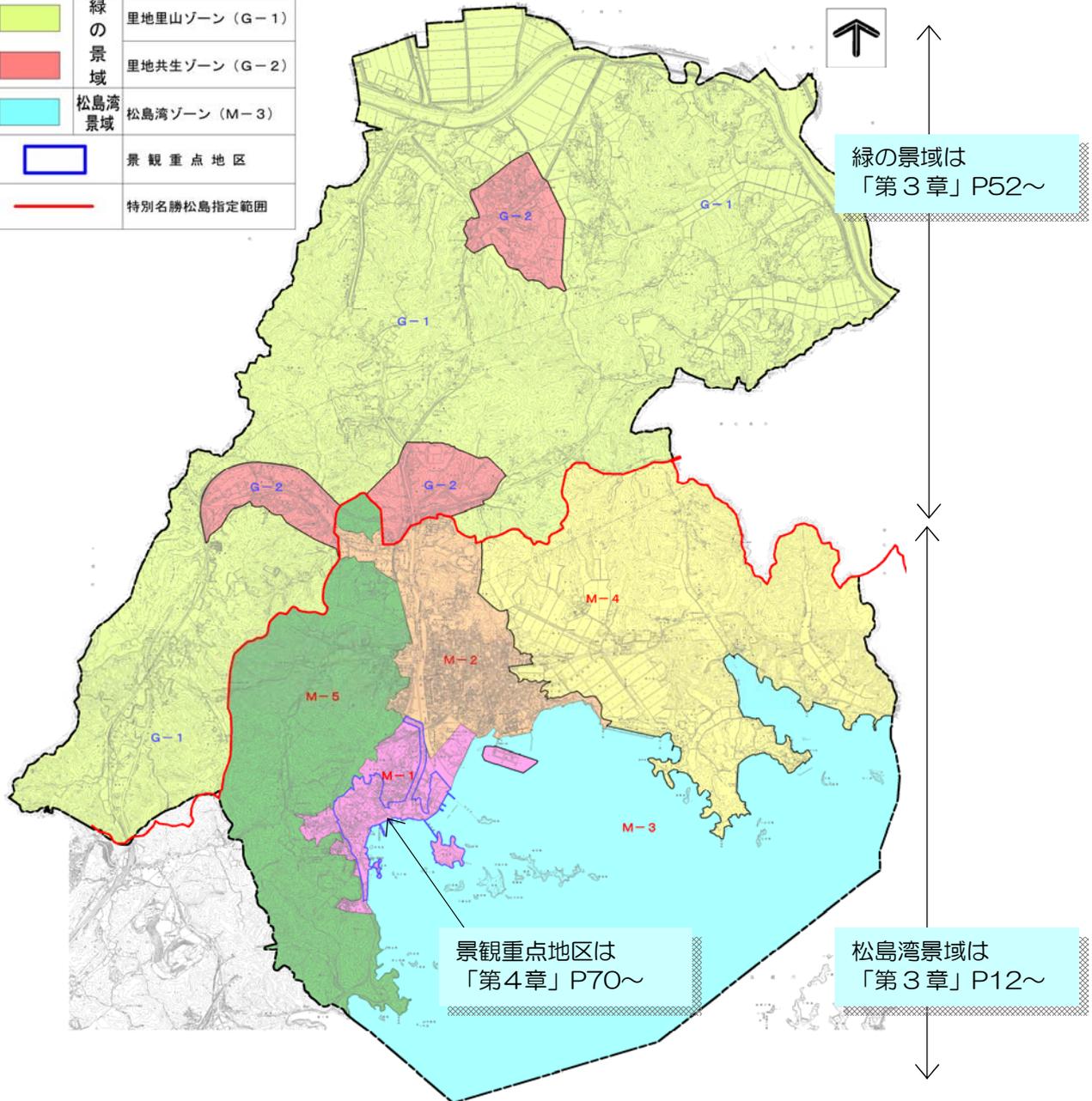
#### 【行為の場所が緑の景域に含まれる場合】

- ④ 行為の場所が緑の景域の場合は、第3章－2「緑の景域の景観形成ガイドライン」を参照してください。



建築等の行為の場所に応じて参照すべき章

凡 例	
	松島海岸ゾーン (M-1)
	高城周辺ゾーン (M-2)
	手 樽 ゾ ーン (M-4)
	松島湾森林ゾーン (M-5)
	里地里山ゾーン (G-1)
	里地共生ゾーン (G-2)
	松島湾景域 松島湾ゾーン (M-3)
	景 観 重 点 地 区
	特別名勝松島指定範囲



参照頁概略図

※区分の詳細については、松島町企画調整課で確認をお願いします。

## ●各ガイドラインの具体的な見方

各ガイドラインの具体的な見方は以下のとおりです。

景観形成基準を表記しています。また、表題の【 】内は当該基準の一覧の項目及び番号を示しています。

第3章、第4章では、当該基準がどのゾーンに適用されているかなどを略号で示しています。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

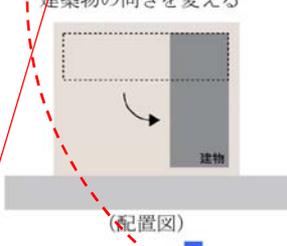
**景観形成基準【配置一①】**  
**主要な箇所<sup>(※)</sup>（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。**

**基準のねらい** 海・島・山並みなどの自然景観は、特別名勝松島を象徴する景観です。このため、建築物の新築及び改築等を考える場合は、主要な箇所からこれら自然景観の眺望を妨げないように配慮して計画することが望まれます。

**具体的に配慮していただく内容の例**

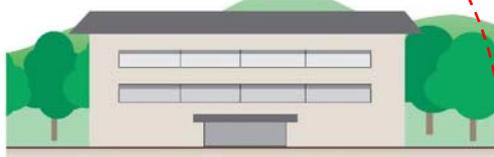
○主要な箇所から見て背後に樹林地や海岸線が望める場合は、そこからの景観を意識して遮へいする面積が少なくなるように配慮しましょう。また、樹林地の稜線が望める場合は、その連続性を分断しないように努めましょう。

建築物の向きを変える



(配置図)

× 背後の樹林地を隠している



↓ 配慮の例 ↓

○ 建築物の向きや配置を工夫することで、樹林地の見通しや稜線の確保が図られる



当該基準を設定したねらいについて解説しています。

イラストや写真等を使いながら、当該基準に対する具体的な配慮例を示しています。

## 規制強度に関する方針

強	届出前の事前相談の段階、文化財保護法及び松島町景観条例に基づく協議の段階において、必要な指導を行う。準拠しない建築物等については、景観法第16条第3項に基づく勧告を行う。 (主な語尾の表現:「行う」、「用いる」、「使用しない」など)
中	届出前の事前相談の段階及び松島町景観条例に基づく協議の段階において、必要な指導を行う。 (主な語尾の表現:「努める」など)
弱	届出前の事前相談の段階において、努力を促す。 (主な語尾の表現:「望ましい」、「すると良い」など)



## 第2章 守るべき眺望景観

### 1. 守るべき4つの眺望景観

4つの眺望は、他の眺望に比べ、対象範囲での建築物・工作物等の新築や建替えが多いと想定されるため、関連する地区の景観形成基準に、当該方針を考慮します。

#### (1) 見下ろす眺望

##### ① 富山から見た松島海岸



近景：○近距離の植栽による眺望の阻害をなくす。

中景：○樹木と組合せた建築物等の配置を維持し、屋根や外壁の目立つ色彩の使用を抑制する。

遠景：○(市街地)屋根や外壁の目立つ色彩の使用を抑制する。  
○(松島湾・丘陵)現状を維持する。



富山から見下ろす眺望の断面イメージと方針

##### ② 新富山から見た松島海岸



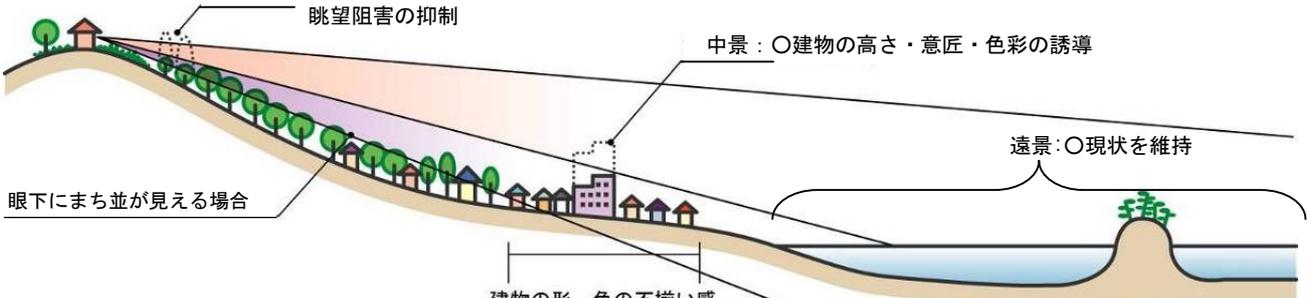
近景：○樹木の生長による眺望阻害の抑制

中景：○建物の高さ・意匠・色彩の誘導

遠景：○現状を維持

眼下にまち並が見える場合

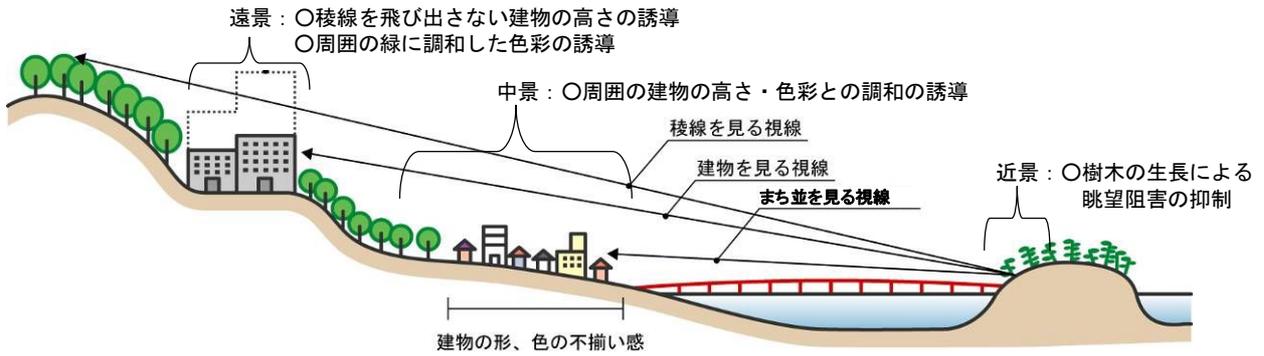
建物の形、色の不揃い感



新富山からの見下ろす眺望の断面イメージと方針

## (2) 低い視点から見た眺望

### ① 福浦島から見た松島海岸



福浦島からの眺望の断面イメージと方針

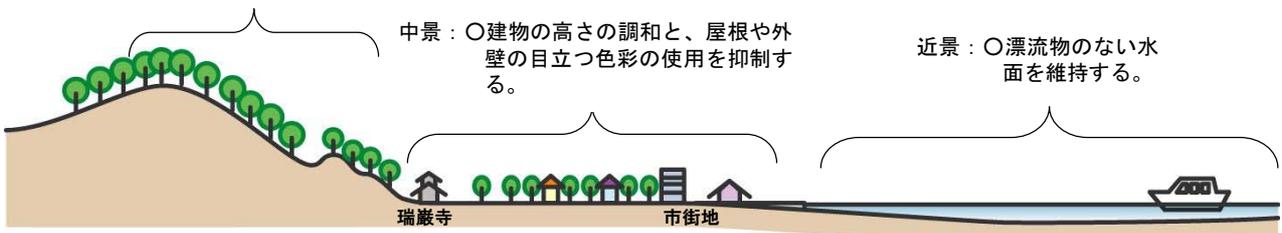
### ② 海（船）から見た松島海岸



遠景：○稜線を飛び出す高さの建物や、屋根や外壁の目立つ色彩の使用を抑制する。

中景：○建物の高さの調和と、屋根や外壁の目立つ色彩の使用を抑制する。

近景：○漂流物のない水面を維持する。



海（船）から見た松島海岸の断面イメージと方針

# 第3章 町全域の景観形成ガイドライン

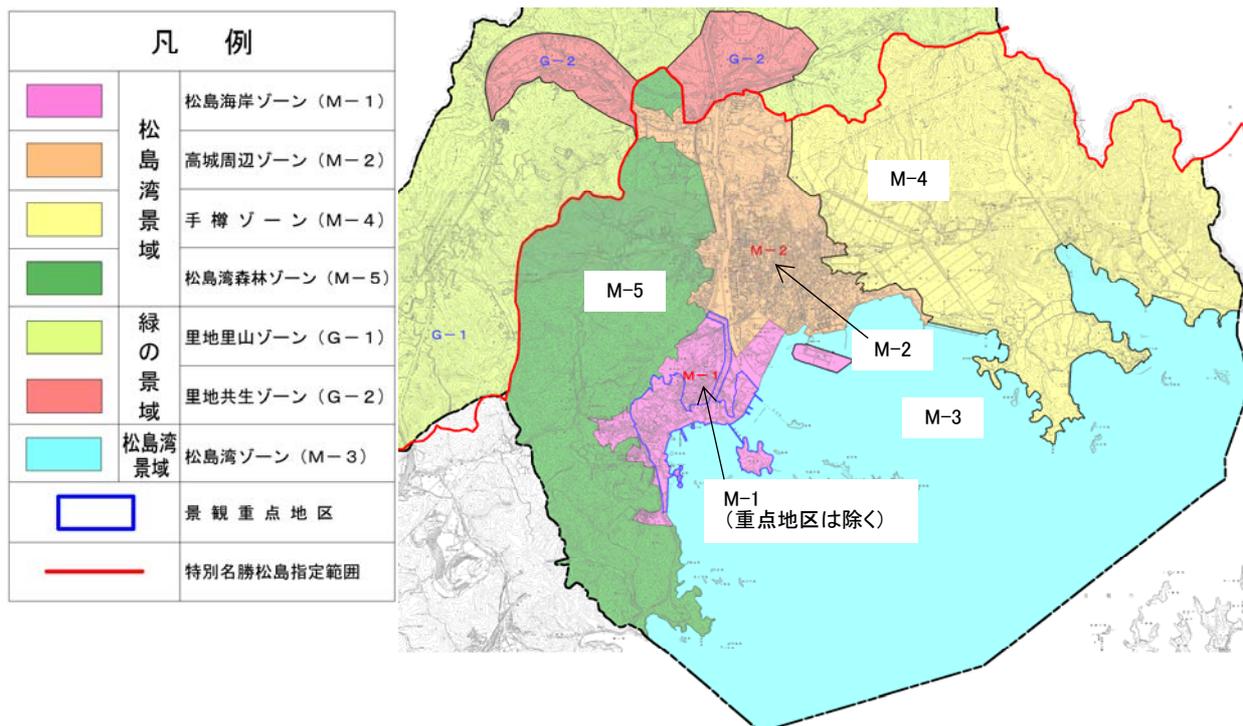
## 1. 松島湾景域

### (1) 景観形成の目標と方針

松島湾景域は、特別名勝松島の指定範囲で、多島海の松島湾を含めた地域です。この景域では、江戸時代後期には遊覧の地として広く知られ、今日も多く  
の観光客の魅力となっている海の美しさと、歴史的背景にふさわしい風致景観  
を保全・創出します。

#### ゾーン別の概要と目標

ゾーン名称	概要と目標
松島海岸 (M-1)	日本三景松島を象徴する歴史的建造物や観光施設等が集積し、松島の観光拠点を形成している地域と周辺の住宅地を含めた区域 <b>目標：松島の歴史・文化を継承し、人々を魅了する品格ある風致景観の創造</b>
高城周辺 (M-2)	古くからまち並みが形成されている高城商店街や、鉄道・幹線道路沿いから連続して広がる住宅及び商業地を中心とする区域 <b>目標：住む人の地域活動による、生き活きとした住み心地の良い市街地景観の形成</b>
松島湾 (M-3)	松島の象徴である多島海景観を形成している松島湾の区域 <b>目標：海・島・松が形づく自然造形美の保全・継承</b>
手樽 (M-4)	かつて手樽湾を形成し、干拓事業などにより広大な田園が形成され、背後の山裾と一帯的に里地里山的景観が形成されている区域 <b>目標：干拓による田園景観と海岸線の名残りが見える自然景観の保全・継承</b>
松島湾森林 (M-5)	松島湾を取り囲む丘陵地帯で、松島湾や海岸沿いの陸地から見える緩やかな山並みの稜線を形成している森林を中心とした区域 <b>目標：松林に特徴づけられた豊かな植生環境と美しい眺望の保全・継承</b>



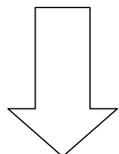
松島湾景域 ゾーン区域区分図

## 個別景観イメージ

海域と島々で構成する松島湾ゾーン（M-3）及び森林中心の松島湾森林ゾーン（M-5）を除き、それぞれのゾーンの景観イメージを以下に示します。

### M-1：松島海岸ゾーン

（現況）



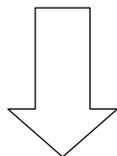
#### 【景観イメージ】

- ・松島湾の眺望を保全するため、まち並みのなかで目立つ建築物等の屋根や外壁を落ち着いた色合いで統一



## M-2 : 高城周辺ゾーン

(現況)

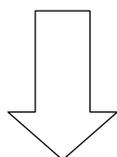


### 【景観イメージ】

- ・電柱を濃茶系の色合いとすることで煩雑さを軽減
- ・路側の明確化等による安心感のある道路景観の形成
- ・沿道の緑化推進による潤いある景観の演出



## M-4 : 手樽ゾーン



### 【景観イメージ】

- ・道路整備に併せ、法面の緑化等による周辺の自然と調和した道路景観の創出
- ・電柱を濃茶系の色合いとすることで煩雑さを軽減



## (2) 景観形成ガイドライン

松島湾景域で定められた景観形成基準は以下の表のとおりで、これらについて「基準のねらい」と「具体的に配慮いただく内容例」を景観形成ガイドラインとして示します。

### ●景観形成基準の一覧

#### 【建築物】

項目	景観形成基準	ゾーン※1				
		海	高	湾	手	森
<b>建築物</b>						
配置	①主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みとの調和させることが望ましい。	弱	弱	—	—	—
	③旧街道に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に揃えるなど、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。または、塀等を設けることでまち並みの連続性が損なわれない配置にするとよい。	—	弱	—	—	—
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて	※2	※2	※2	※2	※2
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて	※2	※2	※2	※2	※2
	③建築面積の規模について	※2	※2	※2	※2	※2
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について	※2	※2	※2	※2	※2
	②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	③低層部は、明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいまち並み景観とすることが望ましい。	弱	弱	—	—	—
	④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感のある意匠にすることが望ましい。	弱	弱	—	—	—
	⑤旧街道や高城川に背を向けない形態・意匠とすることが望ましい。	—	弱	—	—	—
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感を軽減することが望ましい。	弱	弱	—	—	—
	②屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の景観と調和させることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
屋根等	②屋根の種類は、瓦、スレートを使用することが望ましい。また、素材は粘土系、金属系を使用することが望ましい。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものを避けることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備の形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとするが望ましい。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	弱	弱	弱	弱	弱
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備の形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとするが望ましい。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	弱	弱	弱	弱	弱
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整を図り、目立たないものを用いることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
材料	①建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
色彩	① 建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準に適合させることが望ましい。ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	弱	弱	弱	弱	弱
<b>外構（建築物に付属するもの）</b>						
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	②敷地の接道部分は、木塀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	③高さ0.6m（3段）以上のブロック塀等の設置は避けることが望ましい。	弱	弱	—	—	—
	④駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景を行うことが望ましい。	弱	弱	—	—	—
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立たないよう配慮することが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とすることが望ましい。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	弱	弱	弱	弱	弱

※1 「海」は松島海岸ゾーン、「高」は高城周辺ゾーン、「湾」は松島湾ゾーン、「手」は手樽ゾーン、「森」は松島湾森林ゾーンを示す。

※2 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

強	届出前の事前相談の段階、文化財保護法及び松島町景観条例に基づく協議の段階において、必要な指導を行う。準拠しない建築物等については、景観法第16条第3項に基づく勧告を行う。 (主な語尾の表現:「行う」、「用いる」、「使用しない」など)
中	届出前の事前相談の段階及び松島町景観条例に基づく協議の段階において、必要な指導を行う。 (主な語尾の表現:「努める」など)
弱	届出前の事前相談の段階において、努力を促す。 (主な語尾の表現:「望ましい」、「すると良い」など)

### 【工作物】

項目	景観形成基準	ゾーン				
		海	高	湾	手	森
配置・高さ・規模	①主要な箇所(海岸や船、道路や河川、公園・広場など)からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	②丘陵地を背景にする地域においては、山並みの稜線を保全することが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	③道路等の公共空間に接する部分は、歩行者等への圧迫感を軽減することが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	④高さは、機能上やむを得ない場合を除き、低層に抑えることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
形態意匠	①形態意匠は周辺の景観との調和に努めることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	②外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
色彩	①色彩は、周辺の景観との調和させることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
緑化等	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	②敷地の接道部分は、木堀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱

### 【開発行為】

項目	景観形成基準	ゾーン				
		海	高	湾	手	森
配置・規模・形態意匠	①できる限り現況の地形を活かし、長大な法面又は擁壁の設置を避けることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
緑化等	①法面はできる限り緩やかな勾配にするとともに、周辺の植生と調和した緑化にすることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	②敷地内の樹木は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすことが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱

### 【土砂の採取・水面の埋立て等】

項目	景観形成基準	ゾーン				
		海	高	湾	手	森
土砂類の採取						
方法	①土砂類の採取や土地の変更、木材の伐採は、最小限のものとし、地域の景観を著しく改変しないことが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	②採取や変更、伐採後の地貌が、地域の景観と著しく不調和にならないようにすることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
遮へい	①堆積する物件は、できる限り道路や公園等の公共の場所から見えないように、植栽や塀等による遮へいを行うことが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	②遮へいする場合は、周辺の景観との調和させることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
緑化	①採取や変更、伐採後は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
水面の埋立て						
	①水面の埋立てに伴い形成される護岸については、水辺の眺望の連続性を乱さないよう、表面の仕上げに配慮することが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱
	②法面が生じる場合は、樹木等で緑化し、水辺や背景の緑と調和させることが望ましい。	弱	弱	弱	弱	弱

# 1) 建築物

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

## 景観形成基準 【配置-①】

主要な箇所<sup>(※)</sup>（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。

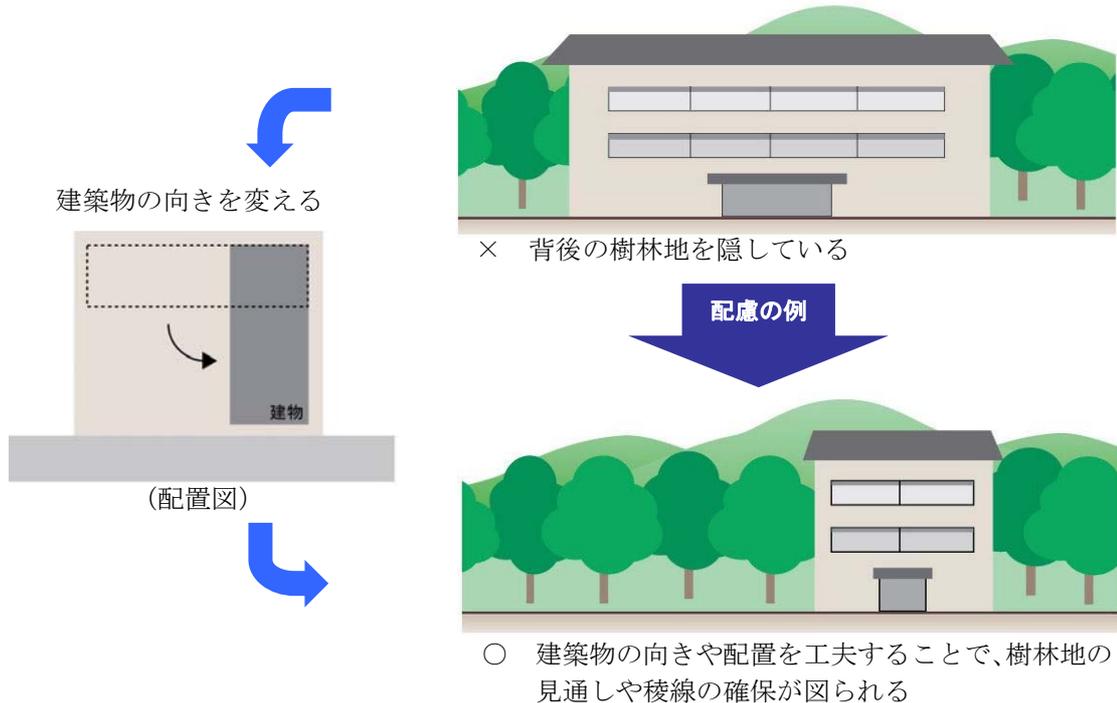


基準の  
ねらい

海・島・山並みなどの自然景観は、特別名勝松島を象徴する景観です。このため、建築物の新築及び改築等を考える場合は、主要な箇所からこれら自然景観の眺望を妨げないように配慮して計画することが望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○主要な箇所から見て背後に樹林地や海岸線が望める場合は、そこからの景観を意識して遮へいする面積が少なくなくなるように配慮しましょう。また、樹林地の稜線が望める場合は、その連続性を分断しないように努めましょう。



※ 「主要な箇所」は、ゾーンごとに次に示す箇所が挙げられます。

ゾーン		主要な箇所
海	松島海岸ゾーン	海岸沿いの遊歩道、観光船、国道45号、県道赤沼・松島線、松島海岸駅周辺、松島駅周辺、福浦橋、松島海岸中央広場、松島海岸公園、新富山
高	高城周辺ゾーン	国道45号、高城の旧街道、主要地方道奥松島・松島公園線、高城町駅周辺、愛宕駅周辺、高城川、磯崎漁港、西の浜貝塚
湾	松島湾ゾーン	観光船、島々
手	手樽ゾーン	主要地方道奥松島・松島公園線、早川漁港、手樽海浜公園、遊YOU松島、富山
森	松島湾森林ゾーン	国道45号、一般県道赤沼・松島線、パノラマライン、西行戻しの松公園、扇谷、双観山、高城高山

海	高	湾	手	森
弱	弱	—	—	—

## 景観形成基準 【配置一②】

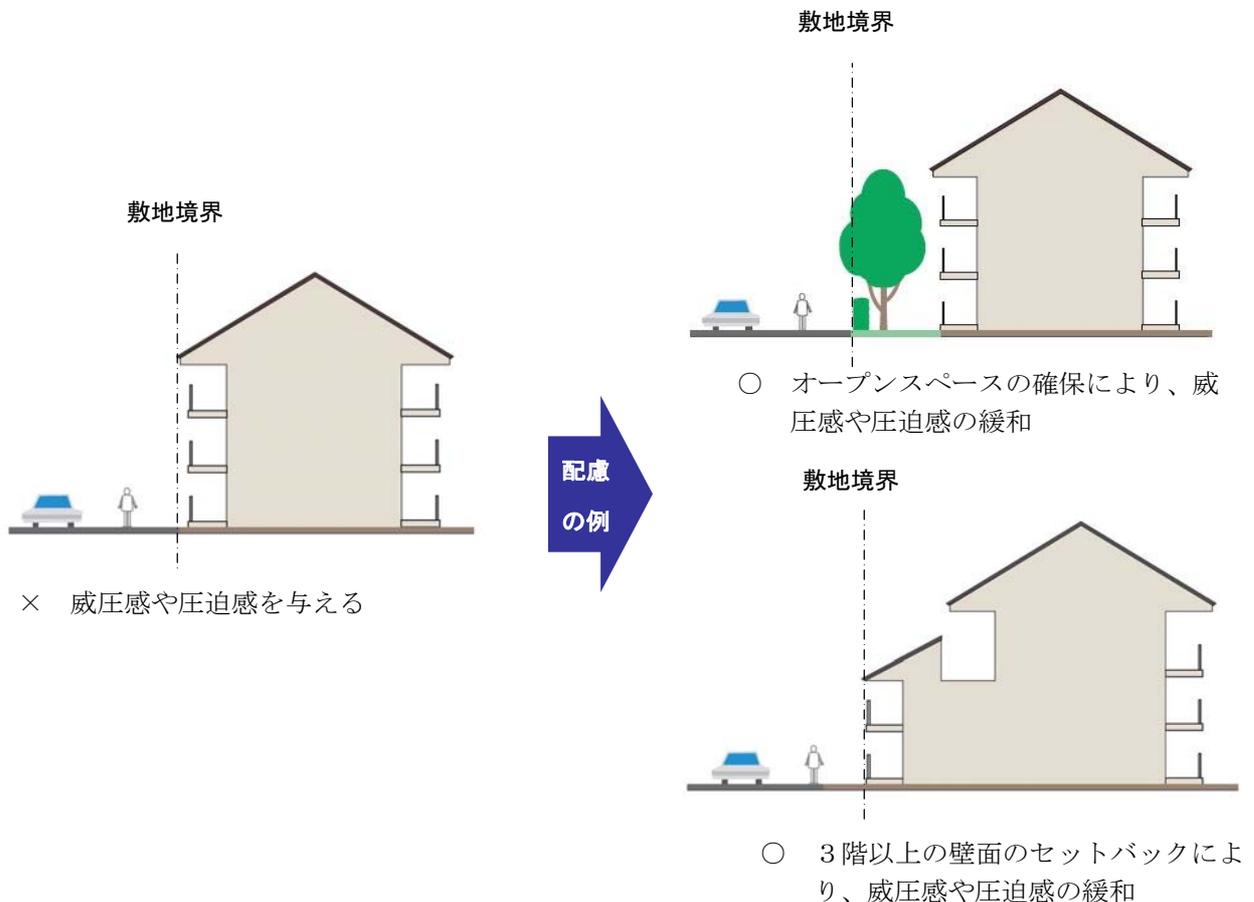
ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みとの調和させることが望ましい。

### 基準の ねらい

大規模な建築物は、通りの景観に及ぼす影響が大きく、特に高層の建築物や長大な壁面は、周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあるため、壁面の後退や道路沿いのオープンスペースの確保により、歩行者等への圧迫感を軽減するよう努めることが望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 敷地内のオープンスペースの確保とは、前面道路に面する部分を指しており、道路沿いに植栽を施すなど緑豊かな景観を創出するように努めましょう。
- 中層階以上の壁面位置の後退とは、3階以上の壁面を指しており、周辺の景観と一体感のある景観となるように努めましょう。



海	高	湾	手	森
—	弱	—	—	—

### 景観形成基準 【配置-③】

旧街道に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に揃えるなど、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。または、塀等を設けることでまち並みの連続性が損なわれない配置にするとよい。

#### 基準の ねらい

歴史的まち並みが整然として趣があるのは、壁面の位置や建築様式を統一することで一体感ある景観を創り出していることにあります。逆に、道路に対して建築物の位置が個々バラバラに配置されると、まち並みが乱雑な雰囲気となってしまいます。このため、壁面位置を揃えることで景観の一体感を保つことが望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

○旧街道沿道では、歩道からの離隔距離を隣接建築物と揃えることで、一体感のある景観を創出するように努めましょう。



× 壁面位置がばらばらになるとまち並みの連続性が損なわれる

配慮  
の例



○ 壁面や底を隣接建築物と揃えることで一体感のある景観の創出

海	高	湾	手	森
※	※	※	※	※

## 景観形成基準 【高さ・規模－①】

### 海岸線の眺望を確保する高さについて

#### 基準の ねらい

景観計画に示された主要な眺望点では、松島の代表的景観要素である海岸線の眺望を確保することが重要です。

このため、建築物の新築及び改築に際しては、それら主な眺望点から、できる限り海岸線が望めるよう配慮した高さ・規模が求められます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 景観計画では、見下ろす眺望のうち「主要な眺望点」として以下の5地点を選定しています。これらの眺望点から見て、海岸線をできる限り遮らないよう、建築物の高さや規模を抑えましょう。
- 特に、新富山からの眺望は、以下の写真からも分かるように、海岸線の眺望に対する建築物の影響が顕著なため、建築物の新築及び改築に際しては特に配慮しましょう。



※ 「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

海	高	湾	手	森
※	※	※	※	※

## 景観形成基準 【高さ・規模②】

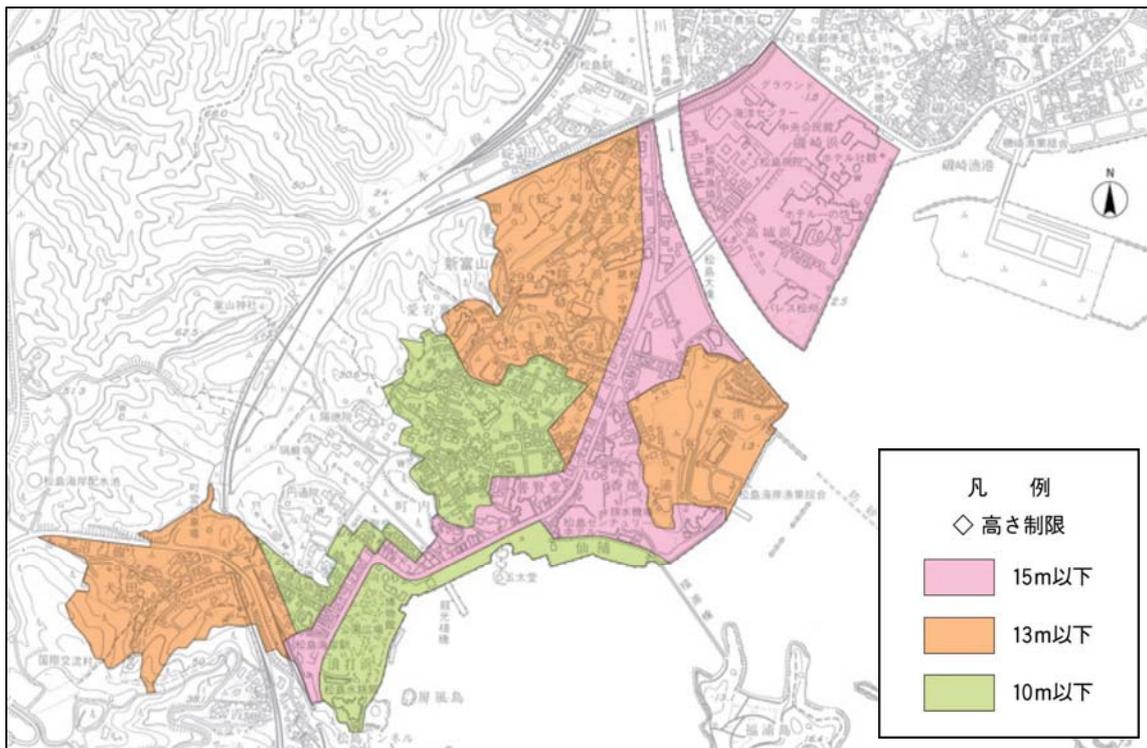
### 建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて

#### 基準の ねらい

建築物の高さ<sup>(注)</sup>の基準は「特別名勝松島保存管理計画」の基準と第3種保護地区を除いて同等としています。また、主要な箇所から眺望した際、丘陵の尾根線を超えないこととすることで、山並みの中に包まれた緑の一体景観の形成を目指しています。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 松島湾ゾーン (M-3) では、既存の高さを超えないようにしましょう。
- その他のゾーンの建築物は、既存の高さ若しくは 10m (下図の範囲においては、13m 又は 15m) を超えないようにしましょう。



松島海岸地区 高さ制限図 (出典：特別名勝松島保存管理計画)

注：「建築物の高さ」は、建築基準法施行令第2条第6号の規定による。

※ 「特別名勝松島保存管理計画 (宮城県教育委員会)」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

海	高	湾	手	森
※	※	※	※	※

## 景観形成基準 【高さ・規模－③】

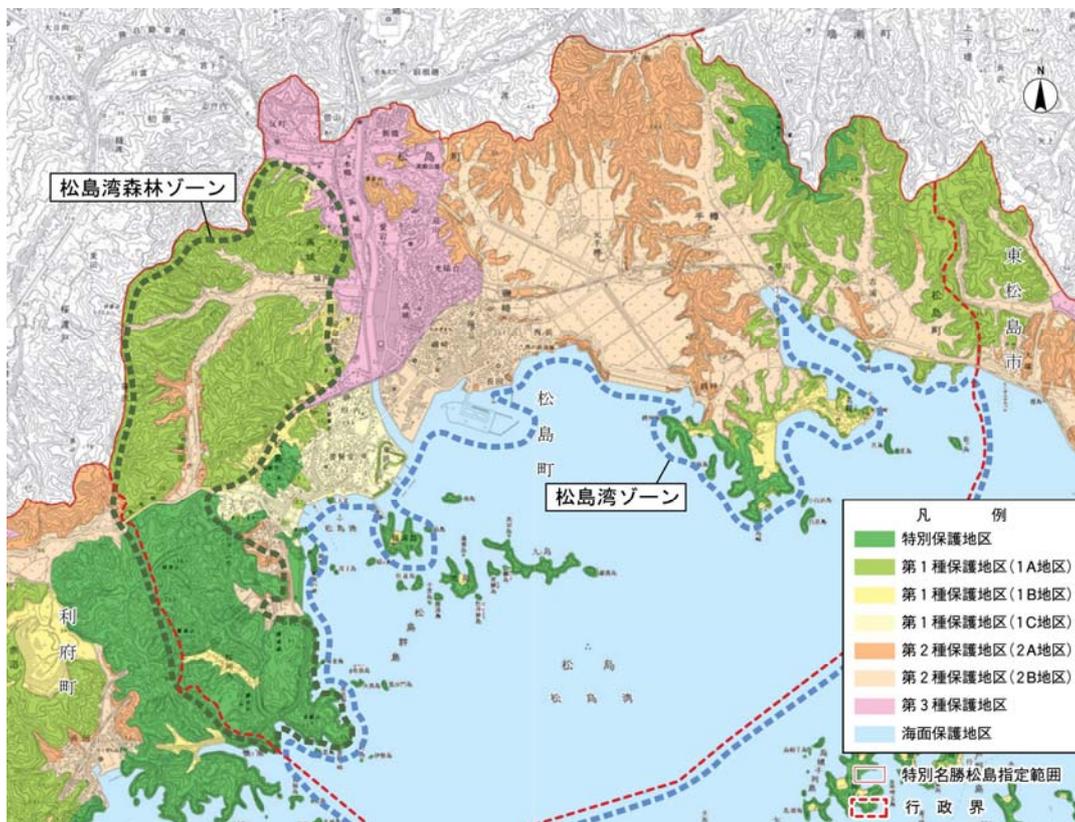
### 建築面積の規模について

#### 基準の ねらい

松島湾景域は、特別名勝松島の指定区域で「特別名勝松島保存管理計画」により下図に示すように8地区に区分され、建築面積<sup>(注)</sup>の基準が定められています。これに加え、森林や島の自然的景観をできる限り保全するため、景観計画の基準としては、既存よりも大きな建築物の立地を抑えることとしています。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 松島湾森林ゾーンと松島湾ゾーンは、「特別名勝松島保存管理計画」による取扱指針の基準にかかわらず、建築面積が既存規模を超えないように努めましょう。
- その他のゾーン（松島海岸ゾーン、高城周辺ゾーン、手樽ゾーン）では、「特別名勝松島保存管理計画」で区分された地区内での同一用途の建築物の建築面積を超えないように努めましょう。



特別名勝松島保護地区区分図

(出典：特別名勝松島保存管理計画)

注：「建築面積」は、建築基準法施行令第2条第2号の規定による。

※ 「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

○海側から眺望した際に丘陵の尾根線を超えてはならない“主要な箇所”  
とは、福浦島からの眺望とし、そこから見て、後背地の尾根線を超えな  
いように高さを設定するようにしましょう。



海	高	湾	手	森
※	※	※	※	※

## 景観形成基準 【形態意匠－①】

### 外観と周囲の風致景観との調和について

#### 基準の ねらい

「特別名勝松島保存管理計画」の建築物の現状変更の取扱指針に準じる基準で、主要な展望地点からの遠景、中景、近景での見え方に配慮し、その調和に努めましょう。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 「特別名勝松島保存管理計画」では、風致景観との調和を検討するためには、主要な展望地点からの遠景、中景、近景での見え方をシミュレーションすることが有効であるとしています。

#### ● 「特別名勝松島保存管理計画」に示す主要な展望地点の参考例

##### 展望地点名（松島町部分抜粋）

扇谷、富山、福浦島、新富山、西行戻しの松、治祐ヶ森公園、松島湾の遊覧船



- ホテルなどの建物が松島湾や背景の山並みの風致景観と調和している

※ 「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

## 景観形成基準 【形態意匠－②】

建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。

### 基準の ねらい

寺社の多い寺町、戸建て主体の住宅地、ホテル街や観光商業地など、地域ごとの市街地景観の特徴を充分に考慮し、それらを建築物の形態などに反映させることにより、周囲と調和し統一感のある景観の形成が望めます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 「松島海岸ゾーン（M-1）」では、現在も昔ながらの和の佇まいを維持する建築物や寺社の景観との調和や水主町のイメージの再生に努め、建築の屋根・外装及び塀の素材などに歴史的形態・意匠に配慮したものとしましょう。



和の佇まいを残す建築物



瑞巖寺の漆喰壁



内町の黒杉板塀

- 「高城周辺ゾーン（M-2）」や「手樽ゾーン（M-4）」でも地域の特性により、それぞれ特徴的な景観も見られます。それらの地域景観や自然景観との調和に配慮した建築物としましょう。



旧街道沿いの地域独特の景観  
（高城周辺ゾーン）



里山の自然と一体となった集落景観  
（手樽ゾーン）

海	高	湾	手	森
弱	弱	—	—	—

### 景観形成基準 【形態意匠－③】

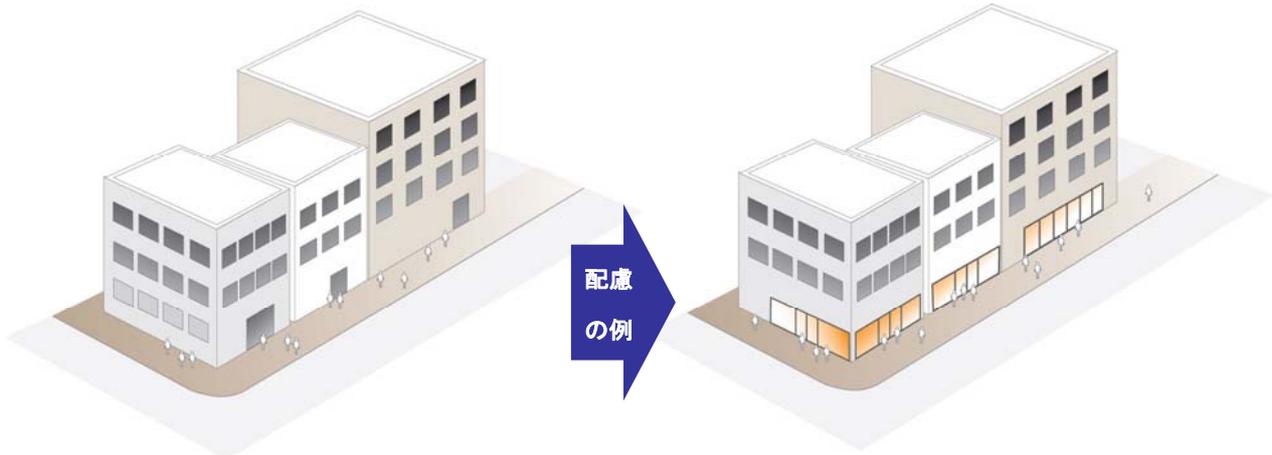
低層部は、明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいまち並み景観とすることが望ましい。

#### 基準のねらい

国道45号沿道や高城町の旧街道沿いの商業地は、松島観光のメインストリートとして、沿道の建築物の形態や意匠が松島のイメージに大きな影響を与えます。このため、低層部は明るく開放的にすることで、まち並みのにぎわいを連続させるように努めましょう。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 1階部分には、入口やショーウィンドウを配置するなど歩道側に開放的な景観に努めましょう。



× 低層階に開口部が少なく、にぎわいが感じられない

○ 低層階にショーウィンドウを設けることで、にぎわいのある空間が演出される

海	高	湾	手	森
弱	弱	—	—	—

## 景観形成基準 【形態意匠－④】

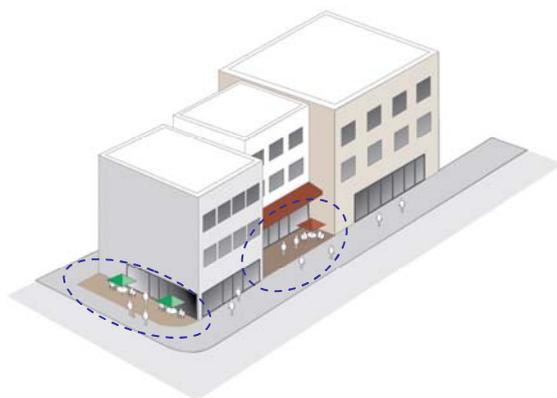
道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感のある意匠にすることが望ましい。

### 基準の ねらい

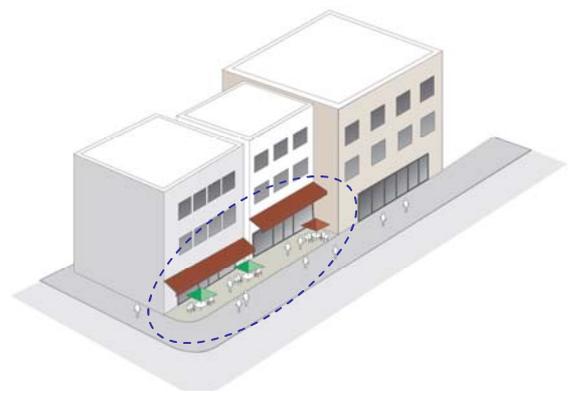
歩行者空間を楽しく歩けるようにするためには、歩道など道路本体の修景整備のみならず、沿道民有地での一体的な取組みが重要です。このため、道路に面する部分にオープンスペースを設ける場合は、公共スペースや隣地のオープンスペースとの連続性に配慮することが望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 歩道のある道路に隣接して設けるオープンスペースは、舗装材を一体的にするなど、オープンスペースの連続性に配慮しましょう。
- 隣地のオープンスペースがある場合は、連続性に配慮したオープンスペースの配置やデザインを考えましょう。



× せっかくのオープンスペースが分散してしまっている



- 隣接する建物のオープンスペースと一体感が保たれている。また、歩道との舗装イメージの統一によりオープンスペースの連続性が配慮されている。

海	高	湾	手	森
—	弱	—	—	—

## 景観形成基準 【形態意匠－⑤】

旧街道や高城川に背を向けない形態・意匠とすることが望ましい。

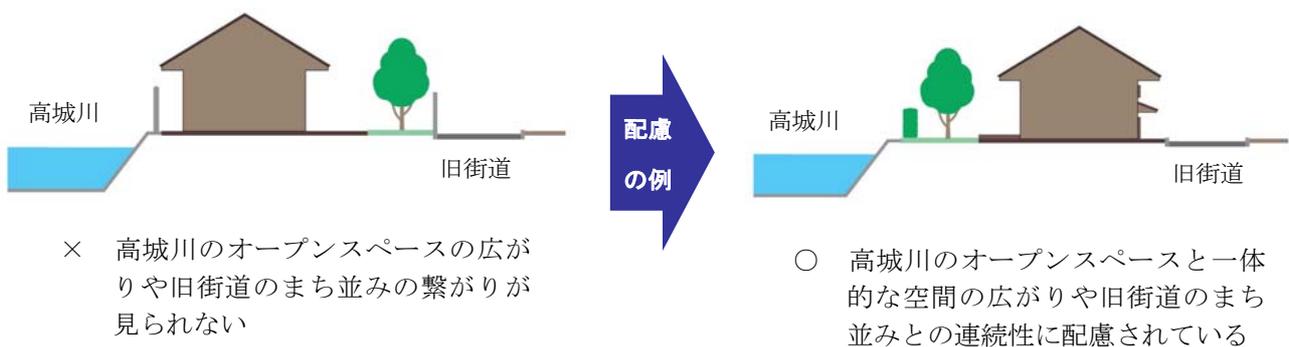
### 基準の ねらい

高城周辺ゾーン（M-2）において旧街道は歴史的景観の軸として、また、高城川は自然景観の軸として、それぞれ重要な地域景観資源です。

このため、建築物を新築及び改築する際は、それら地域景観資源を活かした形態・意匠にすることで、地域特有の景観形成を図ることが出来ます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 旧街道沿いでは、建築物の正面を旧街道側に向けるように配置しましょう。特に低層階には、開口部やショーウインドウ等を設け、にぎわいの演出に配慮しましょう。
- 国道に面しては、駐車場、倉庫、非常階段等の設備は設けないようにしましょう。やむを得ずそれらを設ける場合は、目隠しなど目立たないデザインにするなど配慮しましょう。
- 高城川側については、川との繋がりを遮へいする高い塀や壁を隣接させず、生垣や専用庭を配置するなどして、高城川のオープンスペースと一体的な空間の広がりを感じられるよう配慮しましょう。



× 高城川のオープンスペースの広がりや旧街道のまち並みの繋がりが見られない

○ 高城川のオープンスペースと一体的な空間の広がりや旧街道のまち並みとの連続性に配慮されている

海	高	湾	手	森
弱	弱	—	—	—

## 景観形成基準 【形態意匠〔外壁等〕－①】

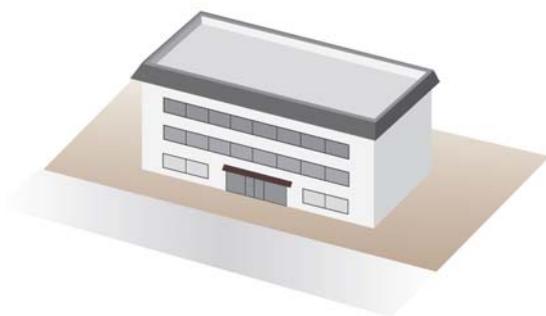
長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感を軽減することが望ましい。

### 基準のねらい

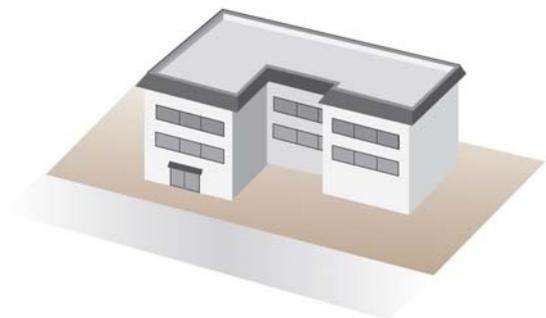
歴史的まち並みでは、間口の幅がほぼ統一されていました。その面影が残るところで、複数の敷地を合わせて長い連続する建築物をつくると、まち並みのイメージやリズムを崩してしまいます。このため、周辺と比較して道路に面する部分の壁面が長い場合は、適当な分割を行うことで、圧迫感等の軽減を図ることが望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○分割方法としては、壁面をずらす、スリット入れる、アクセントカラーでリズムをつける等が考えられますが、全体のまち並みとの調和に配慮して行いましょう。



× 長大で圧迫感のある壁面



○ 壁面をずらすことで分割化



○ スリット入れて分割化

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

景観形成基準 【形態意匠〔屋根等〕－①】

屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の景観と調和させることが望ましい。

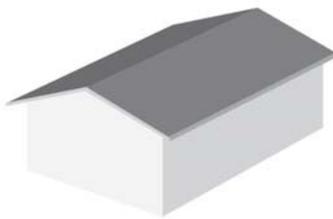


基準の  
ねらい

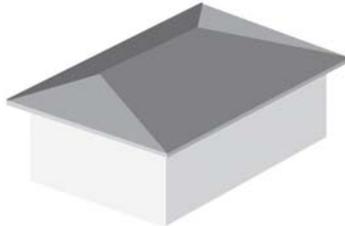
展望地点からの眺望景観や周辺の景観との調和を図るため、松島湾ゾーン（M-3）、手樽ゾーン（M-4）、松島湾森林ゾーン（M-5）では屋根は勾配屋根を原則とします。

具体的に配慮していただく内容の例

○勾配屋根は適当な軒の出を有し、屋根勾配は周辺の建物に多く用いられているものと合わせるようにしましょう。



○ 切り妻屋根

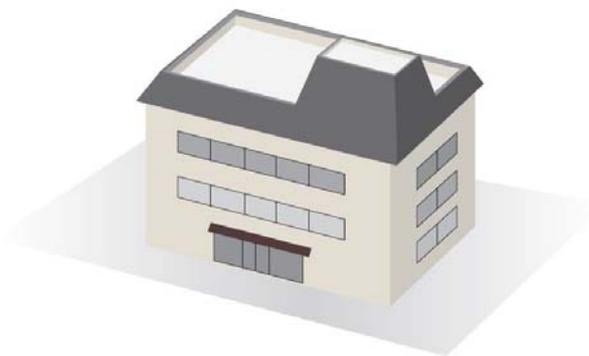


○ 寄せ棟屋根



○ 入母屋屋根

○勾配屋根に類する屋根形状で山並みとの調和したものとして以下のような例が考えられます。



○ パラペットやペントハウス部分を勾配屋根に類似する形態に工夫

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

景観形成基準 【形態意匠〔屋根等〕－②】

屋根の種類は、瓦、スレートを使用することが望ましい。また、素材は粘土系、金属系を使用することが望ましい。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものを避けることが望ましい。



基準の  
ねらい

和の佇まいを目指すと、屋根の素材は瓦がふさわしいと考えられます。しかしながら、耐震性などを考慮し、スレートなど軽量な材料が用いられる例も多いことから、スレート葺も推奨しています。

具体的に配慮していただく内容の例

○和の佇まいと調和したスレート葺としては、以下のようなものが考えられます。



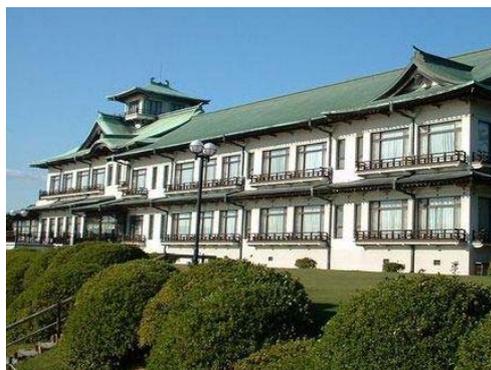
天然スレート葺屋根



人造スレート葺屋根

写真出典) メーカーHP

○粘土系以外で金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものを避けましょう。



寺院などの屋根によく使われ、時間の経過とともに趣を増す銅板葺



アルミと亜鉛で鉄を守ることで耐久性に優れたガルバリウム鋼板葺

写真出典) メーカーHP

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

## 景観形成基準 【形態意匠〔建築設備〕－①】

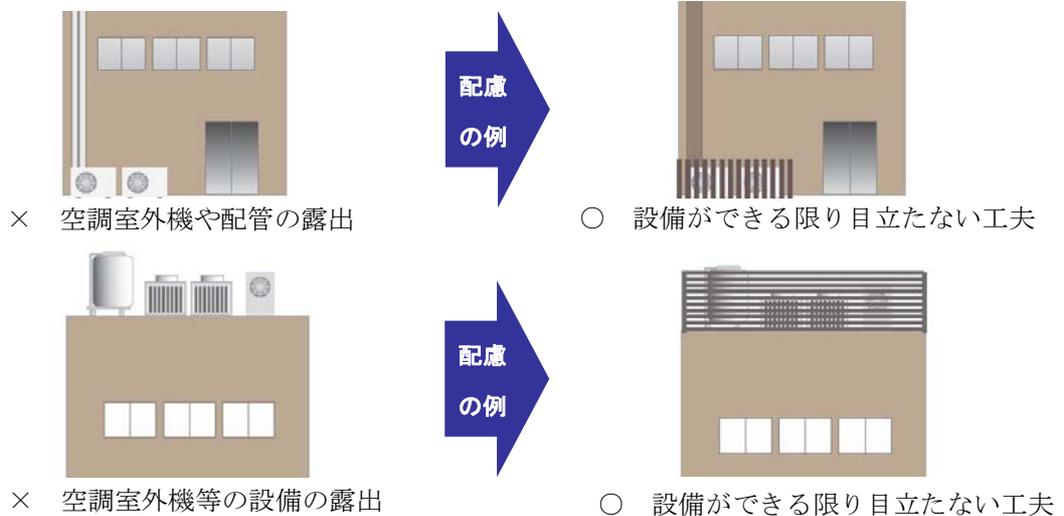
室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備の形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとするのが望ましい。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。

### 基準の ねらい

空調室外機などの設備は、前面道路から見える場所に無造作に設置されると、周辺の景観に煩雑な印象を与えるおそれがあります。そのため、道路側から目立ちにくい場所に設置したり、建築物本体と均整のとれたデザインとしたりするなどの工夫が望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○空調室外機、配管などの設備を外壁に面して設置する場合には、道路側から目立ちにくい場所を選定するようにしましょう。やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽やルーバーなどで覆ったり、建築物本体と同系色としたりするなど、設備ができる限り目立たないように工夫しましょう。



○主要な眺望点から屋上が見える場合には、そこに設ける設備を必要最小限にとどめるとともに、色彩を工夫するなど、眺望をできる限り阻害しないように配慮しましょう。

○屋根等のアンテナについては、景観に配慮し、壁面に取り付けるタイプ等を用いましょう。



写真出典) メーカーHP

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

## 景観形成基準 【形態意匠〔付属物〕－①】

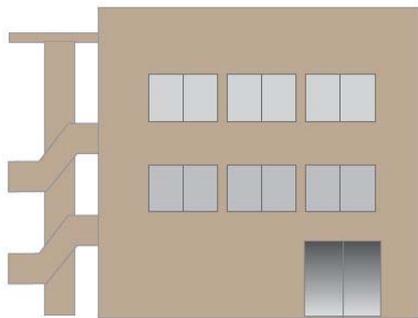
屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整を図り、目立たないものを用いることが望ましい。

### 基準の ねらい

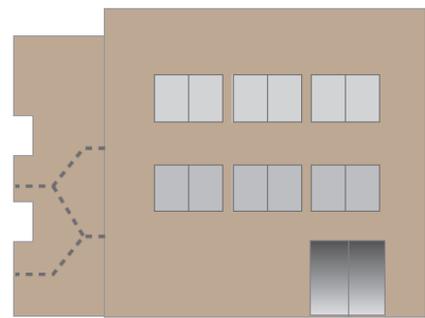
屋外階段やバルコニーなどは、主体となる建築物との一体性がないと、周辺の景観に煩雑な印象を与えるおそれがあります。そのため、建築物本体と均整のとれたデザインや、屋外階段であれば道路から目立たない位置に設けるなどの工夫が望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○屋外階段を設置する際には、道路側や観光スポットからの見え方に充分配慮し、見えにくい部分に設置するかルーバー等を用いてなど建築物との一体化に努めましょう。

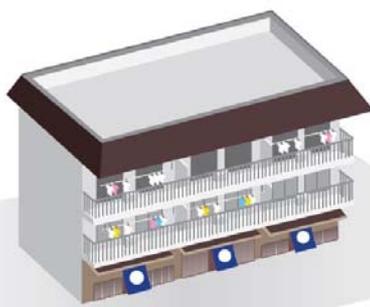


× 屋外階段が建築物と分離されて目立った構造となっている



○ 屋外階段を建築物と一体とすることですっきりしたデザインとしている

○国道沿道など、観光客の主要な散策ルートの沿道については、道路側へのバルコニーの設置は避けましょう。設ける場合は、建築物本体と一体的なデザインとし目立たないようにしましょう。



× 洗濯物や室外機等が道路側から直接見えてしまっている



○ 景観に配慮してまち並みとの調和に配慮したバルコニー

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

## 景観形成基準 【形態意匠〔材料〕－①】

建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。

### 基準の ねらい

建築材料の地産地消は、地域で親しまれている素材を活用することにより、地域景観との調和や、地域産業の振興に貢献します。このため、地産地消に配慮した建築材料を用いることを推奨します。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 建築の外装材は、木材や石材など地元で親しまれている自然素材を活用することで、調和に配慮し、自然素材や自然素材に準じる素材の活用に配慮しましょう。



- 地域の伝統的な意匠や材料を使用することで、周辺景観との調和を図っている。



- 地域で産出される凝灰岩を使った家屋で、地域の個性的な景観を創出している。

- 震災復興等で、建築の基礎高を高くする場合は、基礎部も景観に配慮した材料を採用し、周辺景観との調和を図りましょう。



- × 建築物の基礎がコンクリート等で目立った景観となっている。

### 配慮 の例



- 基礎等にも景観に配慮した材料を採用している。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

## 景観形成基準 【色彩①】

建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準に適合させることが望ましい。

### 基準の ねらい

松島町の自然や風土と共存する素材そのものの色  
を建築物の外壁・屋根の外観に活かすことを基本と  
し、派手な色や蛍光色など地域に馴染まない色彩は  
使用を控えることとします。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○松島を象徴する松などの樹木の緑色は、彩度6程度の鮮やかさです。

この緑よりも鮮やかな色彩が大きな面積で存在するのは特別名勝松島の風景にふさわしくありません。そのため、建築物等の基調となる色彩は緑を尊重し、緑の鮮やかさを超えないようにしましょう。

○海や松、海食崖の自然・地形の色彩や、寺社や寺町の屋根、壁、塀、参道の石畳やコケなどは、彩度の低い落ち着いた色彩です。

これらの自然色や素材そのものの色を尊重し、建築物等は落ち着いた色彩を基調としましょう。

そのため、G(緑)、B(青)、P(紫)といった寒色系で人工的な印象を与える色彩や蛍光色などが大きな面積を占めることは避けるようにしましょう。



松の緑  
色相 5GY  
明度 2~4  
彩度 3~6

○海の紺碧や松の緑、海蝕崖の生成色



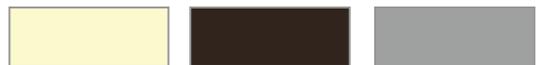
○歴史的な寺社等の壁の木製部分、瓦、漆喰



○参道の石畳、スギの幹、コケ



○寺町の建物の明るい壁、板塀、瓦



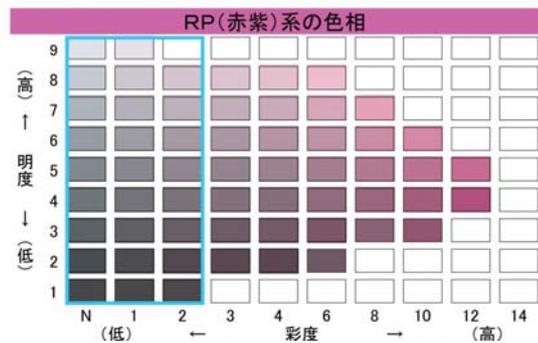
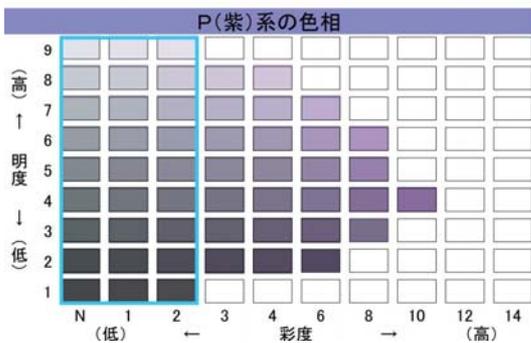
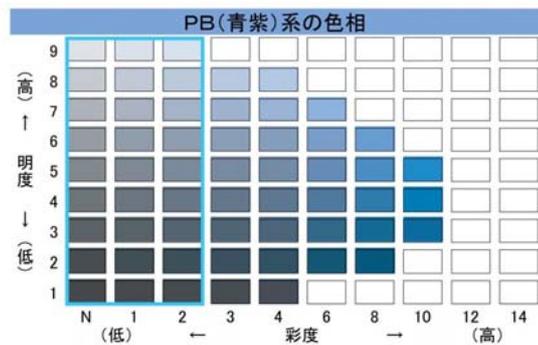
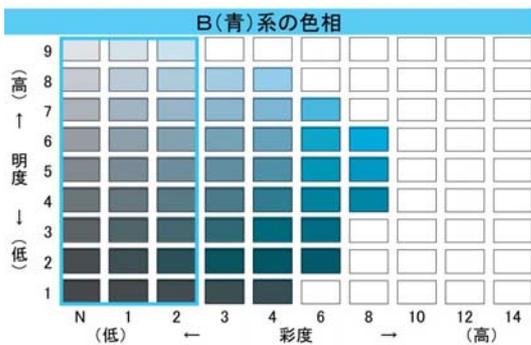
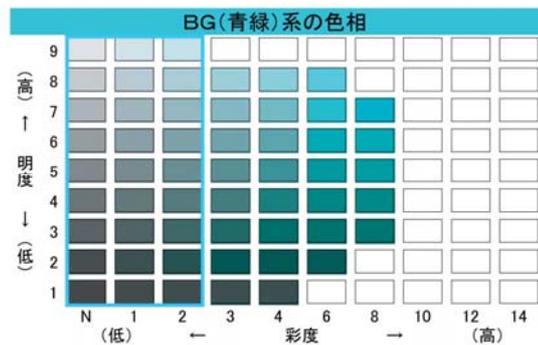
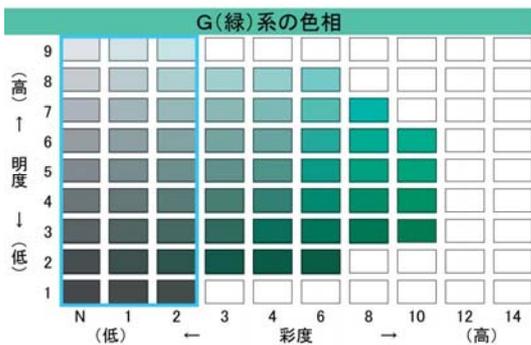
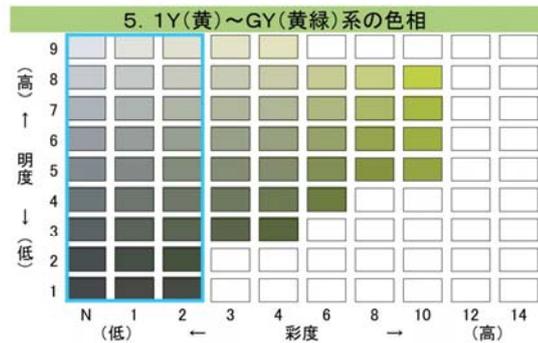
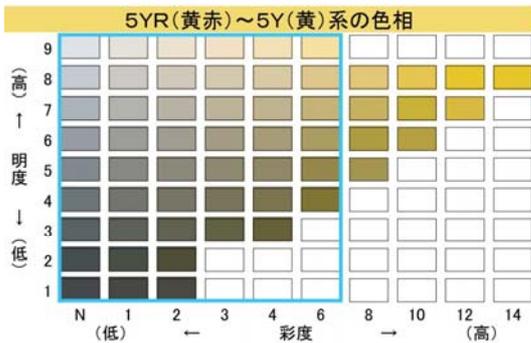
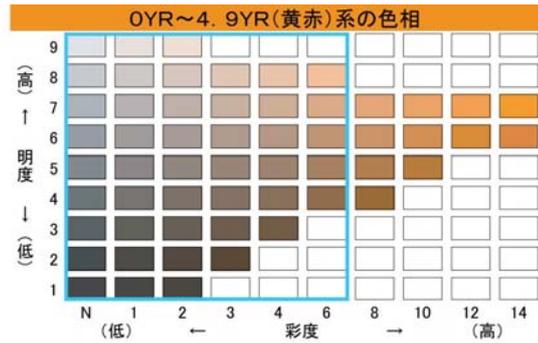
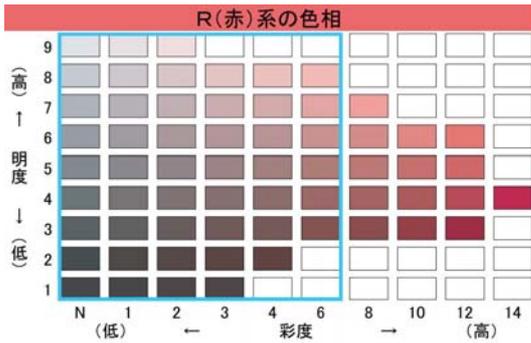
### ●色彩基準一覧

色彩基準：松島湾景域			
	色相	明度	彩度
基調色※	OR~5.0Y	—	6以下
	その他	(制限無し)	2以下

※基調色とは、建築物の屋根・外観において、最も大きな面積を占める色彩

※五大堂のすかし橋や福浦橋、渡月橋などの歴史的な建築物、工作物の色彩についてはこの限りではありません。

# 代表的な色彩のカラーチャート



凡 例

 基調色の使用可能範囲

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

## 景観形成基準 【外構・緑化①】

在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。



基準の  
ねらい

背景となる山並みの緑に馴染むように敷地内も緑化に努め、特別名勝松島にふさわしい緑豊かな景観とすることを目指します。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○樹種は、歴史的な趣に配慮して地域にもともと存在する在来種を主として配置するよう努めましょう。

#### ●地域の在来種の例

区 分		樹 木 名
中高木	常緑	アカマツ、クロマツ、タブノキ、ヤブツバキ、ヒサカキ、モミ、カヤ、シキミ、ヤブツバキ、スギ、ヒノキ、サワラ、モウソウチク、マダケなど
	落葉	クリ、コナラ、シデ類、ケヤキ、イロハモミジ、オオモミジ、アワブキ、エゾエノキ、カサミザクラ、オニグルミ、エノキ、ニセアカシア、ハンノキ、シロヤナギ、カラマツなど
低木	常緑	トベラ、マサキ、マルバシャリンバイなど
	落葉	ハマナス、キイチゴ類、タラノキなど
草木・下草		イノデ類、コハマギク、ハマギク、ラセイタソウ、コウボウムギ、ハマニンニク、ヨシ、マコモ、スゲ類、ミゾソバ、オギ、ヒルムシロクラス、シオクグ、ススキ、トダシバ、ツクシハギ、アズマネザサなど

出典：特別名勝松島保存管理計画「特別名勝松島及び周辺の陸域植生の概要」

中高木の例（イロハモミジ）



低木の例（マサキ）



草木・下草の例（ツクシハギ）



写真出典）ツクシハギ … 山溪カラー名鑑「日本の樹木」, 山と溪谷社

○緑化する場所は、道路に面した目立つ箇所を中心に配置しましょう。

○現況で巨樹や古木などがある場合は、できる限り保全するよう努めましょう。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

**景観形成基準 【外構・緑化-②】**

敷地の接道部分は、木塀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。

海	高	湾	手	森
弱	弱	—	—	—

**景観形成基準 【外構・緑化-③】**

高さ 0.6m (3 段) 以上のブロック塀等の設置は避けることが望ましい。



**基準の  
ねらい**

道路と敷地の境界付近は、景観上非常に重要な箇所です。このため、歴史的背景に配慮したまち並みの継承と創造を図るため、敷地の接道部分は木塀または生垣の設置を推奨しています。

**具体的に配慮していただく内容の例**

- 道路に面して垣などを設置する場合には、和風に合う生垣や、黒杉板塀を用いるようにしましょう。
- 高さや位置については、隣接敷地と合わせるなど周辺との調和に配慮しましょう。また、ブロック塀等は、高さ 0.6m 以上は避けましょう。

海	高	湾	手	森
弱	弱	—	—	—

## 景観形成基準 【植栽・緑化④】

駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景を行うことが望ましい。

### 基準のねらい

歴史的背景に配慮したまち並みの継承と創造を図るため、駐車場やガレージを設置する場合もまち並みとの連続性への配慮が望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 敷地が2面以上道路に面している場合には、駐車場・ガレージは車や人の通りが少ない道路に設置するようにしましょう。
- 駐車場・ガレージを車や人の通りの多い道路に面して設置する場合は、出入口に木製格子戸を設置したり、道路との間に塀や生垣を設けて視覚的に遮へいしたりするなど、周辺のまち並みとの調和を図りましょう。



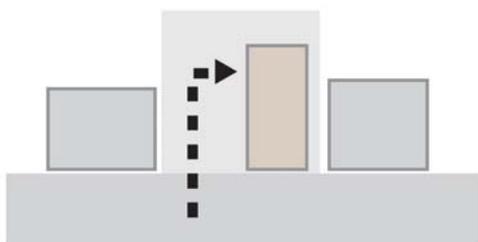
× まち並みの連続性を遮断する駐車場



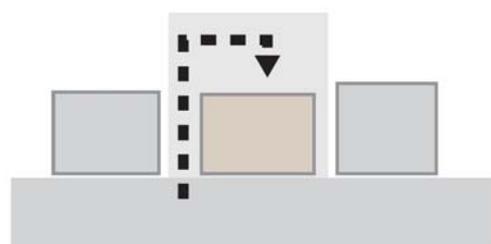
○ 板塀を用いてまち並みの連続性に配慮



○ 生垣等を用いてまち並みの連続性に配慮



× 搬入路の進入口が広くとられ、店舗等の連続性が途切れている



○ バックヤードの位置の工夫でまち並みの連続性に配慮

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【工作物①】

敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立たないように配慮することが望ましい。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【工作物②】

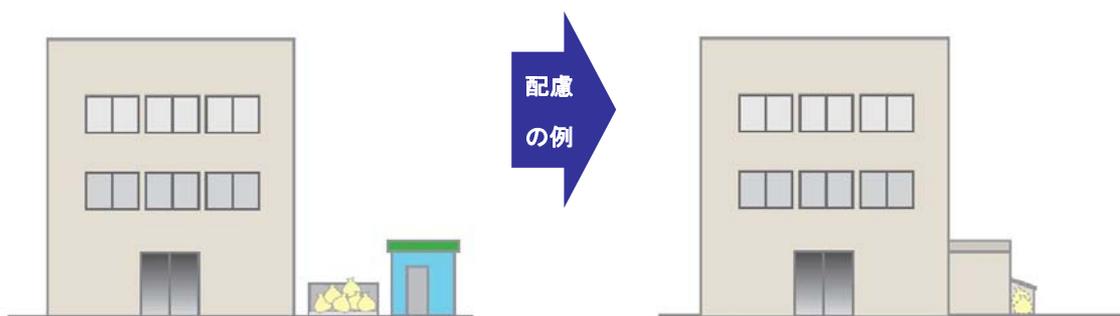
設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とすることが望ましい。

基準の  
ねらい

ここでの工作物とは、ゴミ置き場や物置、店舗の前面に設けるベンチ等を想定しています。これらのものは、まち並み景観との調和を乱さないようできる限り目立たない工夫が望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- ゴミ置き場は、塀の内側に設置したり、ルーバーで覆ったりするなど、通りから目立たないように工夫しましょう。
- 物置など道路に面して設置する必要のないものは、できる限り道路から見えない位置に配置するようにしましょう。やむを得ず道路に面して設置する場合には、目隠しの方法を工夫しましょう。
- ベンチ等を通り沿いに設置する場合には、木や石など、和の佇まいに調和するものを用いるようにしましょう。



× ごみ集積所や附属建築物が主体となる建物と調和せず、乱雑なイメージを与えている

○ 主体となる建物の色彩等のデザインを統一することで景観の調和に配慮

## 2) 工作物

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【配置・高さ・規模－①】

主要な箇所<sup>(※)</sup>（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。



基準の  
ねらい

海・島・山並みなどの自然景観は、特別名勝松島を象徴する景観です。このため、工作物の築造を考える場合は、主要な箇所からこれら自然景観の眺望を妨げないように配慮して計画することが望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 主要な箇所から見て背後に樹林地や海岸線が望める場合は、そこからの景観を意識して遮へいする面積が少なくなくなるように配慮しましょう。また、樹林地の稜線が望める場合は、その連続性を分断しないように努めましょう。

※主要な箇所は、前出（p.18）のとおり。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【配置・高さ・規模－②】

丘陵地を背景にする地域においては、山並みの稜線を保全することが望ましい。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【配置・高さ・規模－④】

高さは、機能上やむを得ない場合を除き、低層に抑えることが望ましい。



基準の  
ねらい

特別名勝松島の景観を維持保全するためには、工作物の高さや規模をできる限り抑えることが望まれます。このため、工作物の新築及び改築は、生活上必要不可欠なものとし、景観に与える影響についても主要な眺望地点からの景観シミュレーション等により十分な検討を行うことが求められます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 丘陵地を背景にする地域においては、山並みの稜線を保全するよう努めましょう。
- 高さは、周辺との調和に配慮して機能上やむを得ない場合を除き、低層に抑えるように努めましょう。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

景観形成基準 【配置・高さ・規模－③】

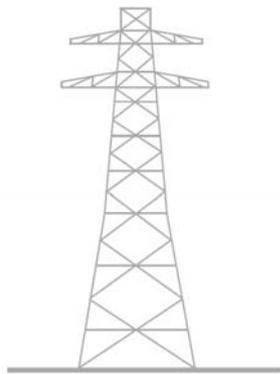
道路等の公共空間に接する部分は、歩行者等への圧迫感を軽減することが望ましい。

基準の  
ねらい

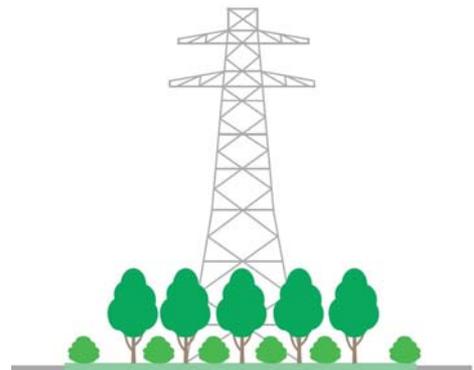
大規模な工作物は、通りの景観に及ぼす影響が大きく、特に高い鉄塔や長大な擁壁は、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあるため、それらを軽減する対応が望まれます。

具体的に配慮していただく内容の例

○高い鉄塔を配置する場合は、道路等の公共空間からできる限り離し、道路沿いにはオープンスペースを確保し、植栽を施すなど緑豊かな景観を創出するように努めましょう。

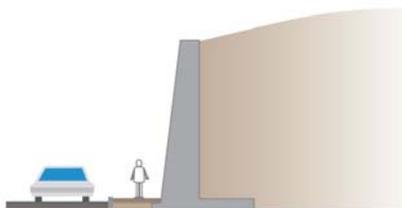


× 高い鉄塔が道路等の公共空間と近接すると周囲に威圧感を与える



○ 道路沿いにオープンスペースを確保し、植栽を施すことで周囲への威圧感を軽減できる

○長大な擁壁を設ける場合は、道路等の公共空間から後退させ、前面に植栽するなどして、歩行者等への圧迫感を軽減するように努めましょう。



× 直立した長大な擁壁により歩行者等に圧迫感を与えている



○ 擁壁の前面部に植栽を施すことで周囲への威圧感を軽減できる

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【形態意匠－①】

形態意匠は周辺の景観との調和に努めることが望ましい。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【形態意匠－②】

外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。



#### 基準の ねらい

工作物の形態意匠は、周囲の自然景観やまち並みの中で、できる限り目立たないような配慮が求められます。

このため、外装材についても周囲の景観に馴染む素材を用いたり、経年変化に伴う劣化により、景観を損なわないようにすることも重要です。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- プラント等については、外装材に石材やレンガなどの自然素材、あるいはそれらに準じる素材の活用に配慮しましょう。
- 鉄塔等の形態意匠は、できる限りスリムなデザインとするなど、周囲の景観を阻害しないよう配慮しましょう。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

## 景観形成基準 【色彩①】

色彩は、周辺の景観との調和させることが望ましい。

### 基準の ねらい

松島町の自然や風土と共存する素材そのものの色  
を工作物の外観に活かすことを基本とし、派手な色  
や蛍光色など地域に馴染まない色彩は、使用を控え  
ることとします。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○工作物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準に示した色彩を基調色※  
としましょう。

### ●色彩基準一覧

色彩基準：松島湾景域			
	色相	明度	彩度
基調色	OR～5.0Y	—	6以下
	その他	(制限無し)	2以下

※基調色とは、工作物の外観において、最も大きな面積を占める色彩

※五大堂のすかし橋や福浦橋、渡月橋などの歴史的な建築物、工作物の色彩についてはこの  
限りではありません。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【緑化等－①】

在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【緑化等－②】

敷地の接道部分は、木塀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。



#### 基準の ねらい

背景となる山並みの緑に馴染むように敷地内も緑化に努め、特別名勝松島にふさわしい緑豊かな景観とすることが必要ですが、その際山並みの緑と調和を図るため、樹種は在来種を主とすることが望まれます。

また、道路と敷地の境界付近は、景観上非常に重要な箇所であるため、敷地の接道部分は黒杉木塀または生垣の設置を推奨しています。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 樹種は、背景となる山並みの緑との調和に配慮して、地域にもともと存在する在来種を主として配置するよう努めましょう。
- 緑化する場所は、道路に面した目立つ箇所を中心に配置しましょう。

※地域の在来種の例は、前出（p. 38）のとおり。

### 3) 開発行為

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

#### 景観形成基準 【配置・規模・形態意匠－①】

できる限り現況の地形を活かし、長大な法面又は擁壁の設置を避けることが望ましい。

#### 基準の ねらい

特別名勝松島にふさわしい海・島・松などの自然景観の維持保全を図るためには、人工的な長大法面や擁壁は適切ではありません。このため、開発行為の際は、できる限り現況地形を活かし、必要以上の法面や擁壁が生じないように工夫が求められます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

○切土や盛土が少なくなるような現況地形を活かした造成計画としましょう。



× 現況の地形を大きく変える造成計画

○ 現況地形を活かした造成計画により、地形の改変の減少

○擁壁を設置する場合は、自然素材や表面処理を施した材料の使用、ツタ類等（在来種）による表面の緑化、擁壁の前面に植栽（在来種）を施すなど、自然景観との調和に配慮しましょう。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

景観形成基準 【緑化等－①】

法面はできる限り緩やかな勾配にするとともに、周辺の植生と調和した緑化にすることが望ましい。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

景観形成基準 【緑化等－②】

敷地内の樹木は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすことが望ましい。

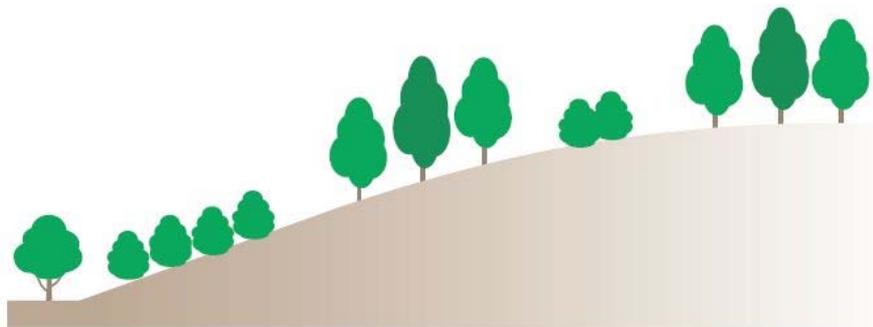


基準の  
ねらい

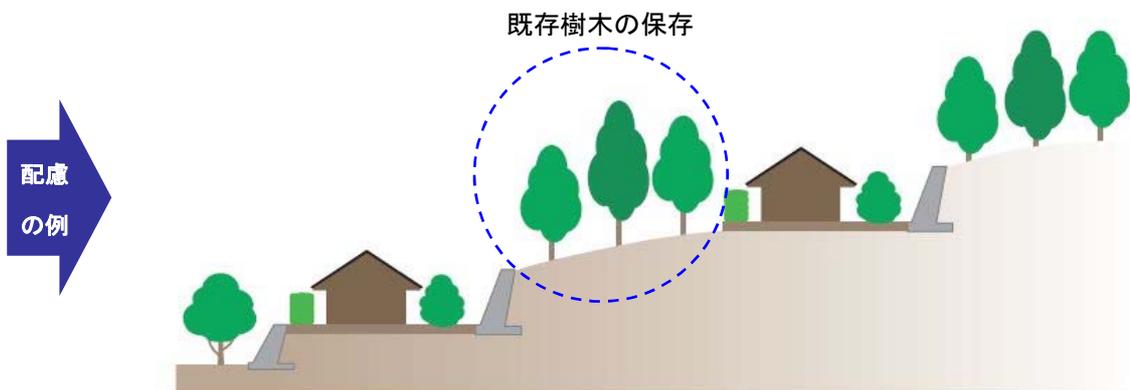
開発行為により特別名勝松島の風致景観が損なわれることがないように、既存の樹木の活用に配慮するとともに、造成後の法面においてもできる限り緑化（在来種）に努めることが求められます。

具体的に配慮していただく内容の例

- 法面を緑化する際は、周辺に見られる樹種を用い、周辺景観との調和に配慮しましょう。
- 開発にあたっては、既存樹木をできる限り保存又は移植によって修景に活かすよう努め、自然景観との調和に配慮しましょう。



現況地形



- 開発にあたって、既存樹木を保存し、自然景観との調和に配慮

#### 4) 土砂の採取・水面の埋立て

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

##### 景観形成基準 【方法－①】

土砂類の採取や土地の変更、木材の伐採は、最小限のものとし、地域の景観を著しく改変しないことが望ましい。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

##### 景観形成基準 【方法－②】

採取や変更、伐採後の地貌が、地域の景観と著しく不調和にならないようにすることが望ましい。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

##### 景観形成基準 【緑化－①】

採取や変更、伐採後は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ることが望ましい。



基準の  
ねらい

土砂の採取により特別名勝松島の風致景観が損なわれないよう、土地の変更や樹木の伐採は最小限に抑えることが求められます。また、採取や変更、伐採後の地貌が、展望地点からの眺望景観や周辺の景観と不調和にならないよう配慮が必要です。

##### 具体的に配慮していただく内容の例

○眺望地点や道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫しましょう。



× 道路から土砂の採取が直接見られ、道路景観に影響を与えている

○ 土砂採取の方法を工夫し、道路から直接見ることができないよう配慮

○採取後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図りましょう。また、その際は、行為が終了した箇所から順次緑化することで、地表の土砂がむき出しのまま放置されていないよう努めましょう。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

景観形成基準 【遮へい①】

堆積する物件は、できる限り道路や公園等の公共の場所から見えないうに、植栽や塀等による遮へいを行うことが望ましい。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

景観形成基準 【遮へい②】

遮へいする場合は、周辺の景観との調和させることが望ましい。



基準の  
ねらい

堆積する物件により特別名勝松島の風致景観を害さないようにすることが必要です。そのため、植栽や塀等を用いて遮へいするなど、周辺の景観との調和に配慮した工夫が求められます。

具体的に配慮していただく内容の例

○積み上げ場所が道路等に近いう場合は、見えないう植栽や塀等で遮へいしましょう。



× 道路から堆積物件が直接見られることで、風致景観に影響を与えている



○ 植栽により、堆積物件が直接見られないよう配慮

○入口は最小限とし、積み上げ場所が道路等から見えないう、位置を工夫しましょう。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【水面の埋立て－①】

水面の埋立てに伴い形成される護岸については、水辺の眺望の連続性を乱さないよう、表面の仕上げに配慮することが望ましい。

海	高	湾	手	森
弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【水面の埋立て－②】

法面が生じる場合は、樹木等で緑化し、水辺や背景の緑と調和させることが望ましい。



#### 基準の ねらい

特別名勝松島の展望地点は、低い地点から見た眺望（福浦島、海（船）から見た松島海岸）も重要な景観です。

このため、水面の埋立てに伴い形成される護岸の修景は景観形成上重要な要素で、水辺の眺望の連続性を乱さない配慮が求められます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 砂浜や海食崖など自然の状態が保持されている海岸線の改変は避けましょう。
- 海岸施設については、長大で直線的な施設を避け、可能な限り海岸線に合わせた曲線的な整備に努めましょう。
- 護岸の構造物は、安全性に影響のない範囲で最小限の規模に抑えるとともに、法面が生じる場合には、植栽等により後背地との景観の調和に努めましょう。
- 護岸の構造、素材については、周辺の景観との調和に努め、化粧材に自然石を使用するなど、単調な平滑面が極力少なくなるよう努めましょう。

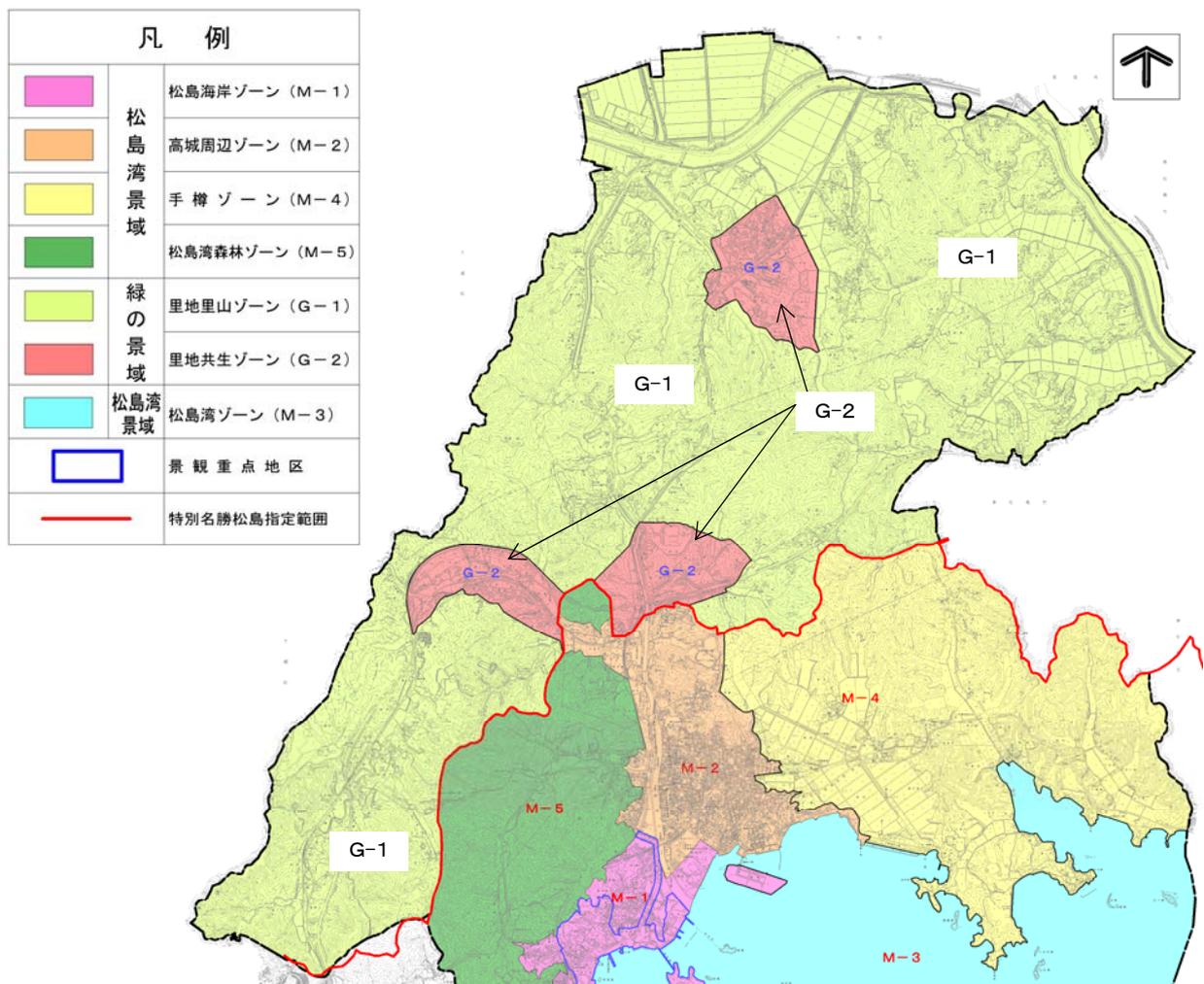
## 2. 緑の景域

### (1) 景観形成の目標と方針

緑の景域は、社会環境や産業立地動向等を勘察し、交通便利性の高い鉄道駅及びインターチェンジ周辺において、産業系及び住居系の土地利用と里山環境とが調和し、まちの活性化を促す土地利用の推進とまち並み景観を形成していきます。

#### ゾーン別の概要と目標

ゾーン名称	概要と目標
里地里山 (G-1)	町の市街地北西部に広がる豊かな森林に覆われた丘陵と、吉田川沿いに広がる平地、初原から桜渡戸の沿道から山裾に広がる地域で、里地里山的景観が形成されている区域 <b>目標：緑豊かな森林景観と里地里山集落の保全・継承</b>
里地共生 (G-2)	鉄道駅、インターチェンジの交通拠点や産業拠点と、その周辺に広がる田園集落や住宅地とが共生する区域 <b>目標：新たなまちの発展活力と里山環境との共生</b>

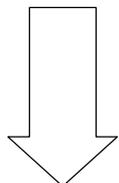


緑の景域 ゾーン区域区分図

## 個別景観イメージ

里地里山ゾーン（G-1）、里地共生ゾーン（G-2）の景観イメージを以下に示します。

### G-1：里地里山ゾーン



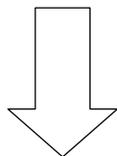
#### 【景観イメージ】

- ・周囲の自然景観との調和を図るため、建築物等の屋根や外壁を茶系の落ち着いた色合いで統一
- ・土砂採取後の緑化推進



## G-2 : 里地共生ゾーン

(現況)



### 【景観イメージ】

- ・周囲の自然景観との調和を図るため、遮音壁や転落防止柵等の道路構造物を落ち着いた色合いで統一
- ・建築物の屋根や外壁等を周辺景観と調和する落ち着いた色合いで統一



## (2) 景観形成ガイドライン

緑の景域で定められた景観形成基準は以下の表のとおりで、これらについて「基準のねらい」と「具体的に配慮いただく内容例」を景観形成ガイドラインとして示します。なお、工作物、開発行為、土砂の採取等については、松島湾景域と同じ基準であるため、本項では省略します。

### ●景観形成基準の一覧

#### 【建築物】

項目	景観形成基準	ゾーン <sup>※1</sup>		
		里	共	
<b>建築物</b>				
配置・高さ・規模	①主要な箇所（道路や河川、公園・広場など）からの山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	弱	弱	
	②周囲に寺社林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめることが望ましい。	弱	弱	
	③まとまった農地や、古民家や文化財等の景観資源に近接する場合は、これらの保全に配慮した配置及び規模とすることが望ましい。	弱	弱	
	④集合住宅・工場・倉庫などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みとの調和させることが望ましい。	—	弱	
形態意匠	①建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とし、周囲の景観と調和させることが望ましい。	弱	弱	
	外壁等	①外観等は、周囲の自然景観と調和させることが望ましい。	弱	弱
		②長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感を軽減することが望ましい。	—	弱
	屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周囲の景観と調和させることが望ましい。	弱	弱
	建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備の形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとするが望ましい。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	弱	弱
	付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整を図り、目立たないものを用いることが望ましい。	弱	弱
	材料	①建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。	弱	弱
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準に適合させることが望ましい。	弱	弱	
<b>外構等（建築物に付属するもの）</b>				
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	弱	弱	
	②敷地の接道部分は、木塀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。	弱	弱	
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立たないように配慮することが望ましい。	弱	弱	
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とすることが望ましい。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	弱	弱	

※1 「里」は里地里山ゾーン、「共」は里地共生ゾーンを示す。

強	届出前の事前相談の段階、文化財保護法及び松島町景観条例に基づく協議の段階において、必要な指導を行う。準拠しない建築物等については、景観法第16条第3項に基づく勧告を行う。 (主な語尾の表現:「行う」、「用いる」、「使用しない」など)
中	届出前の事前相談の段階及び松島町景観条例に基づく協議の段階において、必要な指導を行う。 (主な語尾の表現:「努める」など)
弱	届出前の事前相談の段階において、努力を促す。 (主な語尾の表現:「望ましい」、「すると良い」など)

【工作物】【開発行為】【土砂の採取等】の景観形成基準は松島湾景域と同じであるため、ガイドラインは「1. 松島湾景域」の該当する項を参照してください。

# 1) 建築物

里	共
弱	弱

**景観形成基準 【配置・高さ・規模-①】**  
 主要な箇所<sup>(※)</sup>（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。

里	共
弱	弱

**景観形成基準 【配置・高さ・規模-②】**  
 周囲に寺社林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめることが望ましい。

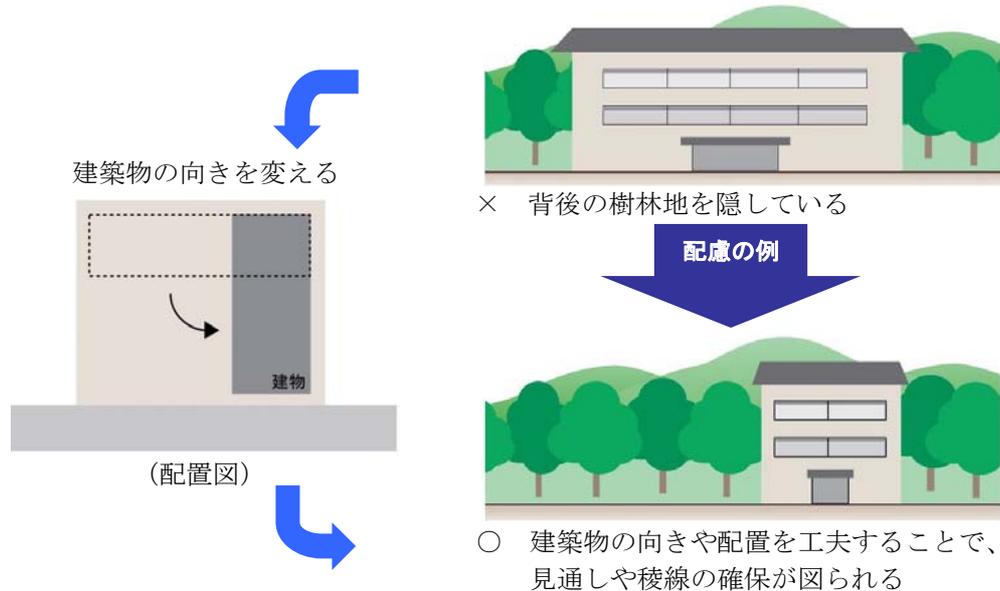


**基準のねらい**

主要な箇所からの眺望や、周囲の寺社林等の樹林地は、緑の景域の重要な景観資源です。このため、建築物の新築及び改築において、できる限りこれらを生かした配置や規模とすることで、現状景観の維持保全を図ることが求められます。

**具体的に配慮していただく内容の例**

- 主要な箇所から見て背後に樹林地や海岸線が望める場合は、そこからの景観を意識して遮へいする面積が少なくなくなるように配慮しましょう。また、樹林地の稜線が望める場合は、その連続性を分断しないように努めましょう。



※ 「主要な箇所」は、ゾーンごとに次に示す箇所が挙げられます。

ゾーン		主要な箇所
里	里地里山ゾーン	三陸縦貫自動車道、国道 346 号、県道竹谷・幡谷線、主要地方道仙台・松島線、吉田川、高城川、町民の森、治祐ヶ森自然公園、明治潜穴周辺
共	里地共生ゾーン	三陸縦貫自動車道、国道 346 号、主要地方道仙台・松島線、松島北インターチェンジ周辺、松島大郷インターチェンジ周辺、品井沼駅周辺、元禄潜穴周辺

### 景観形成基準 【配置・高さ・規模－③】

まとまった農地や、古民家や文化財等の景観資源に近接する場合は、これらの保全に配慮した配置及び規模とすることが望ましい。

#### 基準の ねらい

緑の景域には、まとまった農地と一体となった田園景観や地域にとって重要な樹木や古民家など景観資源があります。これらの景観資源の維持保全を図るため、建築物の新築及び改築においては、配置及び規模に配慮が求められます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- まとまった農地や、古民家や景観重要樹木等の景観資源に近接する場合は、高さや見た目のボリュームを抑えるなどこれらの景観の維持保全に努めましょう。



× 古民家等の景観資源と不調和な建築物

#### 配慮の例



○ 高さや見た目のボリュームを抑えるよう配慮することで、景観資源との調和が図れる

### 景観形成基準 【配置・高さ・規模④】

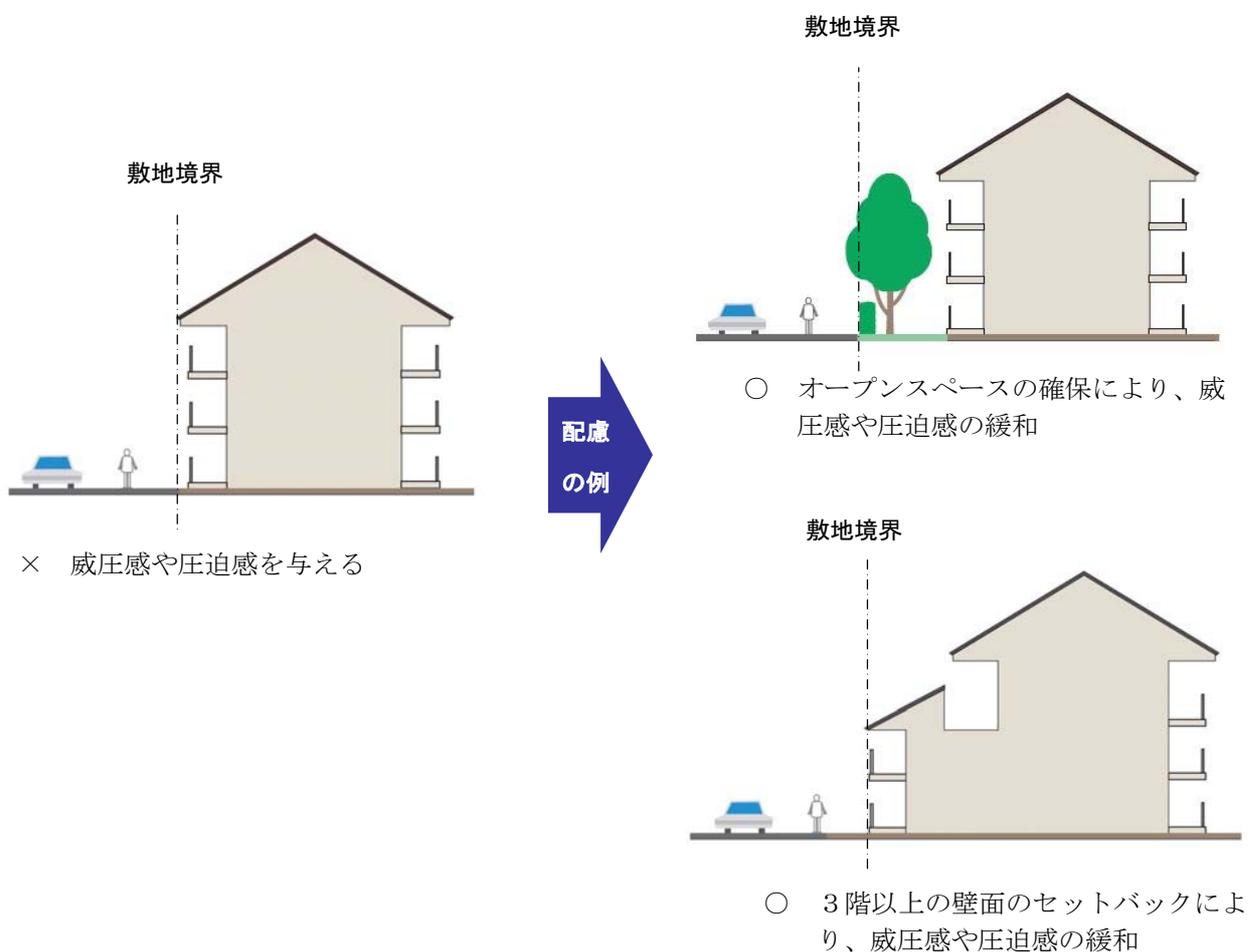
集合住宅・工場・倉庫などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みとの調和させることが望ましい。

#### 基準の ねらい

大規模な建築物は、通りの景観に及ぼす影響が大きく、特に高層の建築物や長大な壁面は、周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあるため、壁面の後退や道路沿いのオープンスペースの確保により、ゆとりのある空間の創出が望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 敷地内のオープンスペースの確保とは、前面道路に面する部分を指しており、道路沿いに植栽を施すなど緑豊かな景観を創出するように努めましょう。
- 中層階以上の壁面位置の後退とは、3階以上の壁面を指しており、周辺の景観と一体感のある景観となるように努めましょう。



里	共
弱	弱

## 景観形成基準 【形態意匠－①】

建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観と調和させることが望ましい。

### 基準の ねらい

旧松島駅周辺地、戸建て主体の住宅地、三陸自動車道のインター周辺など、地域ごとの市街地景観の特徴を十分に考慮し、それらの周辺景観と統一感のある景観の形成が求められます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○初原には旧松島駅駅舎があり、その周辺のまち並みには歴史的な趣の残る木造住宅や石造りの倉庫が現存しています。こうした町の歴史的景観資源との調和に配慮しましょう。



旧松島駅舎が保存されている地域景観

○品井沼駅周辺は、広がりのある田園と丘陵の豊かな自然環境に囲まれており、周囲の里山などの自然環境やゆとりある住宅地景観との調和に配慮しましょう。



品井沼駅周辺 優良田園住宅

里	共
弱	弱

景観形成基準 【形態意匠〔外壁等〕－①】

外観等は、周囲の自然景観と調和させることが望ましい。

里	共
弱	弱

景観形成基準 【形態意匠〔材料〕－①】

建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。



基準の  
ねらい

緑の景域は、豊かな自然景観の維持保全と、田園や里地里山などの景観の継承と創造を目指しています。このため、建築物等の外観は、木材等の自然素材を基本とすることで自然景観と調和させることが求められます。

具体的に配慮していただく内容の例

- 自然素材や自然素材に準じる素材の活用に努めるなど、田園や里地里山などの自然景観の継承と創造を目指しましょう。



- 自然との繋がりを重視した生活スタイルが感じられる景観



- 背景の里地里山や前面の田園などの自然景観と調和した意匠や材料

### 景観形成基準 【形態意匠〔外壁等〕－②】

長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感を軽減することが望ましい。

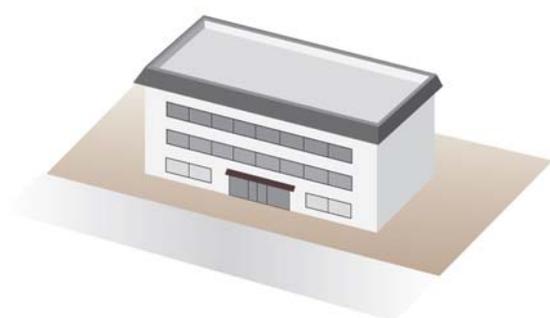


#### 基準のねらい

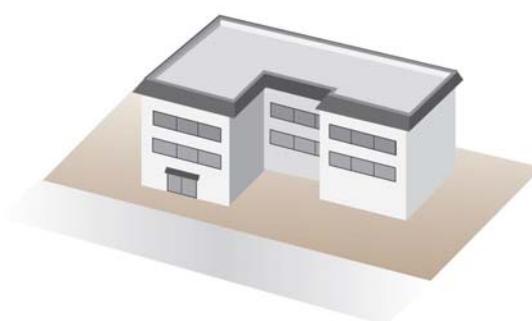
長い連続する建築物をつくと、まち並みのイメージやリズムを崩してしまいます。このため、周辺と比較して道路に面する部分の壁面が長い場合は、適当な分割を行うことで、圧迫感等の軽減を図ることが望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

○分割方法としては、壁面をずらす、スリット入れる、アクセントカラーでリズムをつける等が考えられますが、全体のまち並みとの調和に配慮して行いましょう。



× 長大で圧迫感のある壁面



○ 壁面をずらすことで分割化



○ スリット入れて分割化

景観形成基準 【形態意匠〔屋根等〕－①】

屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の景観と調和させることが望ましい。

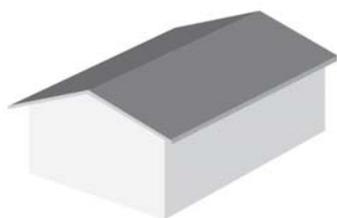


基準の  
ねらい

視点場からの景観や周辺の景観との調和を図るため、勾配屋根を基本とします。また、勾配屋根以外とする場合でも、周辺景観と調和するよう、屋根形状を工夫することが望まれます。

具体的に配慮していただく内容の例

○勾配屋根は適当な軒の出を有し、屋根勾配は周辺の建物に多く用いられているものと合わせるようにしましょう。



○ 切り妻屋根

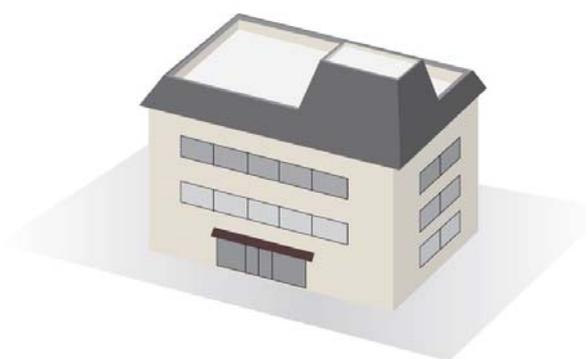


○ 寄せ棟屋根



○ 入母屋屋根

○勾配屋根に類する屋根形状で山並みとの調和したものとして以下のような例が考えられます。



○ パラペットやペントハウス部分を勾配屋根に類似する形態に工夫

## 景観形成基準 【形態意匠〔建築設備〕－①】

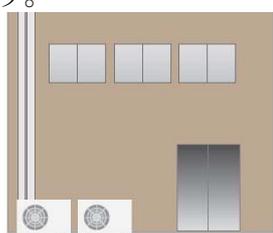
室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備の形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとするのが望ましい。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。

### 基準の ねらい

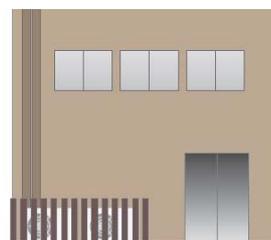
空調室外機などの設備は、前面道路から見える場所に無造作に設置されると、周辺の景観に煩雑な印象を与えるおそれがあります。そのため、道路側から目立ちにくい場所に設置したり、建築物本体と均整のとれたデザインとしたりするなどの工夫が望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○空調室外機、配管などの設備を外壁に面して設置する場合には、道路側から目立ちにくい場所を選定するようにしましょう。やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽やルーバーなどで覆ったり、建築物本体と同系色としたりするなど、設備ができる限り目立たないように工夫しましょう。

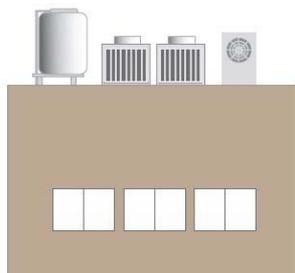


× 空調室外機や配管の露出

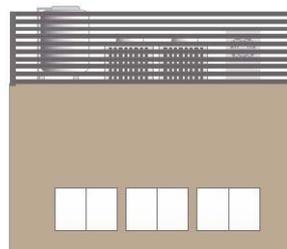


○ 設備ができる限り目立たない工夫

○屋上に設ける設備は、道路側から目立ちにくいよう、できる限り奥まったところに設置したり、壁面やルーバーで隠したりするなどの工夫をしましょう。



× 空調室外機等の設備の露出



○ 設備ができる限り目立たない工夫

○主要な眺望点から屋上が見える場合には、そこに設ける設備を必要最小限にとどめるとともに、色彩を工夫するなど、眺望をできる限り阻害しないように配慮しましょう。

### 景観形成基準 【形態意匠〔付属物〕－①】

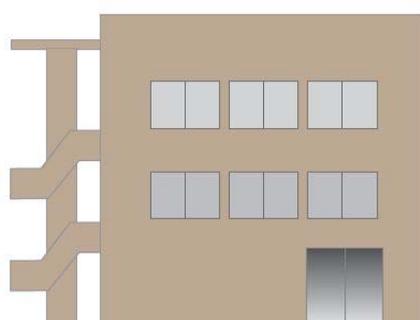
屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整を図り、目立たないものを用いることが望ましい。

#### 基準のねらい

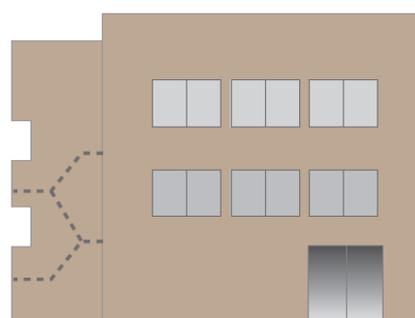
屋外階段やバルコニーなどは、主体となる建築物との一体性がないと、周辺の景観に煩雑な印象を与えるおそれがあります。そのため、建築物本体と均整のとれたデザインや、屋外階段であれば道路から目立たない位置に設けるなどの工夫が望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

○屋外階段を設置する際には、道路等からの見え方に充分配慮し、見えにくい部分に設置するかルーバー等を用いてなど建築物との一体化に努めましょう。

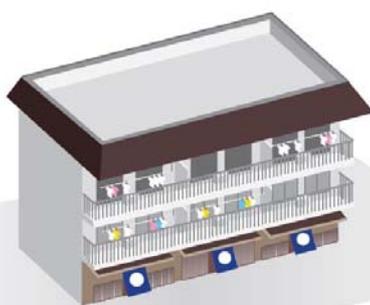


× 屋外階段が建築物と分離されて目立った構造となっている

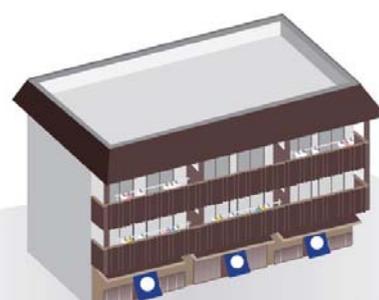


○ 屋外階段を建築物と一体とすることですっきりしたデザインとしている

○幹線道路など、主要な道路側へのバルコニーの設置は避けましょう。設ける場合は、建築物本体と一体的なデザインとし目立たないようにしましょう。



× 洗濯物や室外機等が道路側から直接見えてしまっている



○ 景観に配慮してまち並みとの調和に配慮したバルコニー

## 景観形成基準 【色彩①】

建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準に適合させることが望ましい。

### 基準の ねらい

松島町の自然や風土と共存する素材そのものの色  
を建築物の外壁・屋根の外観に活かすことを基本と  
し、派手な色や蛍光色など地域に馴染まない色彩は  
使用を控えることとします。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○松島を象徴する松などの樹木の緑色は、彩度6程度の鮮やかさです。

この緑よりも鮮やかな色彩が大きな面積で存在するのは日本三景松島の風景にふさわしくありません。そのため、建築物等の基調となる色彩は緑を尊重し、緑の鮮やかさを超えないようにしましょう。

○海や松、海蝕崖の自然・地形の色彩や、寺社や寺町の屋根、壁、塀、参道の石畳やコケなどは、彩度の低い落ち着いた色彩です。

これらの自然色や素材そのものの色を尊重し、建築物等は落ち着いた色彩を基調としましょう。

そのため、G(緑)、B(青)、P(紫)といった寒色系で人工的な印象を与える色彩や蛍光色などが大きな面積を占めることは避けるようにしましょう。



#### 松の緑

色相 5GY  
明度 2~4  
彩度 3~6

○海の紺碧や松の緑、海蝕崖の生成色



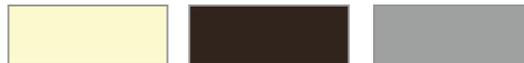
○歴史的な寺社等の壁の木製部分、瓦、漆喰



○参道の石畳、スギの幹、コケ



○寺町の建物の明るい壁、板塀、瓦

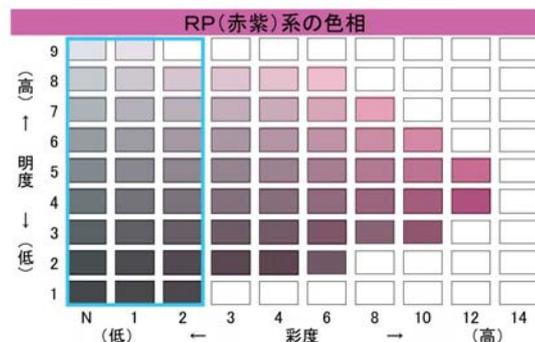
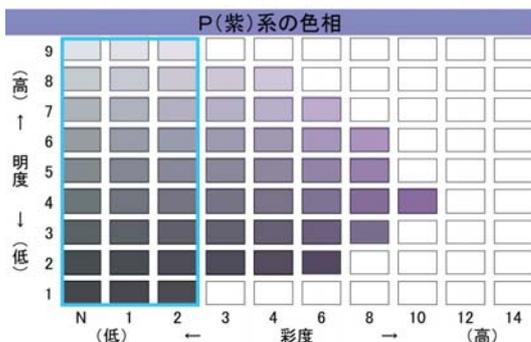
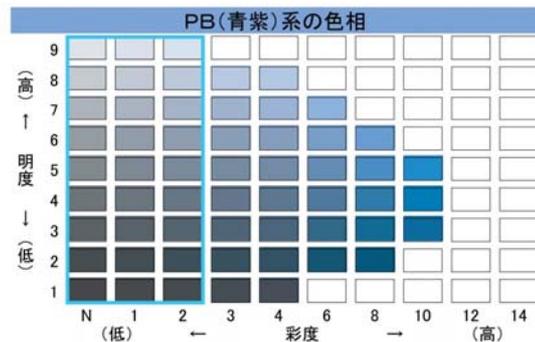
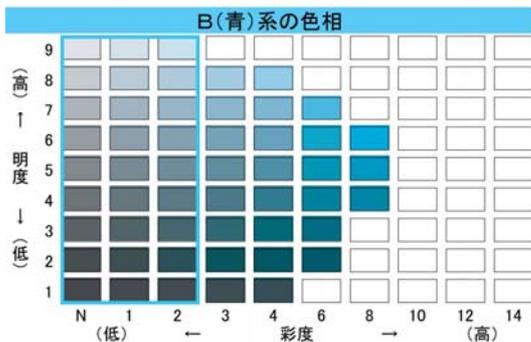
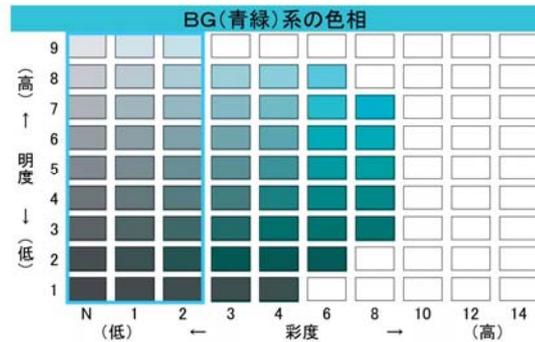
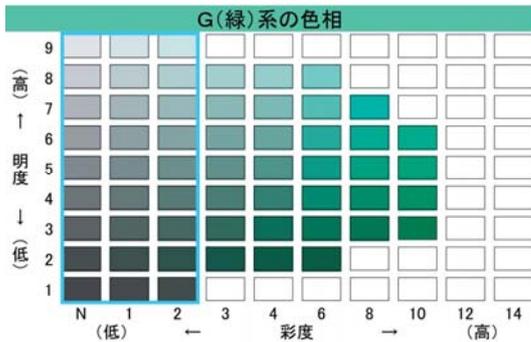
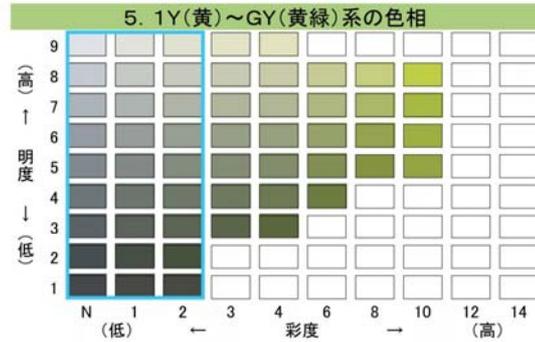
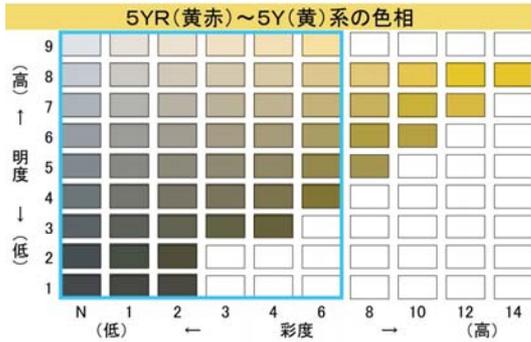
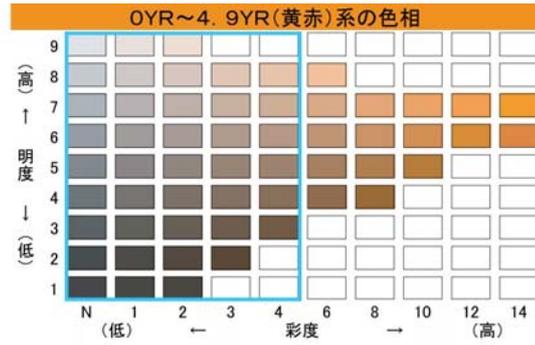
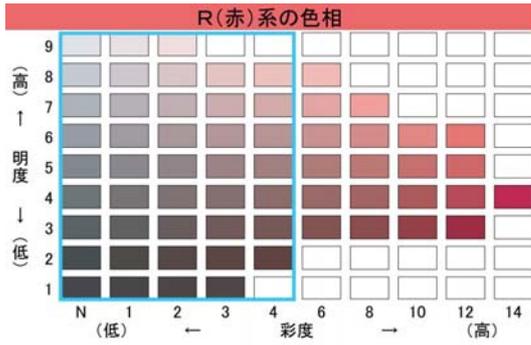


### ●色彩基準一覧

色彩基準：緑の景域			
	色相	明度	彩度
基調色※	0R~4.9YR	— (制限無し)	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下

※基調色とは、建築物の屋根・外観において、最も大きな面積を占める色彩

# 代表的な色彩のカラーチャート



凡 例

基調色の使用可能範囲

## 景観形成基準 【外構・緑化①】

在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。



基準の  
ねらい

背景となる山並みの緑に馴染むように敷地内も緑化に努め、緑豊かな景観とすることを目指します。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○樹種は、歴史的な趣に配慮して地域にもともと存在する在来種を主として配置するよう努めましょう。

#### ●地域の在来種の例

区 分		樹 木 名
中高木	常緑	アカマツ、クロマツ、タブノキ、ヤブツバキ、ヒサカキ、モミ、カヤ、シキミ、ヤブツバキ、スギ、ヒノキ、サワラ、モウソウチク、マダケなど
	落葉	クリ、コナラ、シデ類、ケヤキ、イロハモミジ、オオモミジ、アワブキ、エゾエノキ、カサミザクラ、オニグルミ、エノキ、ニセアカシア、ハンノキ、シロヤナギ、カラマツなど
低木	常緑	トベラ、マサキ、マルバシャリンバイなど
	落葉	ハマナス、キイチゴ類、タラノキなど
草木・下草		イノデ類、コハマギク、ハマギク、ラセイタソウ、コウボウムギ、ハマニンニク、ヨシ、マコモ、スゲ類、ミゾソバ、オギ、ヒルムシロクラス、シオクグ、ススキ、トダシバ、ツクシハギ、アズマネザサなど

出典：特別名勝松島保存管理計画「特別名勝松島及び周辺の陸域植生の概要」

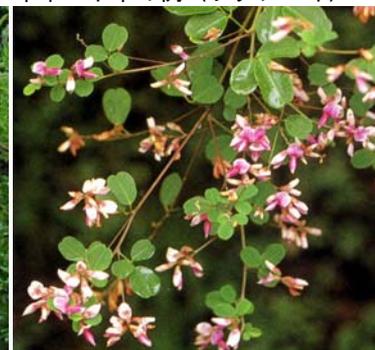
中高木の例（イロハモミジ）



低木の例（マサキ）



草木・下草の例（ツクシハギ）



写真出典) ツクシハギ … 山溪カラー名鑑「日本の樹木」、山と溪谷社

○緑化する場所は、道路に面した目立つ箇所を中心に配置しましょう。

○現況で巨樹や古木などがある場合は、できる限り保全するよう努めましょう。

## 景観形成基準 【外構・緑化－②】

敷地の接道部分は、木塀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。

▼  
▼  
▼  
▼

### 基準の ねらい

道路と敷地の境界付近は、景観上非常に重要な箇所です。このため、敷地の接道部分は木塀または生垣の設置を推奨しています。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○道路に面して垣などを設置する場合には、自然景観に調和する生垣や、木塀など自然素材を用いるようにしましょう。

里	共
弱	弱

### 景観形成基準 【工作物①】

敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立たないように配慮することが望ましい。

里	共
弱	弱

### 景観形成基準 【工作物②】

設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とすることが望ましい。

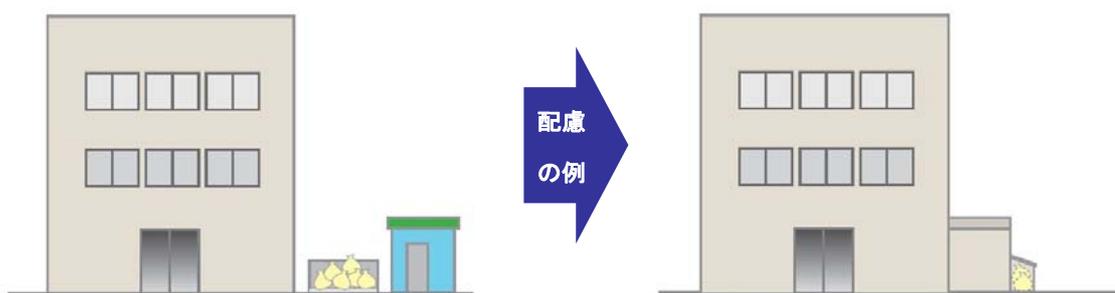


基準の  
ねらい

ここでの工作物とは、ゴミ置き場や物置、店舗の前面に設けるベンチ等を想定しています。これらのものは、まち並み景観との調和を乱さないようできる限り目立たない工夫が望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- ゴミ置き場は、塀の内側に設置したり、ルーバーで覆ったりするなど、通りから目立たないように工夫しましょう。
- 物置など道路に面して設置する必要のないものは、できる限り道路から見えない位置に配置するようにしましょう。やむを得ず道路に面して設置する場合には、目隠しの方法を工夫しましょう。
- ベンチ等を通り沿いに設置する場合には、木や石など、和の佇まいに調和するものを用いるようにしましょう。



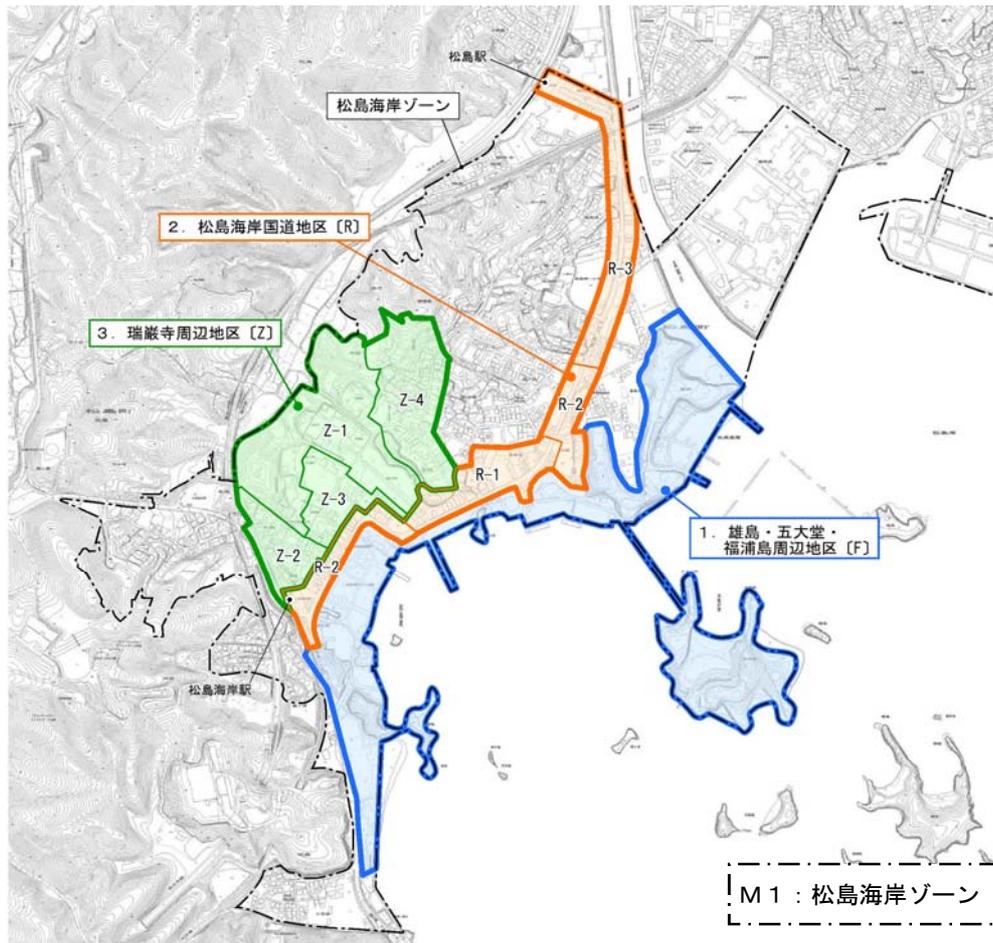
× ごみ集積所や附属建築物が主体となる建物と調和せず、乱雑なイメージを与えている

○ 主体となる建物の色彩等のデザインを統一することで景観の調和に配慮

## 第4章 景観重点地区の景観形成ガイドライン

### 1. 景観形成の目標と方針

本章に示すガイドラインの対象区域は、松島町景観計画で景観重点地区に指定された「1. 雄島・五大堂・福浦島周辺地区〔F〕」、「2. 松島海岸国道地区〔R〕」、「3. 瑞巖寺周辺地区〔Z〕」の3地区で、その位置は下図に示すとおりです。これら3地区について、景観計画で設定された目標と、目指すべき景観イメージを次ページ以降に示します。



重点地区区分図

なお、「2. 松島海岸国道地区〔R〕」、「3. 瑞巖寺周辺地区〔Z〕」については、景観上の特徴や町民のまとまりやすさを配慮して、次のように細区分し、きめ細かい景観形成の誘導を図ります。（→「本章－2. 景観形成ガイドライン」を参照。）

2. 松島海岸国道地区〔R〕	R-1	松島海岸中央商店街
	R-2	その他の商業地域
	R-3	近隣商業地域
3. 瑞巖寺周辺地区〔Z〕	Z-1	寺町地区
	Z-2	松島海岸駅周辺・田町地区
	Z-3	内町地区
	Z-4	水主町地区

## (1) 『雄島・五大堂・福浦島周辺地区』の目標と景観イメージ

[F：雄島・五大堂・福浦島周辺地区]

### 目標

松島湾の眺望を楽しみながら回遊できる海岸線の景観形成

雄島、五大堂、福浦島からそれぞれの美しい景観を眺めながら、松島湾全体を楽しめるように、海岸沿いを回遊できる歩行者空間を確保するなど、海岸線を堪能できる景観を形成していきます。

### 目標とすべき景観イメージ

海（船）から見た松島海岸の美しい景観を維持するため、背景となる山並みの稜線を確保するとともに、海岸線に立地する五大堂、観瀾亭、ホテルなどの施設が松島海岸公園や係船場等の海岸施設と一体的な景観形成を図ります。

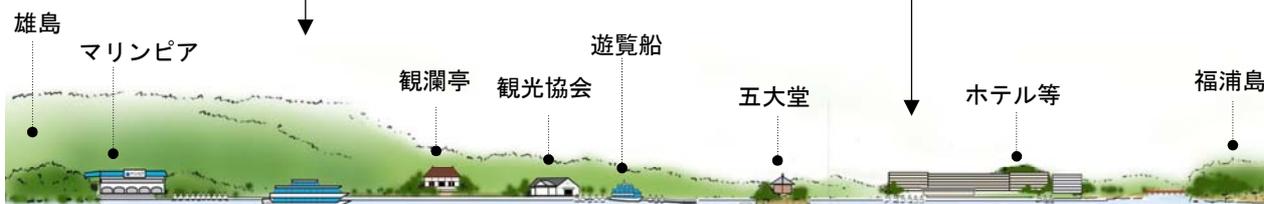
また、海岸線の景観に大きな影響を及ぼすホテルについては、新築や建替えなどに際して、かつて松島海岸を代表したホテルのデザインを参考にするなど、松島らしい景観形成を図ります。



海（船）からの現在の眺望

現在の眺望景観の維持・向上を図ります。

背景となる山並みの稜線を保持します。



当地区の主要な景観構成要素

海（船）からの眺望で、国道より奥の建物を除去し、当地区の主要な景観構成要素のみを取り出してみると、五大堂や観瀾亭などの歴史的景観や、海や島、背後の山並みといった自然的景観と調和した景観が形成されていることが分かります。

### かつて松島海岸を代表したホテル



旧松島ホテル



旧松島パークホテル\*



旧松島観光ホテル\*\*

写真出典）\*ウィキペディア（フリー百科事典） \*\*日本三景展望台の施設内に掲出された写真

## (2) 『松島海岸国道地区』の目標と景観イメージ

[R1：松島海岸中央商店街、R2：その他の商業地域、R3：近隣商業地域]

### 目標

にぎわいととも歴史の趣や美しい海を感じられる連続した沿道の景観形成

来訪者が行き交い最も賑わう地区であり、瑞巖寺等の寺社群と山並みの緑を背景として、海辺の景観と一体となり、景勝地の雰囲気を感じられる沿道景観を形成していきます。

### 目標とすべき景観イメージ

歴史的背景にふさわしいデザインとして、既存の建築物にもイメージが残る松島海岸通の景観形成を図ります。



松島海岸駅付近の沿道景観



松島海岸の沿道景観



屋根形状は、勾配屋根を基本とし、陸屋根等の場合も、周りの景観と調和を図ります。

壁面が長大な建築物は、スリットやアクセント等により、分節するか、3階以上をセットバックします。



建物の壁の色は、松島町の自然や風土と共存する素材そのものの色を基本とし、海（船）から眺望において、目立たないようにします。

一階部分は軒庇を基本とし、のれん等を統一するなど、一体的でオープンなデザインとします。

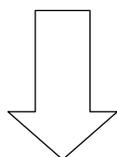
景観配慮の例

## 個別景観イメージ

前項の景観イメージをもとに、それぞれの地区の景観に当てはめて将来のまち並みのイメージを示すと、以下ようになります。

### R1：松島海岸中央商店街

(現況)



#### 【景観イメージ】

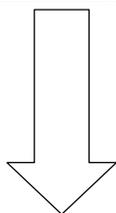
- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・まち並みの連続性やにぎわいを演出するため、紺色のれんを設置
- ・歩道の拡幅と併せて舗装の修景をグレードアップ



## R2：その他の商業地域(1)



(現況)

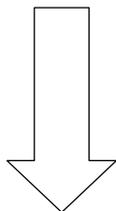


### 【景観イメージ】

- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・屋外広告物の色合いや大きさを整えて、煩雑さを軽減
- ・まち並みの連続性やにぎわいを演出するため、紺色のれんを設置
- ・歩道の拡幅と併せて舗装の修景をグレードアップ



## R2：その他の商業地域(2)



### 【景観イメージ】

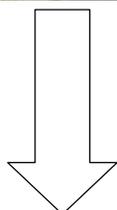
- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・屋外広告物の色合いや大きさを整えて、煩雑さを軽減
- ・まち並みの連続性やにぎわいを演出するため、紺色のれんを設置
- ・歩道の拡幅と併せて舗装の修景をグレードアップ



R3：近隣商業地域(1)



(現況)



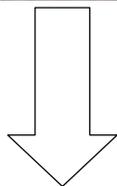
【景観イメージ】

- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・屋外広告物の色合いや大きさを整えて、煩雑さを軽減
- ・案内標識は周囲の景観に合わせて色合いを変更
- ・電柱や標識の支柱などを農茶系の色合いとすることで、煩雑さを軽減



### R3 : 近隣商業地域 (2)

(現況)



#### 【景観イメージ】

- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・生垣の設置などにより緑豊かな景観を創出
- ・電柱や標識の支柱などを農茶系の色合いとすることで、煩雑さを軽減



### (3) 『瑞巖寺周辺地区』の目標と景観イメージ

[Z1：寺町地区、Z2：松島海岸駅周辺・田町地区、Z3：内町地区、Z4：水主町地区]

#### 目標

#### 歴史的な趣と調和した和の佇まいの景観形成

瑞巖寺周辺の建物の佇まいが寺社群の歴史的な雰囲気と調和するように、建物の屋根や外壁、塀の素材などに配慮し、地域の歴史や文化に配慮した統一感と落ち着きのある基調とした景観を形成していきます。

#### 目標とすべき景観イメージ

目標とすべき景観イメージは、「松島町寺町構想景観整備事業」の寺町構想景観整備事業仕様基準（平成16年4月作成）を基本に、旧来の佇まいを演出した景観形成を図ります。



#### 塀

- ・道路・隣地との境界は生垣・板塀が望ましい。
- ・塀の高さは概ね1.8m以下。

#### 構造等

- ・2階建て又は平屋の木造在来工法の住宅が望ましい。
- ・鉄筋、鉄骨又はその他の工法を用いる場合は、見える箇所はできる限り天然素材仕上げ。
- ・サッシ若しくはドア等の開口部又は格子等は、できる限り伝統的な形材質及び色の物を使用。



#### 外壁

- ・漆喰風の真壁が望ましい。
- ・柱や腰板等の木材部分は、素材を活かした仕上げ。
- ・色彩は、無彩色又は彩度の低い色とし、黄土色や白壁の落ち着いた色を使用。

#### 屋根

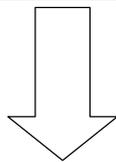
- ・できる限り入母屋、切妻又は寄棟等の勾配屋根。
- ・色彩は、黒、灰色又はこげ茶系の色。
- ・材料は、粘土焼系の和瓦、銅板その他これらに類する材料。

(寺町構想パンフレットより)

## 個別景観イメージ

前項の景観イメージをもとに、それぞれの地区の景観に当てはめて将来のまち並みのイメージを示すと、以下ようになります。

### Z2：松島海岸駅周辺・田町地区(1)



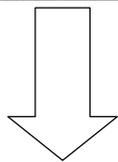
#### 【景観イメージ】

- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・風情を演出する瓦屋根、格子を設置
- ・商店街通りまでの連続性を演出するため、勾配屋根、紺色のれんを設置



Z2：松島海岸駅周辺・田町地区(2)

(現況)

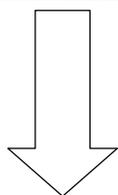


【景観イメージ】

- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・風情を演出する板塀、格子等を設置
- ・電柱を農茶系の色合いとすることで、煩雑さを軽減



### Z3 : 内町地区 (1)



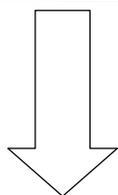
#### 【景観イメージ】

- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・風情を演出する瓦屋根、板塀や格子の設置
- ・寺町との連続性や風情を演出するため、石畳を設置
- ・寺町との連続性を演出するため、景観に配慮した照明・フットライトを設置



### Z3：内町地区（2）

（現況）



#### 【景観イメージ】

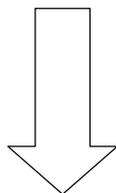
- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・風情を演出する格子等の設置



## Z4：水主町地区(1)



(現況)



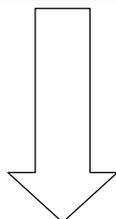
### 【景観イメージ】

- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・風情を演出する板塀、格子等を設置
- ・風情を演出するため、舗装、電柱の修景
- ・寺町との連続性を演出するため、景観に配慮した照明・フットライトを設置



## Z4：水主町地区(2)

(現況)



### 【景観イメージ】

- ・落ち着いたまち並みを演出するため、茶・濃茶・黒系統の色合いで統一
- ・周辺の環境と調和した生垣等の緑化
- ・景観に配慮した自動販売機や屋外広告物の設置
- ・風情を演出するため、舗装、電柱の修景



【参考】 夜間景観のイメージ

Z3 : 内町地区 (1)



Z4 : 水主町地区 (1)



## 2. 景観形成ガイドライン

景観重点地区は、観光交流拠点として、町民、事業者及び公共施設管理者と連携を図りながら、積極的に景観形成を進めていきます。

景観重点地区で定められた景観形成基準は以下の表のとおりで、これらについて「基準のねらい」と「具体的に配慮いただく内容例」を景観形成ガイドラインとして示します。

なお、工作物、開発行為、土砂の採取等については、松島湾景域と同じ基準であるため、本項では省略します。

### ●景観形成基準の一覧

項目	景観形成の取組事項	1. 雄島 ・五大堂 ・福浦島 周辺地区		2. 松島海岸 国道地区			3. 瑞巖寺 周辺地区			
		F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4	
<b>建築物</b>										
配置	①海や島、山並みの眺望に配慮した位置について	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱
	②大規模な建築を行う場合のオープンスペースや壁面位置について	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱
	③道路に面する壁面の位置について	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱
	④歴史的資源や残すべき自然などがある場合の配置について	中	弱	弱	弱	中	弱	弱	中	中
高さ ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	③建築面積の規模について	※	※	※	※	※	※	※	※	※
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	②建築物全体の形態及び意匠について	中	中	弱	弱	中	弱	弱	中	中
	③低層部の意匠と、商業地にふさわしいまち並み景観について	—	中	弱	弱	—	—	—	—	—
	④敷地内のオープンスペースと、まち並みや歩道との連続性について	中	中	弱	弱	中	弱	弱	中	中
	⑤国道に顔を向けた形態及び意匠について	—	弱	弱	弱	—	—	—	—	—
	⑥前面道路から見える開口部の修景について	中	—	弱	弱	中	弱	弱	中	中
外壁等	①長く連続する建築物について	中	中	中	弱	中	中	中	中	中
	②瑞巖寺の意匠との調和について	—	弱	—	—	—	—	—	—	—
屋根等	①屋根の形態について	中	中	中	弱	中	弱	弱	弱	弱
	②屋根の種類と素材について	中	—	—	—	中	弱	弱	弱	弱
	③建築物1階に軒庇を設ける場合の軒庇の高さについて	中	中	中	弱	—	—	—	—	—
建築設備	①室外機、給湯機器、電気メーター等の建築設備について	強	強	強	弱	強	中	中	強	強
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠について	強	強	強	弱	強	中	中	強	強
材料	①建築物の外装材について	中	中	中	弱	中	中	中	中	中
色彩	①建築物の色彩について	中	中	中	弱	中	中	中	中	中
<b>外構等（建築物に付属するもの）</b>										
植栽 ・緑化	①敷地内の緑化について	弱	—	弱	弱	中	弱	中	中	中
	②敷地の接道部分の黒杉板塀や生垣について	—	—	—	—	中	弱	中	中	中
	③駐車場・ガレージを設置する場合の緑化等の修景について	中	中	弱	弱	中	弱	中	中	中
	④隣接する緑やオープンスペースとの連続性について	中	—	弱	弱	中	弱	中	中	中
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物について	中	中	中	弱	中	中	中	中	中
	②設備の素材や色彩について	中	中	中	弱	中	中	中	中	中
自動販売機	①屋外に設置する自動販売機の配置、修景、色彩等について	中	中	強	弱	中	強	強	中	中

※ 高さ・規模①～③、形態意匠①は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

強	届出前の事前相談の段階、文化財保護法及び松島町景観条例に基づく協議の段階において、必要な指導を行う。準拠しない建築物等については、景観法第16条第3項に基づく勧告を行う。 (主な語尾の表現:「行う」、「用いる」、「使用しない」など)
中	届出前の事前相談の段階及び松島町景観条例に基づく協議の段階において、必要な指導を行う。 (主な語尾の表現:「努める」など)
弱	届出前の事前相談の段階において、努力を促す。 (主な語尾の表現:「望ましい」、「すると良い」など)

なお、屋外広告物の景観形成については、宮城県屋外広告物条例に基づき、適切に誘導します。

また、公共施設は、景観を構成する主要な要素の一つであり、良好な景観形成を進めるにあたって先導的な役割を果たすことが必要です。このため、道路、河川、公園、港湾などの公共施設のうち、歴史・文化、地域のまちづくり、観光振興などの視点において、景観形成上重要な公共施設は、各施設管理者と協議して景観重要公共施設に指定し、良好な景観形成に取り組みます。

(景観重要公共施設の整備方針及び占用等の許可基準に関する考え方)

景観重要公共施設は、周辺景観と調和するよう施設の配置、構造及び色彩・デザイン等に配慮し、快適な公共空間の創出を図ります。

具体の整備方針及び占用等の許可基準については、景観重要公共施設の指定の協議に併せ、各施設管理者と協議して定めていきます。



道路 (国道45号)



道路 (県道松島停車場線)



河川 (高城川)



都市公園 (松島海岸公園)



港湾施設



漁港 (銭神漁港)

●地区別景観形成基準の一覧【1. 雄島・五大堂・福浦島周辺地区[F】】

項目	景観形成基準	景観形成の 具体イメージ
<b>建築物</b>		
配置	①主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	P. 96 参照
	②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。	P. 97 参照
	③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。	P. 98 参照
	④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置に努める。	P. 99 参照
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて（※）	P. 100 参照
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※）	P. 101 参照
	③建築面積の規模について（※）	P. 102 参照
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について（※）	P. 103 参照
	②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠に努める。	P. 103 参照
	③ —	—
	④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠に努める。	P. 105 参照
	⑤ —	—
	⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置に努める。	P. 107 参照
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。	P. 108 参照
	② —	—
屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周囲の山並みとの調和に努める。	P. 110 参照
	②屋根の種類は、瓦、スレートの使用に努める。また、素材は粘土系、金属系の使用に努める。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものを避けるよう努める。	P. 111 参照
	③建築物1階に軒庇を設ける場合は、隣り合う建築物と軒庇の高さや出幅を揃えるように努める。	P. 112 参照
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	P. 113 参照
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる。	P. 114 参照
材料	①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。	P. 115 参照
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	P. 116 参照
<b>外構等（建築物に付属するもの）</b>		
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	P. 118 参照
	② —	—
	③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める。	P. 120 参照
	④隣接する緑やオープンスペースとの連続性の確保に努める。	P. 121 参照
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。	P. 122 参照
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	P. 123 参照
自動販売機	①屋外には自動販売機を設置しないように努める。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫に努める。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩の使用を避けるよう努める。	P. 124 参照

注 ※印に示す、「高さ・規模①～③、形態意匠①」は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる

●地区別景観形成基準の一覧【2. 松島海岸国道地区 [R1: 松島海岸中央商店街]

項目	景観形成基準	景観形成の 具体イメージ
<b>建築物</b>		
配置	①主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	P. 96 参照
	②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。	P. 97 参照
	③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。	P. 98 参照
	④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置が望ましい。	P. 99 参照
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて（※）	P. 100 参照
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※）	P. 101 参照
	③建築面積の規模について（※）	P. 102 参照
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について（※）	P. 103 参照
	②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠に努める。	P. 103 参照
	③低層部は、開放的で落ち着きがある意匠とするなど、商業地にふさわしいまち並み景観に努める。	P. 104 参照
	④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠に努める。	P. 105 参照
	⑤国道に顔を向けた形態・意匠とすることが望ましい。	P. 106 参照
	⑥ —	—
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。	P. 108 参照
	②柱・梁の形（構造）が見える意匠とするなど、瑞巖寺の意匠に調和させることが望ましい。	P. 109 参照
屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みとの調和に努める。	P. 110 参照
	② —	—
	③建築物1階に軒庇を設ける場合は、隣り合う建築物と軒庇の高さや出幅を揃えるように努める。	P. 112 参照
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	P. 113 参照
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる。	P. 114 参照
材料	①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。	P. 115 参照
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	P. 116 参照
<b>外構等（建築物に付属するもの）</b>		
植栽・緑化	① —	—
	② —	—
	③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める。	P. 120 参照
	④ —	—
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。	P. 122 参照
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	P. 123 参照
自動販売機	①屋外には自動販売機を設置しないように努める。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫に努める。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩の使用を避けるよう努める。	P. 124 参照

注 ※印に示す、「高さ・規模①～③、形態意匠①」は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる

●地区別景観形成基準の一覧【2. 松島海岸国道地区 [R2：その他の商業地域]】

項目	景観形成基準	景観形成の 具体イメージ
<b>建築物</b>		
配置	①主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	P. 96 参照
	②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。	P. 97 参照
	③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置とすることが望ましい。	P. 98 参照
	④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置が望ましい。	P. 99 参照
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて（※）	P. 100 参照
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※）	P. 101 参照
	③建築面積の規模について（※）	P. 102 参照
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について（※）	P. 103 参照
	②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。	P. 103 参照
	③低層部は、開放的で落ち着きがある意匠とするなど、商業地にふさわしいまち並み景観とすることが望ましい。	P. 104 参照
	④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠とすることが望ましい。	P. 105 参照
	⑤国道に顔を向けた形態・意匠とすることが望ましい。	P. 106 参照
	⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置が望ましい。	P. 107 参照
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。	P. 108 参照
	② —	—
屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みとの調和に努める。	P. 110 参照
	② —	—
	③建築物1階に軒庇を設ける場合は、隣り合う建築物と軒庇の高さや出幅を揃えるように努める。	P. 112 参照
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	P. 113 参照
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる。	P. 114 参照
材料	①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。	P. 115 参照
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	P. 116 参照
<b>外構等（建築物に付属するもの）</b>		
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	P. 118 参照
	② —	—
	③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景を行うことが望ましい。	P. 120 参照
	④隣接する緑やオープンスペースとの連続性を確保することが望ましい。	P. 121 参照
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。	P. 122 参照
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	P. 123 参照
自動販売機	①屋外には自動販売機を極力設置しない。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫を行うこと。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩を使用しない。	P. 124 参照

注 ※印に示す、「高さ・規模①～③、形態意匠①」は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる

●地区別景観形成基準の一覧【2. 松島海岸国道地区 [R3：近隣商業地域]】

項目	景観形成基準	景観形成の 具体イメージ
<b>建築物</b>		
配置	①主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	P. 96 参照
	②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。	P. 97 参照
	③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。	P. 98 参照
	④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置が望ましい。	P. 99 参照
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて（※）	P. 100 参照
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※）	P. 101 参照
	③建築面積の規模について（※）	P. 102 参照
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について（※）	P. 103 参照
	②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。	P. 103 参照
	③低層部は、開放的で落ち着きがある意匠とするなど、商業地にふさわしいまち並み景観とすることが望ましい。	P. 104 参照
	④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠にすることが望ましい。	P. 105 参照
	⑤国道に顔を向けた形態・意匠とすることが望ましい。	P. 106 参照
	⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置が望ましい。	P. 107 参照
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感を軽減することが望ましい。	P. 108 参照
	② —	—
屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みと調和させることが望ましい。	P. 110 参照
	② —	—
	③建築物1階に軒庇を設ける場合は、隣り合う建築物と軒庇の高さや出幅を揃えることが望ましい。	P. 112 参照
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行うことが望ましい。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	P. 113 参照
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体との均整を図り、目立たないものを用いることが望ましい。	P. 114 参照
材料	①建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。	P. 115 参照
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準に適合させることが望ましい。※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	P. 116 参照
<b>外構等（建築物に付属するもの）</b>		
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	P. 118 参照
	② —	—
	③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景を行うことが望ましい。	P. 120 参照
	④隣接する緑やオープンスペースとの連続性を確保することが望ましい。	P. 121 参照
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避ける方が望ましい。	P. 122 参照
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）が望ましい。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	P. 123 参照
自動販売機	①屋外には自動販売機を設置しない方がよい。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫することが望ましい。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩は使用を控える。	P. 124 参照

注 ※印に示す、「高さ・規模①～③、形態意匠①」は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる

●地区別景観形成基準の一覧【3. 瑞巖寺周辺地区 [Z1: 寺町地区]】

項目	景観形成基準	景観形成の 具体イメージ
<b>建築物</b>		
配置	①主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	P. 96 参照
	②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。	P. 97 参照
	③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。	P. 98 参照
	④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置に努める。	P. 99 参照
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて（※）	P. 100 参照
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※）	P. 101 参照
	③建築面積の規模について（※）	P. 102 参照
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について（※）	P. 103 参照
	②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠に努める。	P. 103 参照
	③ —	—
	④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠に努める。	P. 105 参照
	⑤ —	—
	⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置に努める。	P. 107 参照
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。	P. 108 参照
	② —	—
屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みとの調和に努める。	P. 110 参照
	②屋根の種類は、瓦、スレートの使用に努める。また、素材は粘土系、金属系の使用に努める。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものを避けるよう努める。	P. 111 参照
	③ —	—
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	P. 113 参照
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる。	P. 114 参照
材料	①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。	P. 115 参照
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	P. 116 参照
<b>外構等（建築物に付属するもの）</b>		
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化に努める。	P. 118 参照
	②敷地の接道部分は、黒杉板塀又は生垣の設置に努める。	P. 119 参照
	③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める。	P. 120 参照
	④隣接する緑やオープンスペースとの連続性の確保に努める。	P. 121 参照
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。	P. 122 参照
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	P. 123 参照
自動販売機	①屋外には自動販売機を設置しないように努める。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫に努める。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩の使用を避けるよう努める。	P. 124 参照

注 ※印に示す、「高さ・規模①～③、形態意匠①」は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる

●地区別景観形成基準の一覧【3. 瑞巖寺周辺地区 [Z2: 松島海岸駅周辺・田町地区]】

項目	景観形成基準	景観形成の 具体イメージ
<b>建築物</b>		
配置	①主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	P. 96 参照
	②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。	P. 97 参照
	③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。	P. 98 参照
	④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置が望ましい。	P. 99 参照
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて（※）	P. 100 参照
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※）	P. 101 参照
	③建築面積の規模について（※）	P. 102 参照
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について（※）	P. 103 参照
	②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。	P. 103 参照
	③ —	—
	④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠にすることが望ましい。	P. 105 参照
	⑤ —	—
	⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置が望ましい。	P. 107 参照
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。	P. 108 参照
	② —	—
屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みと調和させることが望ましい。	P. 110 参照
	②屋根の種類は、瓦、スレートを使用するとよい。また、素材は粘土系、金属系を使用するとよい。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものはできる限り使用しない。	P. 111 参照
	③ —	—
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景に努める。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	P. 113 参照
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体との均整に努め、目立つものは避けるよう努める。	P. 114 参照
材料	①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。	P. 115 参照
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	P. 116 参照
<b>外構等（建築物に付属するもの）</b>		
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	P. 118 参照
	②敷地の接道部分は、黒杉板塀又は生垣とすることが望ましい。	P. 119 参照
	③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景を行うことが望ましい。	P. 120 参照
	④隣接する緑やオープンスペースとの連続性を確保することが望ましい。	P. 121 参照
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。	P. 122 参照
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	P. 123 参照
自動販売機	①屋外には自動販売機を極力設置しない。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫を行うこと。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩を使用しない。	P. 124 参照

注 ※印に示す、「高さ・規模①～③、形態意匠①」は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる

●地区別景観形成基準の一覧【3. 瑞巖寺周辺地区 [Z3 : 内町地区]】

項目	景観形成基準	景観形成の 具体イメージ
<b>建築物</b>		
配置	①主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	P. 96 参照
	②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。	P. 97 参照
	③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。	P. 98 参照
	④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置が望ましい。	P. 99 参照
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて（※）	P. 100 参照
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※）	P. 101 参照
	③建築面積の規模について（※）	P. 102 参照
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について（※）	P. 103 参照
	②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠とすることが望ましい。	P. 103 参照
	③ —	—
	④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠にすることが望ましい。	P. 105 参照
	⑤ —	—
	⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置が望ましい。	P. 107 参照
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。	P. 108 参照
	② —	—
屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みと調和させることが望ましい。	P. 110 参照
	②屋根の種類は、瓦、スレートを使用するとよい。また、素材は粘土系、金属系を使用するとよい。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものはできる限り使用しない。	P. 111 参照
	③ —	—
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景に努める。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	P. 113 参照
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体との均整に努め、目立つものは避けるよう努める。	P. 114 参照
材料	①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。	P. 115 参照
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	P. 116 参照
<b>外構等（建築物に付属するもの）</b>		
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化に努める。	P. 118 参照
	②敷地の接道部分は、黒杉板塀又は生垣の設置に努める。	P. 119 参照
	③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める。	P. 120 参照
	④隣接する緑やオープンスペースとの連続性の確保に努める。	P. 121 参照
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。	P. 122 参照
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	P. 123 参照
自動販売機	①屋外には自動販売機を極力設置しない。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫を行うこと。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩を使用しない。	P. 124 参照

注 ※印に示す、「高さ・規模①～③、形態意匠①」は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる

●地区別景観形成基準の一覧【3. 瑞巖寺周辺地区 [Z4: 水主町地区]】

項目	景観形成基準	景観形成の 具体イメージ
<b>建築物</b>		
配置	①主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	P. 96 参照
	②ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。	P. 97 参照
	③道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。	P. 98 参照
	④敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置に努める。	P. 99 参照
高さ・規模	①海岸線の眺望を確保する高さについて（※）	P. 100 参照
	②建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて（※）	P. 101 参照
	③建築面積の規模について（※）	P. 102 参照
形態意匠	①外観と周囲の風致景観との調和について（※）	P. 103 参照
	②建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠に努める。	P. 103 参照
	③ —	—
	④道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠に努める。	P. 105 参照
	⑤ —	—
	⑥前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置に努める。	P. 107 参照
外壁等	①長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、圧迫感の軽減に努める。	P. 108 参照
	② —	—
屋根等	①屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みと調和させることが望ましい。	P. 110 参照
	②屋根の種類は、瓦、スレートを使用するとよい。また、素材は粘土系、金属系を使用するとよい。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものはできる限り使用しない。	P. 111 参照
	③ —	—
建築設備	①室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。	P. 113 参照
付属物	①屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる。	P. 114 参照
材料	①建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める。	P. 115 参照
色彩	①建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める。 ※ただし、歴史的な建築物の色彩については、この限りではない。	P. 116 参照
<b>外構等（建築物に付属するもの）</b>		
植栽・緑化	①在来種を主とした、敷地内の緑化に努める。	P. 118 参照
	②敷地の接道部分は、黒杉板塀又は生垣の設置に努める。	P. 119 参照
	③駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める。	P. 120 参照
	④隣接する緑やオープンスペースとの連続性の確保に努める。	P. 121 参照
工作物	①敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める。	P. 122 参照
	②設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）に努める。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	P. 123 参照
自動販売機	①屋外には自動販売機を設置しないように努める。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫に努める。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩の使用を避けるよう努める。	P. 124 参照

注 ※印に示す、「高さ・規模①～③、形態意匠①」は、「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる

## (1) 建築物等

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【配置-①】

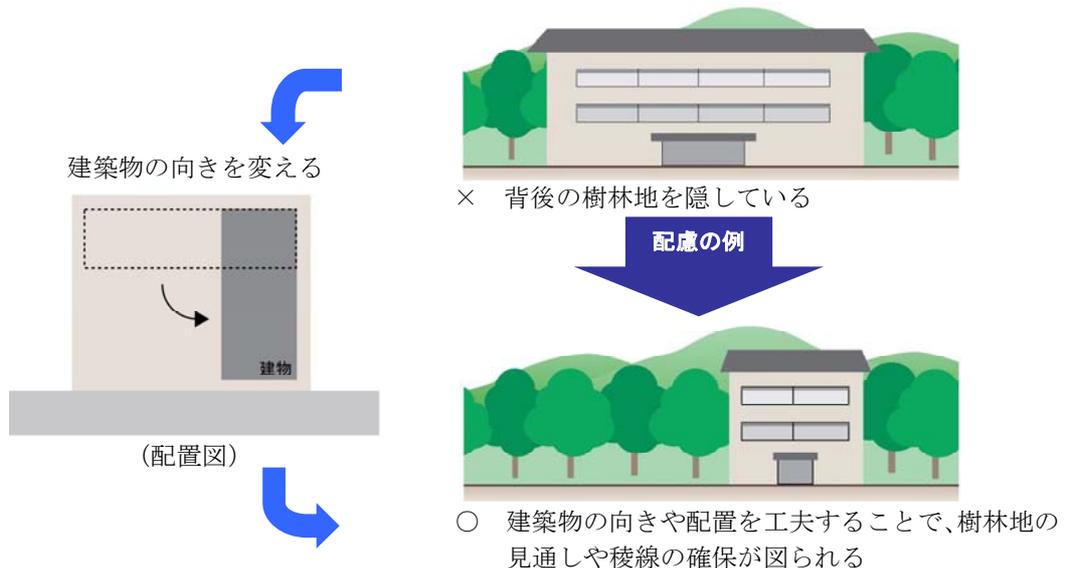
主要な箇所<sup>(※)</sup>（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。

#### 基準の ねらい

海・島・山並みなどの自然景観は、特別名勝松島を象徴する景観です。このため、建築物の新築及び改築等を考える場合は、主要な箇所からこれら自然景観の眺望を妨げないよう配慮して計画することが望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 主要な箇所から見て背後に樹林地や海岸線が望める場合は、そこからの景観を意識して遮へいする面積が少なくなくなるように配慮しましょう。また、樹林地の稜線が望める場合は、その連続性を分断しないように努めましょう。



※ 「主要な箇所」は、次に示す箇所が挙げられます。

主要な箇所
海岸沿いの遊歩道、観光船、国道45号、県道赤沼・松島線、松島海岸駅周辺、福浦橋、松島海岸中央広場、松島海岸公園、新富山

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱

## 景観形成基準 【配置-②】

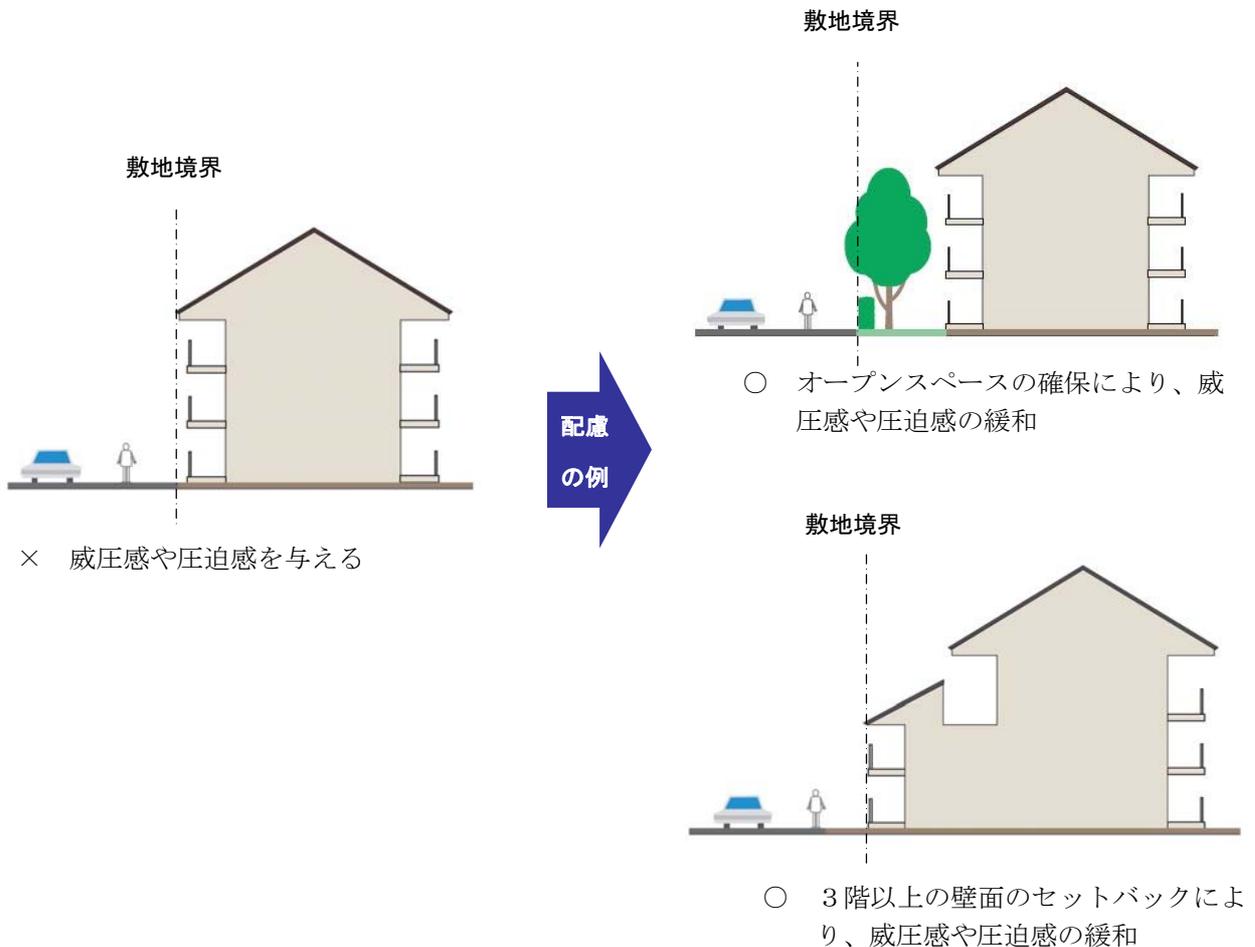
ホテルや旅館、集合住宅などの大規模な建築を行う場合には、敷地内のオープンスペースの確保や中層階以上の壁面位置の後退を行うなど、周囲のまち並みと調和させることが望ましい。

### 基準の ねらい

大規模な建築物は、通りの景観に及ぼす影響が大きく、特に高層の建築物や長大な壁面は、周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあるため、壁面の後退や道路沿いのオープンスペースの確保により、ゆとりのある空間の創出が望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 敷地内のオープンスペースの確保とは、前面道路に面する部分を指しており、道路沿いに植栽を施すなど緑豊かな景観を創出しましょう。
- 中層階以上の壁面位置の後退とは、3階以上の壁面を指しており、周辺の景観と一体感のある景観となるようにしましょう。



F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱	弱

**景観形成基準 【配置-③】**

道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の壁面の位置に可能な限り揃え、まち並みの連続性を損なわない配置にすることが望ましい。



**基準の  
ねらい**

歴史的まち並みが整然として趣があるのは、壁面の位置や建築様式を統一することで一体感ある景観を創りだしていることにあります。逆に、道路に対して建築物の位置が個々バラバラに配置されると、まち並みが乱雑な雰囲気となってしまいます。このため、壁面位置を揃えることで景観の一体感を保つことが望まれます。

**具体的に配慮していただく内容の例**

○国道45号沿道では、歩道からの離隔距離を隣接建築物と揃えることで、一体感のある景観を創出するようにしましょう。



× 壁面位置がばらばらになるとまち並みの連続性が損なわれる



○ 壁面や底を隣接建築物と揃えることで一体感のある景観の創出

○水主町などの歴史的な趣と調和した和の佇まいが求められている地区においては、建築物に加え門塀、生垣等も含めてまち並みの連続性を図りましょう。



× 中央の住宅のブロック塀が、周辺の生垣で統一されたまち並みの連続性を損なっている



○ ブロック塀を生垣に統一することでまち並みの連続性が保てる

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	弱	弱	弱	中	弱	弱	中

### 景観形成基準 【配置-④】

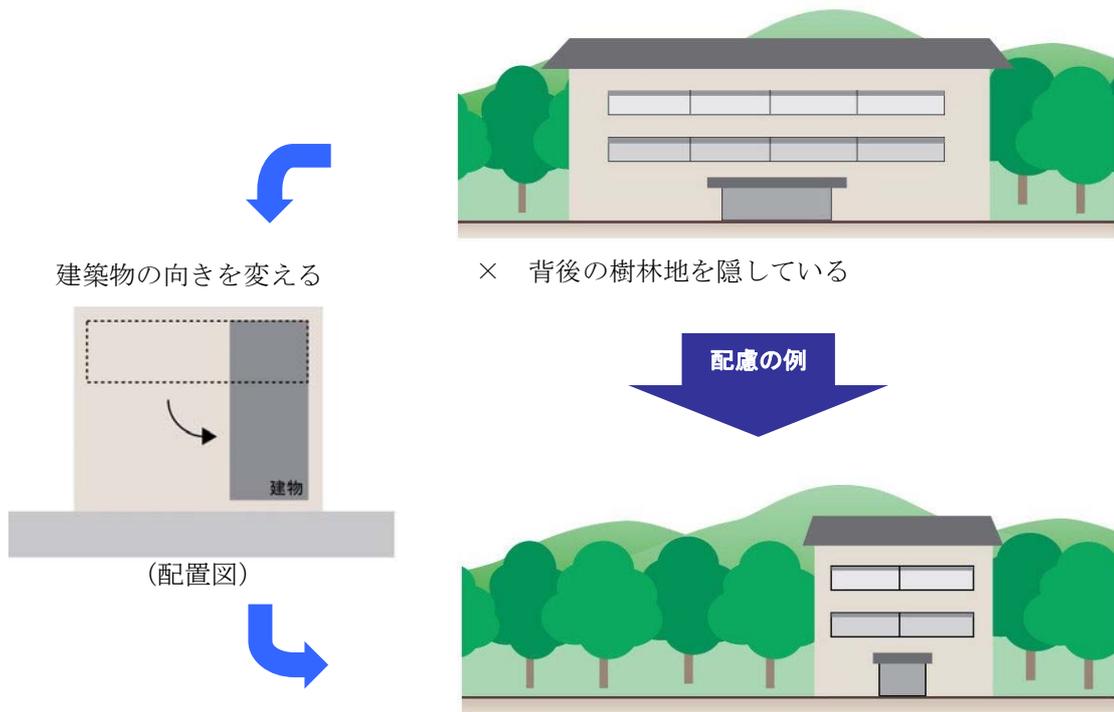
敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置に努める（または「…配置が望ましい」）。

#### 基準の ねらい

敷地内に残された景観木や、瑞巖寺周辺の境内林等は、地区の重要な個性です。このため、建築物の新築や改築において、できる限りこれらを生かした配置とすることで、現状景観の維持・保全が図られます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 敷地内に、歴史的資源や景観木がある場合は、それらをできる限り保全できるような配置としましょう。
- 背後に樹林地や海岸線が望める場合は、道路からの景観を意識して遮へいする面積が少なくなくなるようにしましょう。また、樹林地の稜線が望める場合は、その連続性を分断しないようにしましょう。



- 建築物の向きや配置を工夫することで、樹林地の見通しや稜線の確保が図られる

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
※	※	※	※	※	※	※	※

## 景観形成基準 【高さ・規模－①】

### 海岸線の眺望を確保する高さについて



#### 基準の ねらい

この基準は「特別名勝松島保存管理計画」の「建築物の現状変更の取扱指針」と同等の基準としています。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 景観計画に示された新富山からの眺望など、海岸線の眺望景観の確保が求められます。新富山等から海岸線の眺望が確保出来るように、建築物の新築・改築に際して高さや規模をできる限り抑えましょう。



新富山からの眺め

- 以下の重要な眺望点においても、海岸線の眺望の確保に配慮して建築物の高さ・規模を設定しましょう。



松島海岸駅のプラットフォームからの眺望



長老坂（県道赤沼・松島線）からの眺望

※ 「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
※	※	※	※	※	※	※	※

## 景観形成基準 【高さ・規模-②】

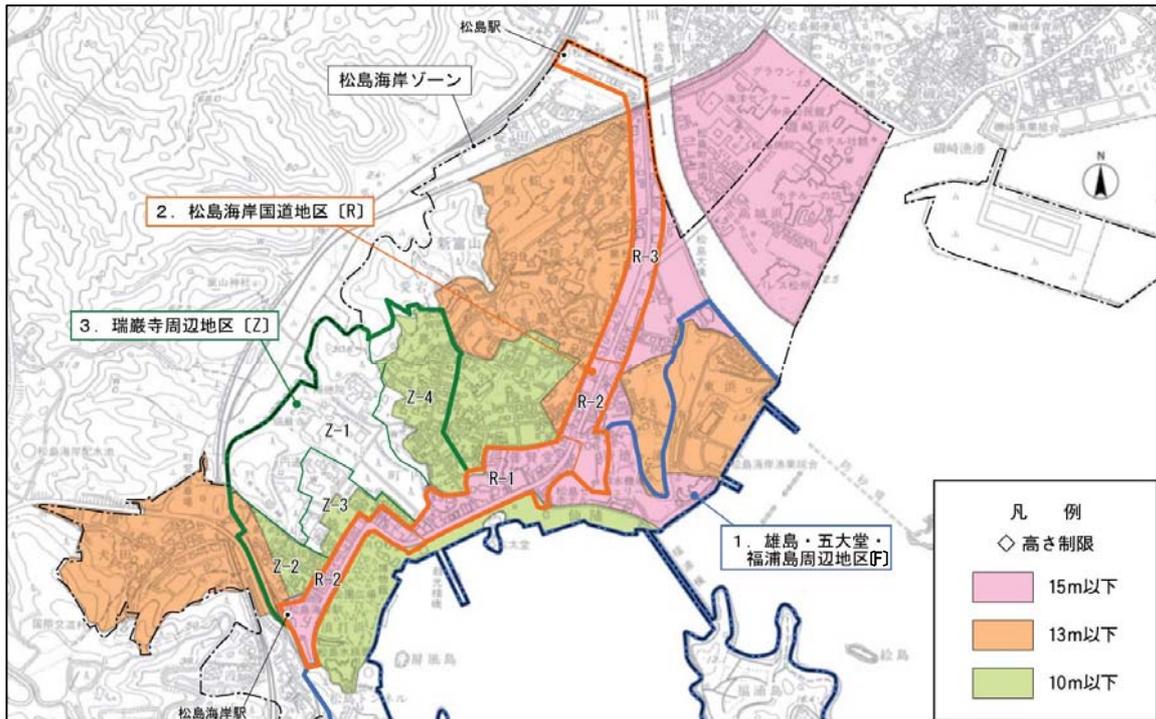
建築物の高さ制限、丘陵の尾根線を超えない高さについて

基準の  
ねらい

この基準は「特別名勝松島保存管理計画」の「建築物の現状変更の取扱指針」と同等の基準としています。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○建築物の高さ<sup>(注)</sup>の基準は、「特別名勝松島保存管理計画」の取扱基準に準じて以下のとおりとしましょう。



高さ制限図（景観重点地区及びその周辺）

出典：特別名勝松島保存管理計画

○福浦島など、眺望した際に丘陵の尾根線を超えてはならない“主要な箇所”からの景観に配慮し、そこから見て、後背地の尾根線を超えないように高さを設定するようにしましょう。



注：「建築物の高さ」は、建築基準法施行令第2条第6号の規定による。

※「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
※	※	※	※	※	※	※	※

景観形成基準 【高さ・規模－③】

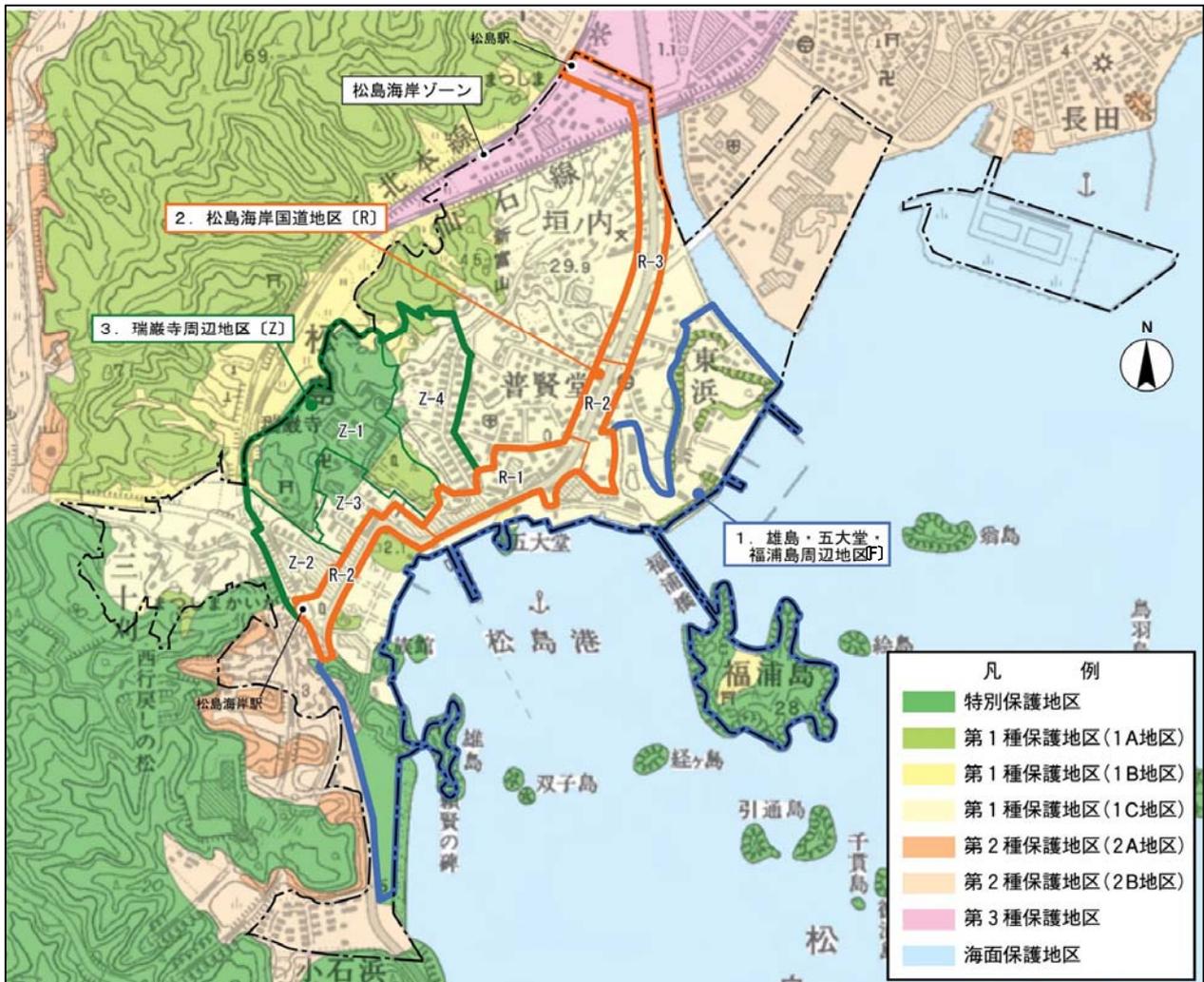
建築面積の規模について

基準の  
ねらい

この基準は「特別名勝松島保存管理計画」の「建築物の現状変更の取扱指針」と同等の基準としています。

具体的に配慮していただく内容の例

- “地区内”とは、「特別名勝松島保存管理計画」の取扱指針に準じて、以下に示す地区区分ごとに、その中で同一用途の建築物の建築面積を超えないようにしましょう。
- 専用户建住宅については、別途「特別名勝松島保存管理計画」の取扱指針において、“建築面積<sup>(注)</sup>が120㎡を超えないように努めること”という指針があるため、その規模を超えないようにしましょう。



特別名勝松島保護地区区分図と景観重点地区との重ね図（概略）

注：「建築面積」は、建築基準法施行令第2条第2号の規定による。

※ 「特別名勝松島保存管理計画（宮城県教育委員会）」における保護地区別の「建築物の現状変更の取扱指針」に準ずる。

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
※	※	※	※	※	※	※	※

### 景観形成基準 【形態意匠－①】

#### 外観と周囲の風致景観との調和について

#### 基準の ねらい

この基準は「特別名勝松島保存管理計画」の「建築物の現状変更の取扱指針」と同等の基準としています。

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	弱	弱	中	弱	弱	中

### 景観形成基準 【形態意匠－②】

建築物全体としてまとまりのある形態及び意匠に努める（または「…意匠とすることが望ましい」）。

#### 基準の ねらい

寺社の多い寺町、戸建て主体の住宅地、ホテル街や観光商業地など、地域ごとの市街地景観の特徴を充分に考慮し、それらを建築物の形態などに反映させることにより、周囲と調和し統一感のある景観の形成が望めます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 「松島海岸国道地区」では、現在も昔ながらの和の佇まいを維持する建築物も見られます。このため、今後地区内での新築・改築の際には、その歴史的形態・意匠に配慮したものとしましょう。



松島海岸国道地区において和の佇まいを残す建築物

- 「瑞巖寺周辺地区」は、寺社の景観との調和や水主町のイメージの再生に努め、建築の屋根・外装及び塀の素材などに歴史的形態・意匠に配慮したものとしましょう。



瑞巖寺の漆喰壁

水主町の民家の窓格子  
(現どんじき茶屋)

内町の黒杉板塀

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
—	中	弱	弱	—	—	—	—

### 景観形成基準 【形態意匠－③】

低層部は、開放的で落ち着きがある意匠とするなど、商業地にふさわしいまち並み景観に努める（または「…景観とすることが望ましい」）。

#### 基準の ねらい

国道45号沿道は、松島観光のメインストリートにあたるため、特に近景として観光客の目に触れる建築物低層部について、松島にふさわしい景観形成が望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 1階部分には、入口やショーウィンドウを配置するなど歩道側に開放的な景観にしましょう。
- 瑞巖寺や昔ながらの松島海岸のイメージを基本とし、のれんや格子を採り入れるなど和風のデザインとしましょう。



1階部分にオープンスペースを設けベンチを置くなど、落ち着きがあり開放的な和のデザイン例  
(松島海岸中央商店街)



1階部分に庇を設け、のれんや格子窓等和の佇まいを演出した例  
(松島海岸中央商店街)

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	弱	弱	中	弱	弱	中

## 景観形成基準 【形態意匠－④】

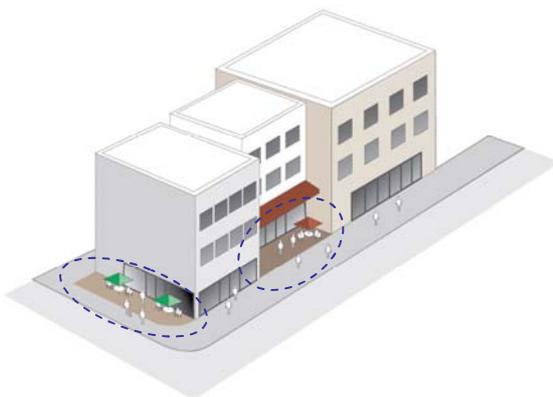
道路に面する部分のオープンスペースは、まち並みや歩道との連続性を確保するなど、歩行者空間と一体感のある意匠に努める（または「…意匠とすることが望ましい」）。

### 基準の ねらい

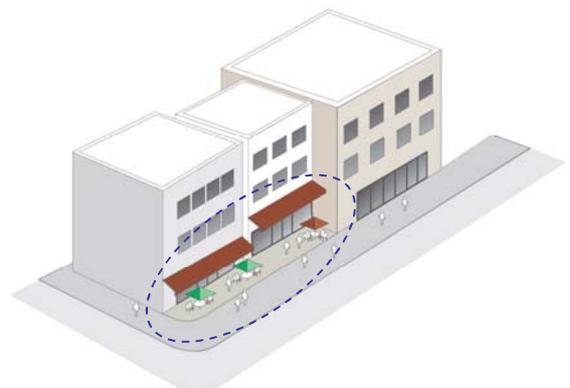
歩行者空間を楽しく歩けるようにするためには、歩道など道路本体の修景整備のみならず、沿道民有地での一体的な取組みが重要です。このため、道路に面する部分にオープンスペースを設ける場合は、公共スペースや隣地のオープンスペースとの連続性を確保しましょう。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 歩道のある道路に隣接して設けるオープンスペースは、舗装材を一体的にするなど、オープンスペースの連続性を確保しましょう。
- 隣地のオープンスペースがある場合は、連続性を確保したオープンスペースの配置やデザインを考えましょう。



× せっかくのオープンスペースが分散してしまっている



○ 隣接する建物のオープンスペースと一体感が保たれている。また、歩道との舗装イメージの統一によりオープンスペースの連続性が配慮されている。

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
—	弱	弱	弱	—	—	—	—

## 景観形成基準 【形態意匠－⑤】

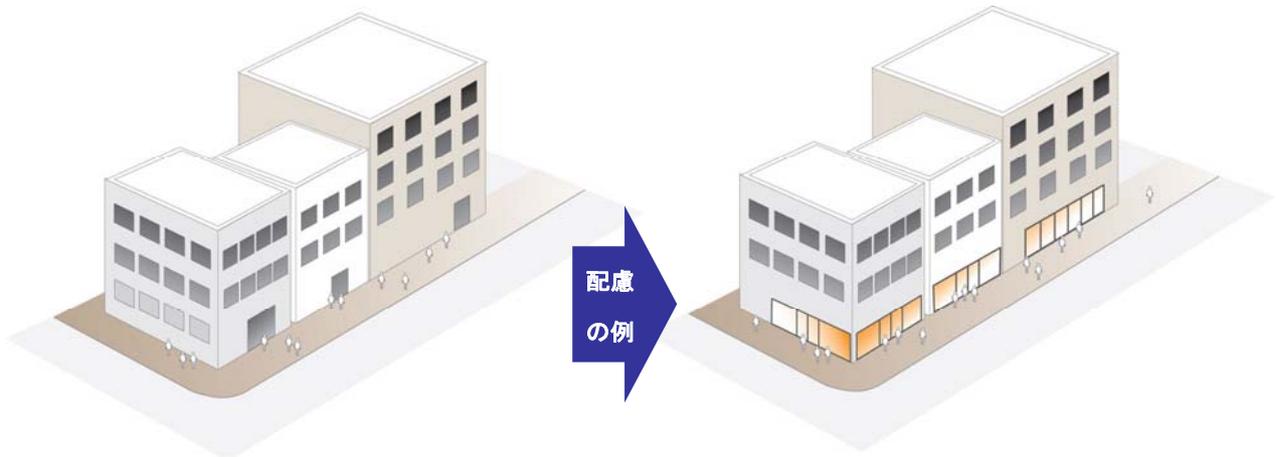
国道に顔を向けた形態・意匠とすることが望ましい。

### 基準の ねらい

国道45号は、松島観光のメインストリートであり、沿道の建築物の形態や意匠は松島のイメージに大きな影響を与えます。このため、入口や開口部など建築物の表の顔を中心とし、設備や勝手口などは国道からみえない場所に配置することが望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○国道沿いでは、建築物の正面を国道側に向けるように配置しましょう。特に低層階には、開口部やショーウインドウ等を設け、にぎわいを演出しましょう。



× 低層階に開口部が少なく、にぎわいが感じられない

○ 低層階にショーウインドウを設けることで、にぎわいのある空間が演出される

○国道に面しては、駐車場、倉庫、非常階段等の設備は設けないようにしましょう。やむを得ずそれらを設ける場合は、目隠しなど目立たないデザインにしましょう。

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	—	弱	弱	中	弱	弱	中

### 景観形成基準 【形態意匠－⑥】

前面道路から見える位置にある開口部は、自然素材を使用した格子引戸、木製格子、または、すだれ等の設置に努める（または「…設置が望ましい」）。

#### 基準の ねらい

景観重点地区は、多くの観光客が散策を楽しんだりすることが想定される範囲であることから、松島観光のイメージを高めるため、和の佇まいが感じられる修景が望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 道路に面する側の1階の開口部は、木製格子等和のデザインにしましょう。
- 入口のドアについては、和の佇まいを意識して格子引戸にするなど歴史的佇まいの修景にしましょう。



和の佇まいを意識した格子引戸、木製格子の例（他都市）

#### ※町指定有形文化財（建造物）「水主町の民家」

水主町は瑞巖寺の東に隣接する一画で、仙台藩主などが松島遊覧の際の御座船（ごさぶね）を操った水主衆が集団で暮らしていました。水主は瑞巖寺造営開始（1604年）当時、地元や和歌山・静岡・愛媛などから雇用されてここに住み、往時には48軒にもものぼりました。

住居は藩の決まりで萱葺、寄棟造、表通りに面して出格子（でごうし）と葺戸（しとみど）を設け、冠木門（かぶきもん）を構え、天井は上げませんでした。

昭和51年に最期に残った1棟を移築復元して保存しています。



F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	中	弱	中	中	中	中

### 景観形成基準 【形態意匠〔外壁等〕－①】

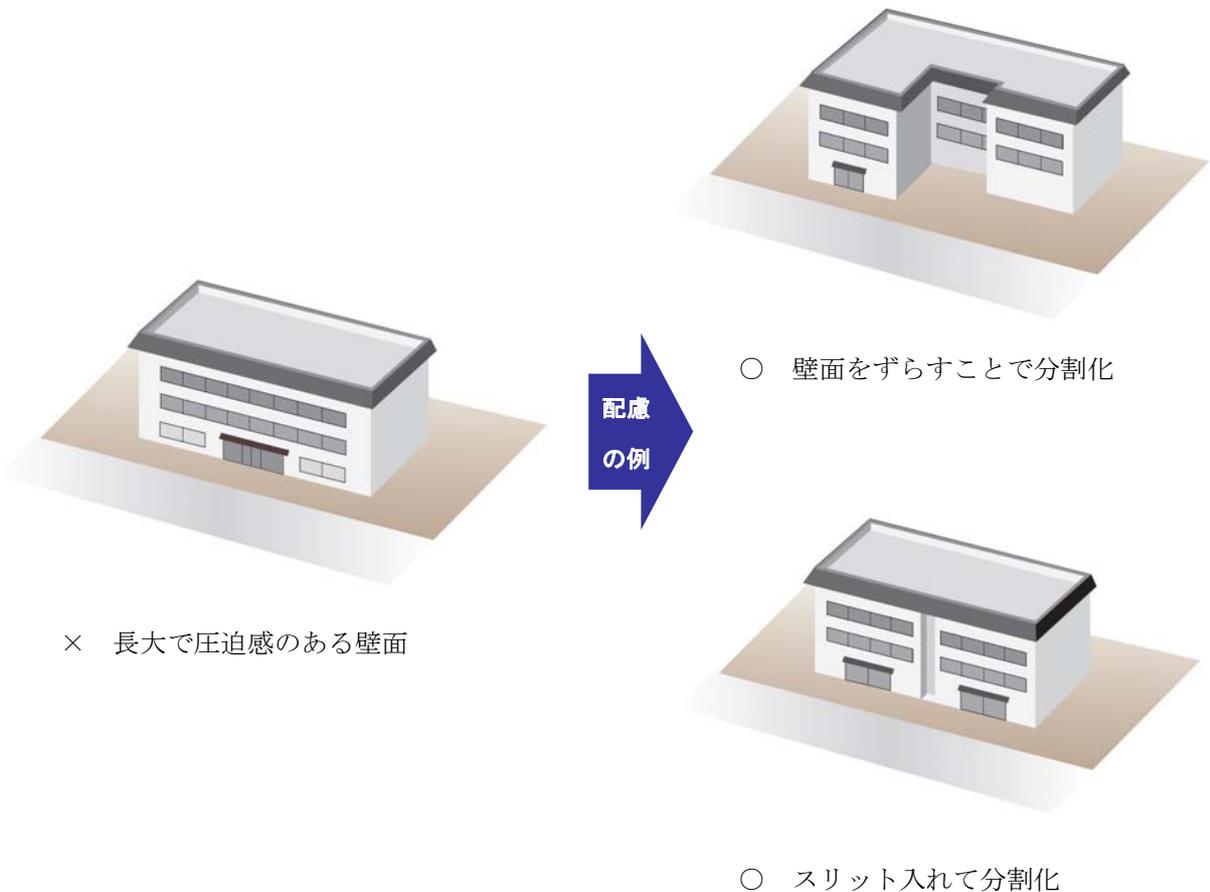
長く連続する建築物は、部材や材料・色彩の工夫により面を分割するなど、**圧迫感の軽減に努める**（または「…圧迫感を軽減することが望ましい」）。

#### 基準の ねらい

歴史的まち並みでは、間口の幅がほぼ統一されていました。その面影が残るところで、複数の敷地を合わせて長い連続する建築物をつくると、まち並みのイメージやリズムを崩してしまいます。このため、周辺と比較して道路に面する部分の壁面が長い場合は、適当な分割を行うことで、圧迫感等の軽減を図ることが望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

○分割方法としては、壁面をずらす、スリット入れる、アクセントカラーでリズムをつける等が考えられますが、全体のまち並みとの調和に配慮して行いましょう。



F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
—	弱	—	—	—	—	—	—

### 景観形成基準 【形態意匠〔外壁等〕－②】

柱・梁の形(構造)が見える意匠とするなど、瑞巖寺の意匠に調和させることが望ましい。

#### 基準の ねらい

瑞巖寺の外壁は、柱・梁の形(構造)が見える真壁構造の伝統的意匠です。このため、瑞巖寺の山門の前にあたる松島海岸中央商店街の区域については、同じ構造とすることでデザインの統一を図ることが望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

○意匠デザインは、瑞巖寺やかつての海岸通りの建物にも使用されていた真壁構造のイメージを目標として進めましょう。



瑞巖寺の柱や梁が見える真壁構造の意匠



かつての海岸通りのイメージ

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	中	弱	中	弱	弱	弱

### 景観形成基準 【形態意匠〔屋根等〕－①】

屋根の形態は、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とし、周辺の山並みとの調和に努める（または「…山並みと調和させることが望ましい」）。

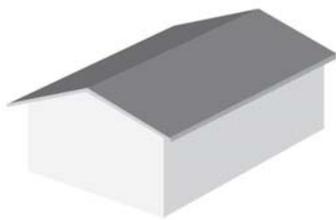


#### 基準の ねらい

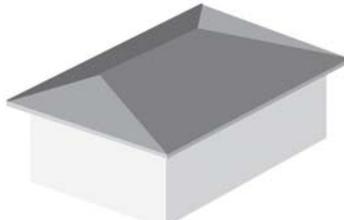
和の佇まいとして勾配屋根を原則とすることが望まれますが、国道45号沿道では現状として陸屋根が多く存在しています。勾配屋根以外とする場合でも、周辺景観と調和するよう、屋根形状を工夫することが望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

○勾配屋根は適当な軒の出を有し、屋根勾配は周辺の建物に多く用いられているものと合わせるようにしましょう。



○ 切り妻屋根

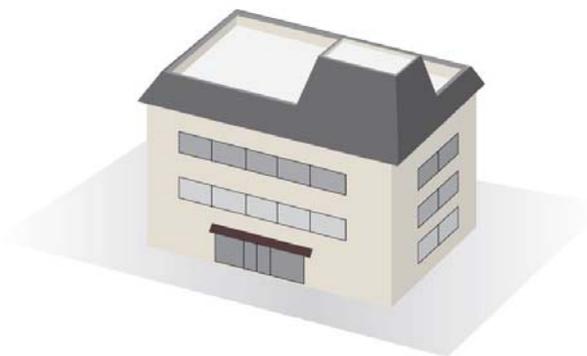


○ 寄せ棟屋根



○ 入母屋屋根

○勾配屋根に類する屋根形状で山並みとの調和したものとして以下のような例が考えられます。



○ パラペットやペントハウス部分を勾配屋根に類似する形態に工夫

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	—	—	—	中	弱	弱	弱

## 景観形成基準 【形態意匠〔屋根等〕－②】

屋根の種類は、瓦、スレートの使用に努める（または「…使用するとよい」）。また、素材は粘土系、金属系の使用に努める（または「…使用するとよい」）。金属系の素材を使用する場合は、光沢があるものを避けるよう努める（または「…光沢があるものではできるだけ使用しない」）。

### 基準の ねらい

和の佇まいを目指すと、屋根の素材は瓦がふさわしいと考えられます。しかしながら、耐震性などを考慮し、スレートなど軽量な材料が用いられる例も多いことから、スレート葺も推奨しています。なお、屋根の色彩については別途定めた基準に従い、周辺との調和を図ることが望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○歴史的な趣と調和した和の佇まいと調和したスレート葺としては、以下のようなものが考えられます。



天然スレート葺屋根



人造スレート葺屋根

写真出典) メーカーHP

○粘土系以外で金属系の素材を使用する場合は、歴史的な趣との調和に配慮して光沢があるものを避けましょう。



寺院などの屋根によく使われ、時間の経過とともに趣を増す銅板葺



アルミと亜鉛で鉄を守ることで耐久性に優れたガルバリウム鋼板葺

写真出典) メーカーHP

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	中	弱	—	—	—	—

### 景観形成基準 【形態意匠〔屋根等〕－③】

建築物1階には軒庇を設ける場合には、隣り合う建築物と軒庇の高さや出幅を揃えるように努める（または「…揃えることが望ましい」）。

#### 基準のねらい

国道45号沿道では、陸屋根の中層建築物が多く見られます。このような現代的な建物においても、1階部分に軒庇を設けるなどの修景により、地域の持つ歴史的背景にふさわしい和の佇まいのイメージを保つことができます。

その際、軒庇の高さや出幅を隣接の建物に揃えることで、まち並みの連続性が生まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 軒庇は、隣り合う建築物と軒庇の高さや出幅を揃えることで景観の一体感を確保しましょう。
- 2階部分より上階についても1階と同じように軒庇を設けることで、壁面が単調になってしまうのを避ける効果があります。



× 隣接する和の佇まいのイメージとの調和をみだす建物

#### 配慮の例



- 1階に軒庇を設けることで景観の一体感を保つことができる



- 2階部分の庇の設置や屋根の工夫でさらに景観の一体感が生まれる

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
強	強	強	弱	強	中	中	強

## 景観形成基準 【形態意匠〔建築設備〕－①】

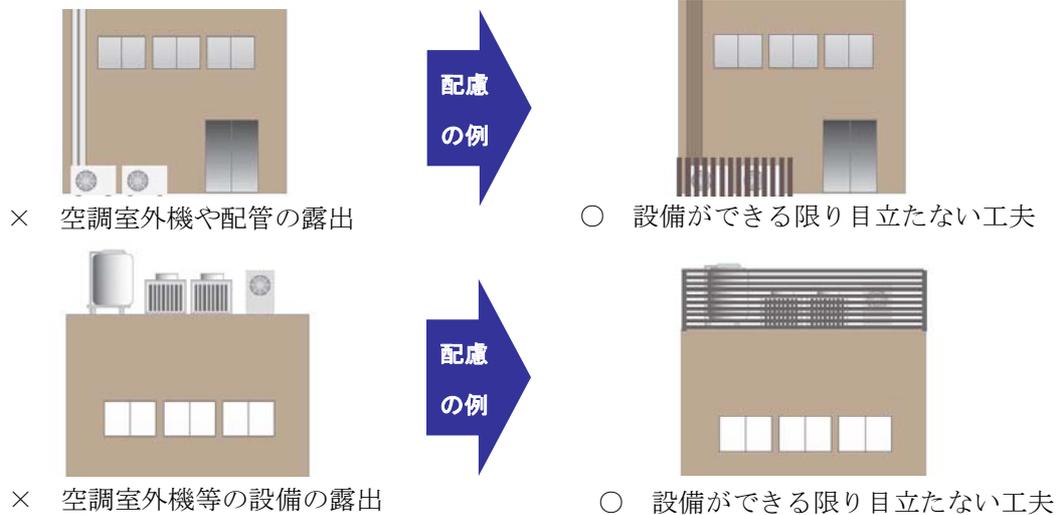
室外機、給湯機器又は電気メーター等の建築設備は、建築物の外観意匠と調和した木製格子や植栽による修景を行う（または「…修景に努める」「…修景を行うことが望ましい」）。ただし、前面道路から見えない位置に設置する場合は、この限りではない。

### 基準の ねらい

空調室外機などの建築設備は、主体となる建築物との一体性がないと、周辺の景観に煩雑な印象を与えるおそれがあります。そのため、道路側から目立ちにくい場所に設置したり、建築物本体と統一したデザインとしたりするなどの工夫が望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 空調室外機、配管などの設備を外壁に面して設置する場合には、道路側から目立ちにくい場所を選定するようにしましょう。やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽やルーバーなどで覆ったり、建築物本体と同系色としたりするなど、設備ができる限り目立たないように工夫しましょう。



- 主要な眺望点から屋上が見える場合には、そこに設ける設備を必要最小限にとどめるとともに、色彩を工夫するなど、眺望をできる限り阻害しないように配慮しましょう。

- 屋根等のアンテナについては、景観に配慮し、壁面に取り付けるタイプ等を用いましょう。



写真出典) メーカーHP

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
強	強	強	弱	強	中	中	強

### 景観形成基準 【形態意匠〔付属物〕－①】

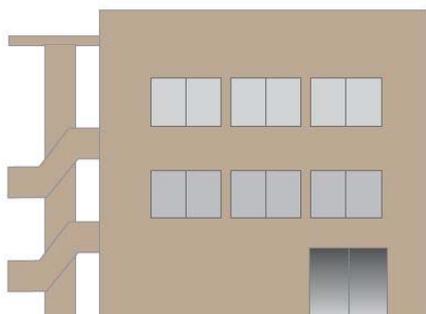
屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれ、目立たないものを用いる（または「…本体との均整に努め、目立つものは避けるよう努める」「…本体との均整を図り、目立たないものを用いることが望ましい」）。

#### 基準の ねらい

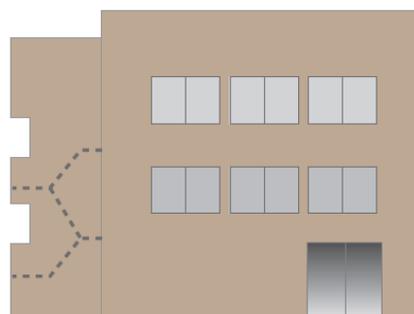
屋外階段やバルコニーなどは、主体となる建築物との一体性がないと、周辺の景観に煩雑な印象を与えるおそれがあります。そのため、道路側から目立ちにくい場所に設置したり、建築物本体と均整のとれたデザインとしたりするなどの工夫が望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 屋外階段を設置する際には、道路側や観光スポットからの見え方に留意し、見えにくい部分に設置することや、ルーバー等を用いるなど工夫を施しましょう。



- × 屋外階段が建築物と分離されて目立った構造となっている



- 屋外階段を建築物と一体とすることですっきりしたデザインとしている

- 国道沿道は、観光客の主要な散策ルートにあたるため、道路側へのバルコニーの設置は避けましょう。設ける場合は、建築物本体と一体的なデザインとし目立たないようにしましょう。



- × 洗濯物や室外機等が道路側から直接見えてしまっている



- 景観に配慮してまち並みとの調和に配慮したバルコニー

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	中	弱	中	中	中	中

### 景観形成基準 【形態意匠〔材料〕－①】

建築物の外装材は、周辺景観との調和に努める（または「…調和させることが望ましい」）。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらの活用に努める（または「…それらを活用することが望ましい」）。

#### 基準のねらい

建築材料の地産地消は、地元で親しまれている素材の活用となり地域景観との調和が図られるとともに、地域産業の振興にも貢献します。このため、地産地消に配慮した建築材料を用いることを推奨します。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 「瑞巖寺周辺地区」では、寺町構想で整備された石畳と板塀との調和に配慮し、自然素材や自然素材に準じる素材を活用しましょう。



瑞巖寺の壁にも見られる自然素材の漆喰壁



寺町構想のデザインイメージ

- 震災復興等で、建築の基礎高を高くする場合は、基礎部も景観に配慮した材料を採用し、周辺景観との調和を図りましょう。



震災前の建物のイメージ



× 建築物の基礎がコンクリート等で目立った景観となっている。

#### 配慮の例



- 基礎等にも景観に配慮した材料を採用している。

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	中	弱	中	中	中	中

## 景観形成基準 【色彩-①】

建築物の色彩は、「色彩基準一覧表」の色彩基準の適合に努める（または「…適合させることが望ましい」）。

### 基準のねらい

松島町の自然や風土と共存する素材そのものの色を建築物の外壁・屋根、工作物の外観に活かすことを基本とし、派手な色や蛍光色など地域に馴染まない色彩は使用を控えることとします。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○景観重点地区における外壁基本色の推奨色についての考え方は次のとおりです。建築物等の色彩を選ぶ際には、色彩基準に適合した上で、推奨色の仕様についても検討するようにしましょう。

- ・景観重点地区では、瑞巖寺をはじめとした神社仏閣や寺町界隈のまち並みに用いられている漆喰や木材、和瓦などの色彩を尊重して、低彩度の暖色系の色相及び無彩色を推奨します。
- ・白い漆喰と木材・瓦による明暗のはっきりした配色も特徴となっているため、低明度色も推奨します。



外壁基本色の推奨色の例

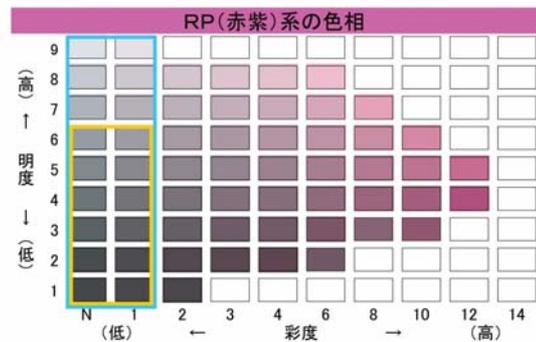
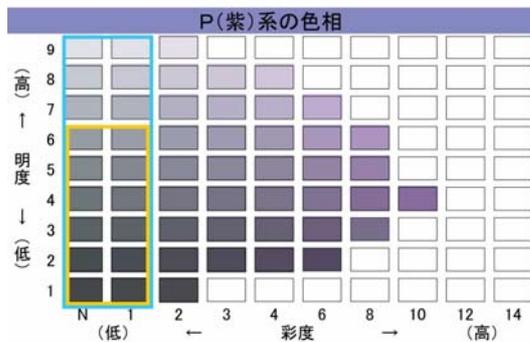
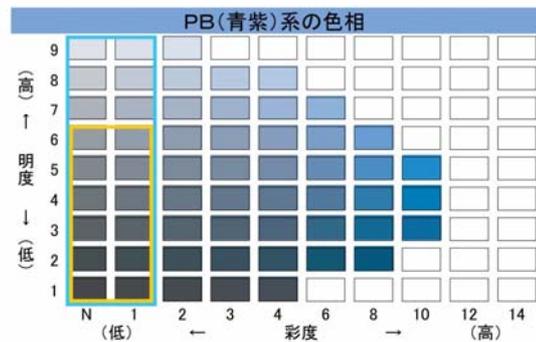
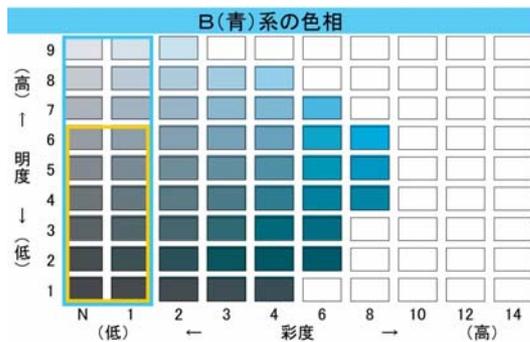
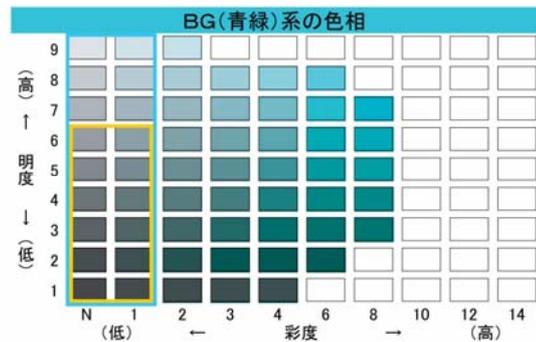
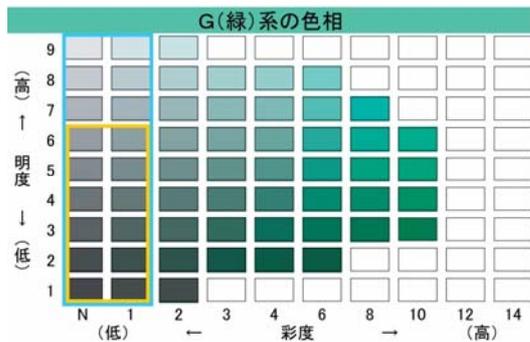
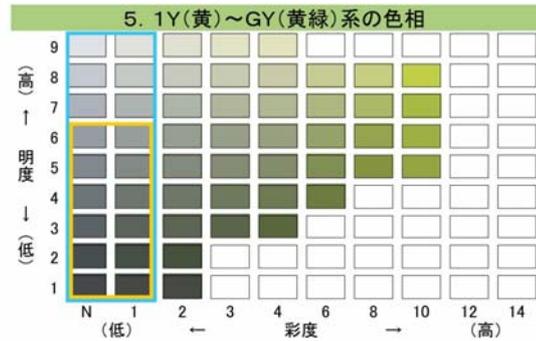
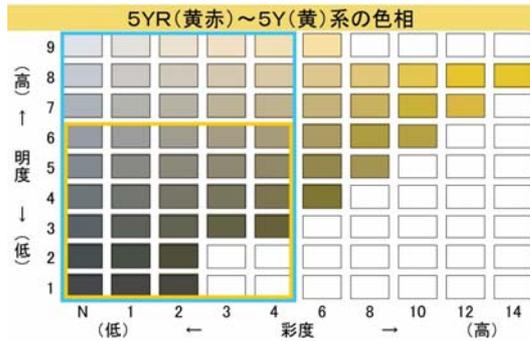
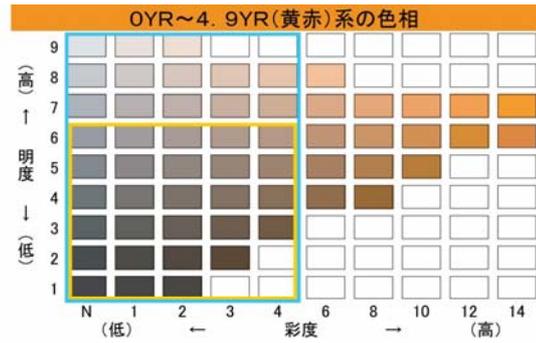
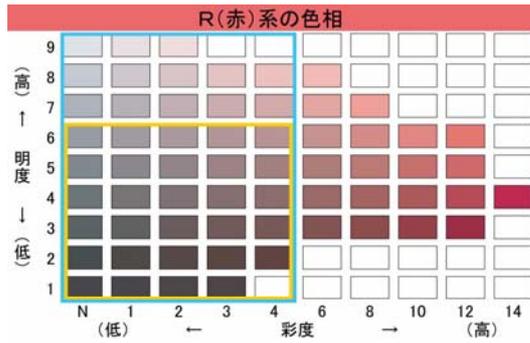
## ●色彩基準一覧

色彩基準：景観重点地区			
	色相	明度	彩度
基調色※	OR~5.0Y	— (制限無し)	4以下
	その他		1以下
屋根色	OR~5.0Y	6以下	4以下
	その他		1以下

※基調色とは、建築物の外観において、最も大きな面積を占める色彩

※五大堂のすかし橋や福浦橋、渡月橋などの歴史的な建築物、工作物の色彩についてはこの限りではありません。

# 色彩基準のカラーチャート



凡 例

- 基調色の使用可能範囲
- 屋根色の使用可能範囲

## (2) 外構等

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
弱	—	弱	弱	中	弱	中	中

### 景観形成基準 【植栽・緑化①】

在来種を主とした、敷地内の緑化に努める（または「…緑化を行うことが望ましい」）。



基準の  
ねらい

背景となる山並みの緑に馴染むように敷地内も緑化に努め、特別名勝松島にふさわしい緑豊かな景観とすることを目指します。

### 具体的に配慮していただく内容の例

○樹種は、歴史的な趣に配慮して地域にもともと存在する在来種を主として配置するよう努めましょう。

#### ●地域の在来種の例

区 分		樹 木 名
中高木	常緑	アカマツ、クロマツ、タブノキ、ヤブツバキ、ヒサカキ、モミ、カヤ、シキミ、ヤブツバキ、スギ、ヒノキ、サワラ、モウソウチク、マダケなど
	落葉	クリ、コナラ、シデ類、ケヤキ、イロハモミジ、オオモミジ、アワブキ、エゾエノキ、カサミザクラ、オニグルミ、エノキ、ニセアカシア、ハンノキ、シロヤナギ、カラマツなど
低木	常緑	トベラ、マサキ、マルバシャリンバイなど
	落葉	ハマナス、キイチゴ類、タラノキなど
草木・下草		イノデ類、コハマギク、ハマギク、ラセイタソウ、コウボウムギ、ハマニンニク、ヨシ、マコモ、スゲ類、ミゾソバ、オギ、ヒルムシロクラス、シオクグ、ススキ、トダシバ、ツクシハギ、アズマネザサなど

出典：特別名勝松島保存管理計画「特別名勝松島及び周辺の陸域植生の概要」

中高木の例（イロハモミジ）



低木の例（マサキ）



草木・下草の例（ツクシハギ）



写真出典）ツクシハギ … 山溪カラー名鑑「日本の樹木」, 山と溪谷社

○緑化する場所は、道路に面した目立つ箇所を中心に配置しましょう。

○現況で巨樹や古木などがある場合は、できる限り保全するよう努めましょう。

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
—	—	—	—	中	弱	中	中

## 景観形成基準 【植栽・緑化-②】

敷地の接道部分は黒杉板塀又は生垣の設置に努める（または「…生垣とすることが望ましい」）。

### 基準の ねらい

道路と敷地の境界付近は、景観上非常に重要な箇所です。このため、「瑞巖寺周辺地区」においては、歴史的な趣と調和した和の佇まいが感じられるよう、敷地の接道部分は黒杉板塀または生垣の設置を推奨しています。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 寺町としての佇まいを演出するよう、道路に面して垣などを設置する場合には、和風に合う生垣（→前項参照）や、黒杉板塀を用いるようにしましょう。
- 高さや位置については、隣接敷地と合わせるなど周辺との調和したものにしましょう。



- 敷地境界部分を黒杉板塀や和風の格子窓等に統一することで、まち並みの連続性が保てる

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	弱	弱	中	弱	中	中

### 景観形成基準 【植栽・緑化-③】

駐車場や車庫を設置する場合は、まち並みの連続性を確保するため、周囲のまち並みと調和した塀等の設置や緑化等による修景に努める（または「…修景を行うことが望ましい」）。

#### 基準のねらい

歴史的な趣に調和した和の佇まいの景観形成のためには、駐車場やガレージを設置する場合もまち並みとの連続性への配慮が望まれます。

#### 具体的に配慮していただく内容の例

- 敷地が2面以上道路に面している場合には、駐車場・ガレージは車や人の通りが少ない道路に設置するようにしましょう。
- 駐車場・ガレージを車や人の通りの多い道路に面して設置する場合は、出入口に木製格子戸を設置したり、道路との間に塀や生垣を設けて視覚的に遮へいしたりするなど、周辺のまち並みとの調和を図りましょう。



× まち並みの連続性を遮断する駐車場

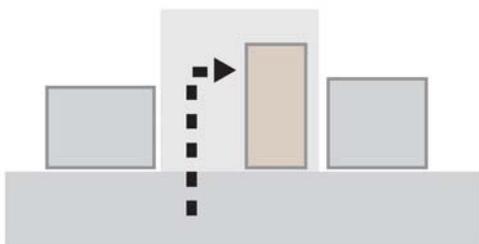


○ 板塀を用いてまち並みの連続性を確保

#### 配慮の例

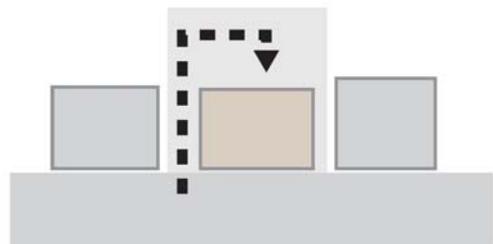


○ 生垣等を用いてまち並みの連続性を確保



× 搬入路の進入口が広くとられ、店舗等の連続性が途切れている

#### 配慮の例



○ バックヤードの位置の工夫でまち並みの連続性を確保

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	—	弱	弱	中	弱	中	中

## 景観形成基準 【植栽・緑化-④】

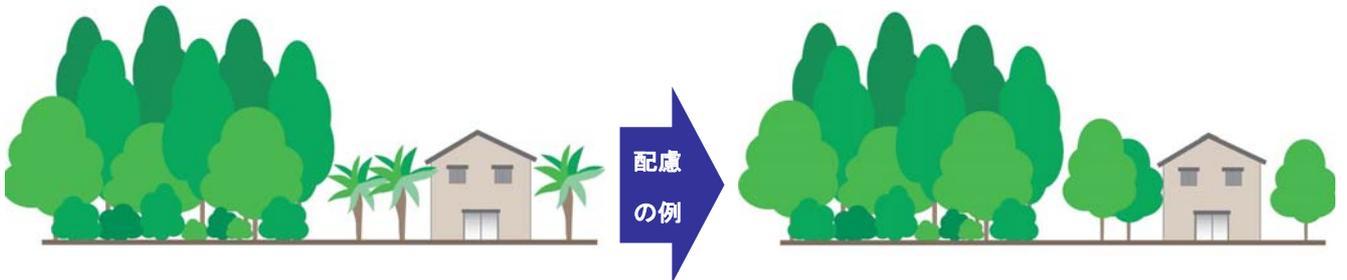
隣接する緑やオープンスペースとの連続性の確保に努める（または「…確保することが望ましい」）。

### 基準の ねらい

敷地に隣接して緑やオープンスペースのある場合は、それらとの連続性に配慮した植栽を施すことで緑のボリュームの増加やオープンスペースに広がりをもたらせることができます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 敷地内の緑やオープンスペースの位置を検討する際は、隣地との連続性を確保しましょう。
- 寺社林と連続する敷地の場合は、寺社林との連続性を意識した緑を配置しましょう。



× 寺社林等のまとまった樹林地に隣接する敷地で、周辺の景観から突出した樹種のため、違和感を与えている

○ 寺社林等のまとまった樹林地との連続性に配慮した植栽を施すことで、一体的景観の確保

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	中	弱	中	中	中	中

## 景観形成基準 【工作物①】

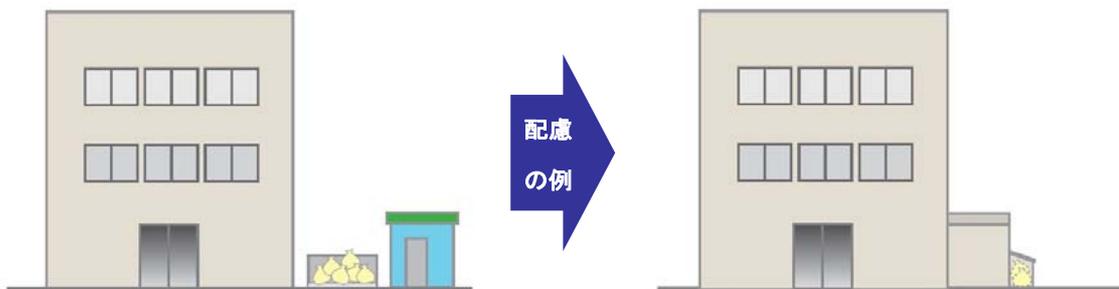
敷地内に建物と離して設ける工作物は、目立つものは避けるよう努める（または「…避ける方が望ましい」）。

### 基準の ねらい

ここでの工作物とは、ゴミ置き場や物置、店舗の前面に設けるベンチ等を想定しています。これらのものは、まち並み景観との調和を乱さないようできる限り目立たない工夫が必要です。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- ゴミ置き場は、塀の内側に設置したり、ルーバーで覆ったりするなど、通りから目立たないように工夫しましょう。
- 物置など道路に面して設置する必要のないものは、できる限り道路から見えない位置に配置するようにしましょう。やむを得ず道路に面して設置する場合には、目隠しの方法を工夫しましょう。
- ベンチ等を通り沿いに設置する場合には、木や石など、和の佇まいに調和するものを用いるようにしましょう。



× ごみ集積所や附属建築物が主体となる建物と調和せず、乱雑なイメージを与えている

○ 主体となる建物の色彩等のデザインを統一する

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	中	弱	中	中	中	中

## 景観形成基準 【工作物②】

設備の素材についても、自然素材の採用や、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩(灰色、濃茶色系)に努める(または「…、濃茶色系)が望ましい」)。

### 基準のねらい

道路に面して設置されるゴミ置き場やベンチなどの工作物は、周辺景観に馴染むよう、自然素材の採用や、落ち着いた色彩とすることが望まれます。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 常設の集合ゴミ置き場は、木造格子戸で遮へいするなどまち並みと調和させましょう。
- ベンチは、落ち着いたまち並みとの調和を意識して和風ベンチを基本としましょう。



- 木や竹など自然素材を利用した和風ベンチ

写真出典) メーカーHP

F	R1	R2	R3	Z1	Z2	Z3	Z4
中	中	強	弱	中	強	強	中

## 景観形成基準 【自動販売機－①】

屋外には自動販売機を極力設置しない（または「…設置しないように努める」「…設置しない方がよい」）。敷地内に自動販売機を設置する場合は、建築物と一体化させるような配置や修景等の工夫を行うこと（または「…工夫に努める」「…工夫することが望ましい」）。色彩は、周囲のまち並みと調和する落ち着いた色彩（灰色、濃茶色系）とし、原色や派手な色彩を使用しない（または「…色彩の使用を避けるよう努める」「…色彩の使用を控える」）。

### 基準の ねらい

自動販売機は、一般的には全国一律のデザインで、松島の歴史的な趣ある景観とは馴染みにくいものと言えます。このため、店舗の集積する松島海岸中央商店街地区では、できる限り設置を控えましょう。それ以外の地区を含め、屋外に自動販売機を設置する場合は、観光地としての景観を損なわないよう、道路からの見え方に十分配慮した対策を施しましょう。

### 具体的に配慮していただく内容の例

- 道路に面して自動販売機を設置する場合は、色彩を背後の建築物の外壁と同系色とするなど、目立ちすぎないように工夫しましょう。



- 色彩を周辺に調和させることで自動販売機を目立たなくした例（他都市）

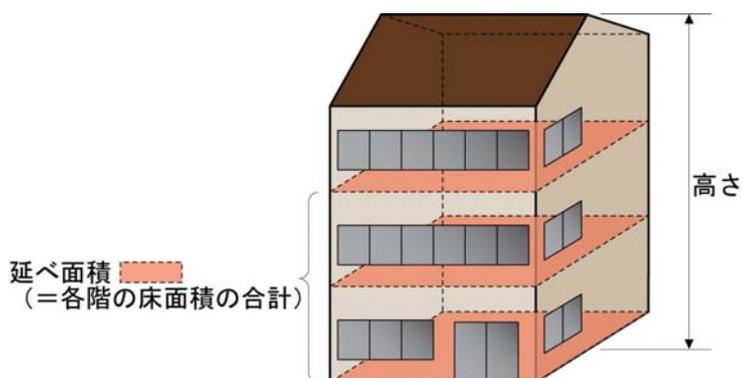


## 第5章 景観計画に基づく手続き

### 1. 届出対象行為

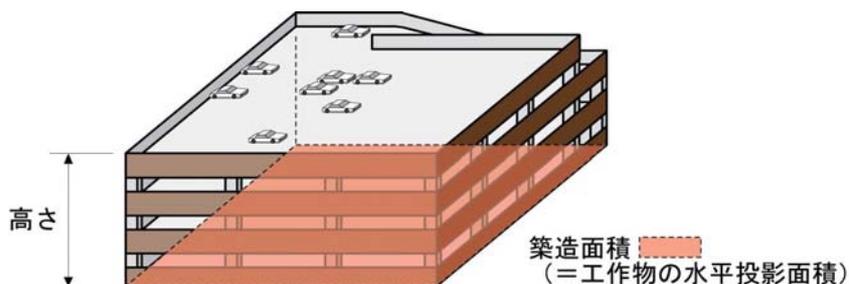
#### (1) 建築物

ゾーン	行為の種類・規模
松島湾景域	高さ <sup>(※)</sup> >10m又は延べ面積 <sup>(※)</sup> $\geq 300 \text{ m}^2$
緑の景域	高さ <sup>(※)</sup> >10m又は延べ面積 <sup>(※)</sup> $\geq 500 \text{ m}^2$
景観重点地区	特別名勝松島保存管理計画の現状変更の許可申請等の行為と同様 <sup>(注)</sup>



#### (2) 工作物

ゾーン	行為の種類・規模
松島湾景域	高さ >10m又は築造面積 <sup>(※)</sup> $\geq 300 \text{ m}^2$
緑の景域	高さ >10m又は築造面積 <sup>(※)</sup> $\geq 500 \text{ m}^2$
景観重点地区	特別名勝松島保存管理計画の現状変更の許可申請等の行為と同様 <sup>(注)</sup>

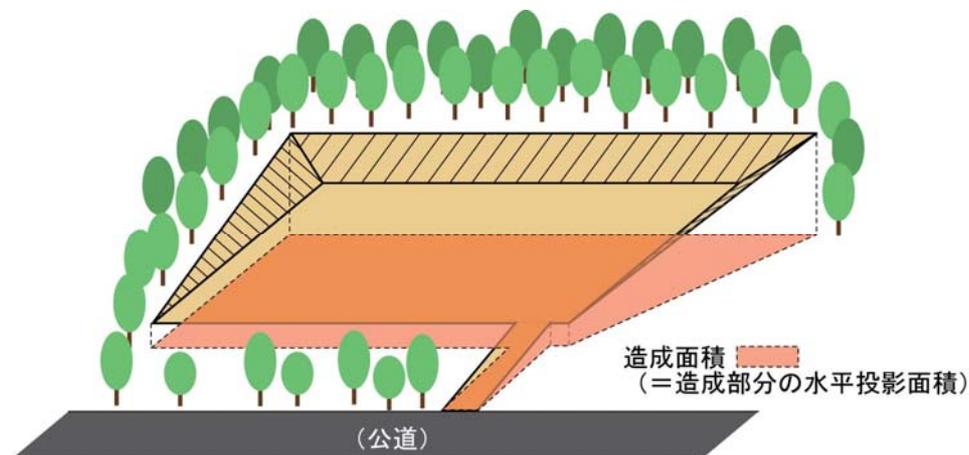


#### (3) 開発行為

ゾーン	行為の種類・規模
松島湾景域	開発行為の面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$
緑の景域	
景観重点地区	特別名勝松島保存管理計画の現状変更の許可申請等の行為と同様 <sup>(注)</sup>

#### (4) 土砂の採取・水面の埋立て

ゾーン	行為の種類・規模
松島湾景域	造成面積 $\geq 500 \text{ m}^2$
緑の景域	造成面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$
景観重点地区	造成面積 $\geq 500 \text{ m}^2$



(注) 「特別名勝松島保存管理計画の現状変更の許可申請等の行為」は、次の適用除外を除き全てが対象となります。

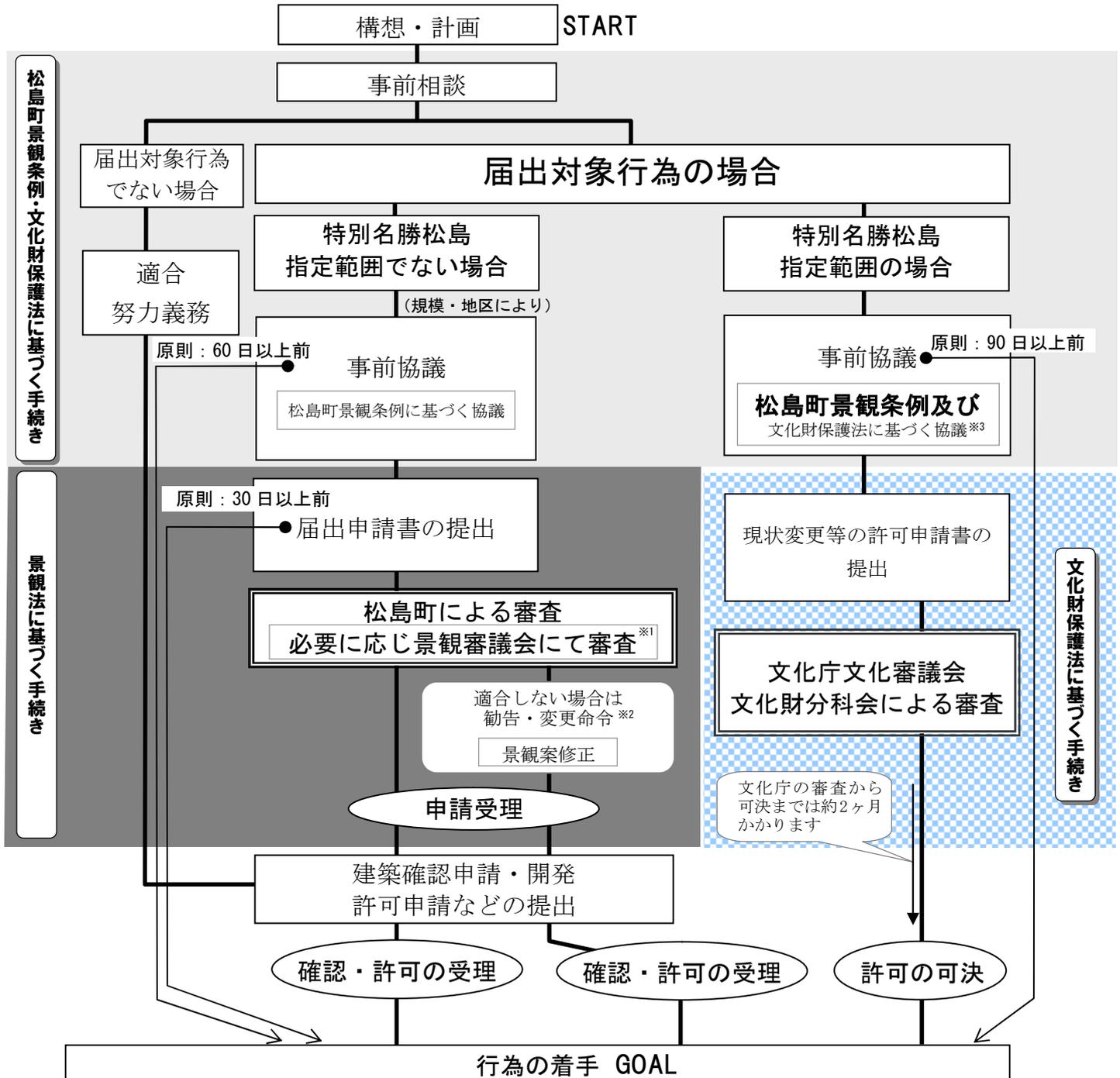
〈適用除外の行為〉

- ・ 建築面積<sup>(※)</sup>が $5 \text{ m}^2$ 以下で、かつ高さ<sup>(※)</sup>が $3 \text{ m}$ 以下のごく簡易な建築物・工作物の設置
- ・ 第3種保護地区における建築面積<sup>(※)</sup>が $120 \text{ m}^2$ 以下で、かつ高さ<sup>(※)</sup>が $10 \text{ m}$ 以下の専用户建住宅の新築、改築等

※建築面積、延べ面積、築造面積、建築物の高さは、それぞれ建築基準法施行令第2条第2号、第4号、第5号、第6号の規定によります。

## 2. 手続きの流れ

景観計画で定める一定規模以上の行為を行う場合は、あらかじめ景観法に基づく届出が必要です。手続を円滑に進めるため、事前相談及び事前協議の制度を設けます。構想・計画段階からの手続きの流れは、次のとおりとします。



※1：届出にかかわる勧告・変更命令に関することなどについて、必要に応じて景観審議会の意見を聴きます。

※2：建築物及び工作物については、勧告・変更命令を行います。

※3：文化財保護法の届出対象外の場合、本計画等に基づく届出の対象となります。